

護家)十一世。咸豊六年に進貢の都通事を務め、同十一年久米村長史に任じられる。同治二年に接貢船の都通事を務める。同治三年正議大夫、同五年には紫金大夫に陞る。嘉慶十三年に家督を継いで名護間切総地頭職となる(『家譜(二)』五六五頁)。

- (2) 引駕 曳航する。
- (3) 哀請 必死で訴える。懇願する。
- (4) 去向 行方。

2-199-12

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、総督・巡撫から要求された鑄銭用の銅材を調達し、琉球国の誠意表明のため献上する旨の咨文(咸豊七《一八五七》、八、一一)

琉球国中山王世子尚(泰)、銅觔を奉納して以て芹私を表わす事の為にす。

咸豊七年六月十八日、閩に在るの存留通事の鄭宏猷の報に拠るに称すらく「海防庁の曉諭を奉じたるに、今、閩省には銅錢、欠少す。所有の鉄錢は他省とは通用するを得ざれば、必須^{かなら}ず旧に仍りて銅錢に鼓鑄して以て其の用に備うべし。但だ、別に銅觔の求むべき無し。琉球に如し購うべきもの有らば、応に進・接貢船の閩に入るの時に於て帶來して奉売^{ほうばい}すれば可なるべし。事は^撫督兩院の憲令に係る、等の因あり。再三、伝訳通事に飭諭し猷に到る。此れを奉けたり。

随いで貢使・員役等と与に相い議し、経に銅觔を求め難きの情由を陳べ、伝訳通事をして請辞せしむ。理として合に報明すべし」等の情あり。国に到る。此れを扼^{おさ}けたり。

伏して思うに、敝国は海隅に僻処し、歴として天朝の深仁厚沢を蒙り、加うる有りて已む無し。更に列憲、仰いで皇上の柔遠の至意を体するを荷^{かたじま}くし、朝貢の事務は妥^{まじよ}為^{まじよ}く照料するを除くの外、凡そ有事に遇いて陳請すれば、維持周全せざる莫し。永く皇恩・憲徳を無疆に感じたれば、即ち国を傾け奉貢するとも、未だ涓埃を罄^つくさず。今、聞くに列憲、銅を求め錢を鑄せんとするは、固^{もと}より閩省の公用に係る。経に使臣等、由を陳べ請辞すると雖も、然れども營^い求^いして以て其の思を補わざれば実に安んじ難し。茲に官吏に飭して意を加えて營^い求^いせしむ。但だ蕞爾の荒陬なれば、求むる所も僅少にして以て奉進^{ほうしん}し難し。乃ち国中の所有の銅器等の類を加え、冶工^いをして其の器類を以て碎きて板片と為さしめ、共計するに二万五千觔を接貢船に装載し、存留通事の孫得才^{そんとくさい}に付して閩に到りて奉進^{ほうしん}せしめ、少涓滴の微忱^いを佈^ししめんとす。統べて貴司より^撫督兩院に転詳し、俯して查收を賜わり庸^いて価^いを給する勿きを祈る。此れが為に備に貴司に咨す。請煩^いわくは查照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊七年(一八五七)八月初二日

注 (1) 奉納 納める。献上する。

(2) 欠少 不足して十分でないこと。

(3) 鼓鑄 金属を溶かして器物や貨幣などを造ること。

(4) 用に備う ここでは銅銭を作るのに使うこと。日本銅は錢貨鑄造用として長崎貿易において輸出されていた。清代前期の貨幣経済・貿易の上では重要な位置を占めていたが、乾隆末年から銅の輸出は減少し、銀が高騰した。日本でも一八五七年には原則として銅の輸出は禁止されたが、太平天国の乱で中国国内の銅移送ができなくなり錢貨用の銅が不足すると、日本銅の需要が高まった。咸豊九年の「三二一〇三」文書には琉球が銅材(片銅)二万五千斤を宝福局に納めたとある。

(5) 奉売 売却して差し上げる。公的機関へ売却する。

(6) 憲令 上司の命令。指令。

(7) 伝訳通事 琉球の使節とこれに接する中国官吏との間での通訳を行う中国人通事。

(8) 飭諭 上級機関から下級機関へ命令指示すること。

(9) 請辞 辞退する。遠慮する。

(10) 維持周全 周全は十分に配慮する。行き届く。

(11) 営求 図り求める。工面して調達する。

(12) 荒陬 さわめて遠い地。

(13) 奉進 奉り進める。献上する。差し上げる。

(14) 冶工 鑄物師。かじや。冶匠。

(15) 孫得才 大嶺親雲上。嘉慶十六〜同治十年(一八一〜七一)。

久米村系孫氏(大嶺家) 四世。道光十六年、読書習礼のため福州に赴き、父孫光裕に従って北京に上る。咸豊七年、接貢船の存留通事となる。同治三年、前年の護送船が破損し福建で船を借りたのを返すため、御返船の通事として福建に赴き、翌年帰国。七年進貢の朝京都通事として北京に赴く。咸豊九年中議大

夫に陞る。道光二十九年小祿間切大嶺地頭職を授けられる(『家譜(一)』四四四頁)。

(16) 涓滴 しずくほどに小さい。少ない。少し。

(17) 価を給する 附搭の貨物を評価してその対価を支払うこと。ここでは「価を給する勿きを祈る」とあり、銅を献上するので納めていただきたい、対価は支給しないでほしい、の意。

2-199-13

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、朝鮮国の難民金心彩等を福州へ護送する旨の咨文

(咸豊七《一八五七》、八、二)

琉球国中山王世子尚(泰)、移交する事の為にす。

照らし得たるに、咸豊六年十一月二十日、本国属の鳥島地方官の報に拠るに称すらく「咸豊六年九月二十三日、小海船一隻、風を被りて本島の洋面に飄い到り、礁に擱りて撃砕する有り。時に土民、救護し岸に登らしむる有り。随いで其の来歴を詢ねたるに、該難人等は音語通ぜず。内に、略漢字を識る者有り。称に拠るに、金心彩等は俱に朝鮮国全羅道康津府の人に係る。通船共に六名なり。本年九月十一日、小船に坐駕し、海に出でて魚を釣る。詎んぞ想わん、洋中、陡かに大風に遇い其の飄流するに任ずを。二十三日に至りて貴島の洋面に飄い到り、礁に擱りて撃砕せらる。正に危急に在るも、幸い土民の救護するに遇い、上岸して

正朔に遵い、共に聖寿の無疆なるを祝る。合に就ちに咨覆すべし。此れが為に貴司に移咨す。請煩わくは査照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊九年（一八五九）八月初二日

注*語注は「三〇一―二二」参照。

（1）一王の正朔に遵い、「一王」は一人の聖主。ここでは清朝皇帝を指す。「正朔」は年のはじめと月のはじめ。転じて曆。清朝皇帝が制定した曆を遵守して、の意。

（2）聖寿の無疆なるを祝る。「聖寿」は聖王（皇帝）の寿命。「無疆」は限りないこと。無限。皇帝陛下の寿命が限りないことを祈るの意。

3-02-03

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、咸豊八年の進貢使の進京、銅材購入の経緯等に関する咨文を受領した旨の咨覆（咸豊九《一八五九》、八、二）

琉球国中山王世子尚（泰）、咨覆する事の為にす。

咸豊九年五月二十六日、貴司の咨を准けたるに（以下の如く）開せり。

咸豊八年十月二十日、巡撫部院慶（端）の憲票を奉けたるに

（次の如し）。

照の為にす。本部院、咸豊八年九月二十八日に于て督部堂と会同し恭摺して具奏せるところの、琉球国の本年の進貢は緩らせて道路の疏通するを俟ち、再び恭しく進むるを行うの縁由の一件あり。硃批を奉到するを俟ちて別に恭録し飭知するを行うを除くの外、合に先に抄片もて行知すべし。票を備えて司に到れば、立即に転行して査照せしめよ。併びに經由せる沿海の各鎮・營及び巡洋の舟師に移行して、一体に探查し接護して省に來たらしめよ。稍も疎虞する母かれ。切速せよ。切速せよ、とあり。

計るに粘けたる抄片稿一件あり。内に（次の如く）開す。

再び査するに、琉球国は間年一貢にして応に貢すべきの年なり。該国王は使を遣わし、頭・二両号夷船に駕坐して恭しく方物を進む。向より九月底及び十月初旬に于て閩に抵れば、閩省は例に照らして文武の各員を派撥し、該国の使臣及び貢物を伴送して、趕ぎて十二月二十日以前に于て京に到らしむ。

茲に本年、琉球国は応に進貢すべきの期に届る。所有の該国の頭・二両号貢船は次を將て閩に抵れば、自ずから応に沿海の舟師に飭して探查・接護して省に來たらしむべし。惟だ査するに、該国の使臣の貢物は、現に尚お未だ各口の員弁より接護して進口すと具報するを拠げざれば、海洋の風汎は常靡ければ期を愆つこと有るや無きやは已に預め定め難し。即使え前項の貢船は期に依りて閩に抵りて例に照らして閩より員を派し、伴送して進京せしむ

るも、道は数省を歴る。此の逆氣、未だ靖んぜざるに値たれば、道路均しく間阻多し。若し道を繞りて行走せしむれば、特に趨運すること維れ艱きのみならず、未だ部限に遵照して年前に于て京に抵ること能わず、且つ途中或いは阻滯すること有るを恐る。設し疎虞するに至れば、則ち関わる所は尤も浅鮮に非ず。自ずから応に預め籌議を為し、以て慎重を昭らかにし、相応に奏して聖恩を懇い、該国の貢船を將て、閩に到るの後、再び情形を察看するを行い、如し果たして並えて期を愆つる無く、道路亦た己に疎通すれば、即ちに飭して限に依りて起程せしめ催趨して前進せしむべし。倘し該船、閩に抵るも限を逾え、或いは長途に梗阻せられ行き難ければ、仍お官伴人等に飭して例に照らして館駅に安挿し、閩に在りて守候せしめんとす。謹んで表文・方物を將て司庫に存儲し、暫く限に依りて進京するを免じ、一たび經由する各処の道路の疎通し、以て行走するに堪うるを俟ち、即ちに例に照らして文武の各員を派撥し、伴送して京に赴かしめ、以て体恤を示さんとす。檄もて巡洋の舟師並びに各鎮・宮に行り、暨び沿海の隣省の督撫臣に飛咨し、一体に転飭して探查し接護せしむべし。並びに礼部に咨明して查照せしむるを除くの外、謹んで閩浙總督臣王（懿徳）と会同して附片もて具奏す。伏して聖鑑もて訓示せられんことを乞う。謹んで奏す、等の因あり。

又、詳もて具題せられんことを請う事の為にす。

咸豊八年十一月十六日、總督部堂王（懿徳）の批を奉けたる本

司の詳（は次の如し）。

查し得たるに、琉球国中山王世子尚（泰）、耳目官の翁俊・正議大夫の阮孝銓・都通事の林長隆等を遣わし、官伴・水梢共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に駕坐して咸豊戊午の年の進貢の各表文を齎捧せしめ、常貢の方物の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を解運し、頭・二両号船隻に分載して均しく該国に在りて一斉に開船せしむ。

咸豊八年十月二十三日に于て、署福防同知丁嘉瑋の詳に拠るに、閩安協の移報を准けたるところ、琉球国の頭・二両号の貢船は十月十三・十五等の日に于て護送して虎に進むれば、例に照らして閩安協に移会し、閩安巡檢に札飭せしめ、十八日に于て会驗して明白ならしめ、護送して港に進ましむ。

二十二日、館駅に安挿し、一面にては把駅官にして布都事の兪蓉鏡に移委して該夷人を監督せしめ、盤運して館に入れしめ、併びに福協に移知し、查照して転報せしむるの外、花名・貨物の清冊を備造して申送し察転せしめんとす、とありて前来せり。

本司覆査したるに、琉球国の進貢の方物の内、硫黄の一項は、応に例に照らして閩に留めて備用せしむべし。其の紅銅・白剛錫の二項は、向より伴送官に委して勘合を備用せしめ、該貢使をして齎解して進京せしむるに係る。

今届、該国の進貢せる硫黄一万二千六百觔は、例に照らして閩に留め備用せしむるの外、所有の紅銅三千觔・白剛錫一千觔は向

より応に派委すべきの文武の各員、例に照らして勘合を備用し、該貢使を伴送して管解し進京せしむれば、自ずから応に其の請う所を准し、該貢使、事竣るを俟ちて遣発して回国せしむべし。惟だ閩より京に抵るの道は数省を経て、此の逆氣、未だ靖んぜざるに値たれば、道路は均しく間阻多し。先に經に憲台の附片もて奏明するを詳奉し、將に該国の貢船、閩に到るの後、情形を察看せしめ、道路如し己に疏通すれば、即ちに飭して限に依りて起程し催遣して前進せしめ、或いは長途に梗阻せられて行き難ければ、仍お官伴人等に飭して例に照らして館駅に安挿し、閩に在りて守候せしめんことを請う。謹んで表文・方物を將て暫く司庫に儲え、一たび各処の道路の疏通するを俟ちて、即ちに例に照らして文武の員弁を派撥して伴送せしめ、進京せしむるを行わんとして案に在り。另に査議して詳辦するを行うを除くの外、合に琉球国の進貢の方物を將て清冊を転造せしめ、安挿するの日期とともに先に文を具えて詳請するを行うべし。伏して察核して具題せらるるを候つ、等の由あり。

批を奉けたるに、仰むらくは撫部院の題咨するを候たれよ、繳す、冊は存す、とあり。

又、巡撫部院慶（端）の批を奉けたるに、仰むらくは察核して具題し、並びに礼部に咨明して査照せしむるを候たれよ、仍お督部堂の批示を候て、繳す、冊は抄白の符文・執照とともに存送す、各等の因あり。

又、恩を体例に籲む等の事の為にす。

咸豊八年十二月初二日、総督部堂王（懿德）の批を奉けたる本司の詳（は次の如し）。

査し得たるに、琉球国の進・接貢の船隻閩に到れば、向に館を開きて貿易するを准さる。

茲に本年、該国の進貢船隻閩に到る。署福防同知の詳に拠るに、「琉球国の進貢の存留通事蔡呈禎、例に照らして示を給し、館を開きて貿易せんことを呈請するに拠り、相応に向例に循照して其の請う所を准すべし。違禁の史書及び黒黄紫阜大花西番蓮緞疋・焰硝・牛角・倭鉛・兵器・桐油・鉄鍋・黄紅銅器等の項は除きて収買するを許さず。又、乾隆二十四年に奉禁せる糸舳・網緞・紗羅は販買して出洋するを許さず。業已に禁条に増入せり。続いて乾隆二十八年十二月の間に于て諭旨を欽奉したるに、琉球国には其の土糸五千舳・二蚕湖糸三千舳を歳買するを准せ、等の因あり。

又、乾隆三十年四月の間に撫・兩院憲の摺奏を奉けたるに、琉球国の歳買せる糸舳八千舳の内、網緞二千舳に改配し、網緞一千舳毎に糸一千二百舳に扣抵し、数に按じて扣除せしめんとす、とありて、殊批を欽奉して転行せり。欽遵して案に在り。

茲に夷官、例を体して前情を具呈するに拠り、相応に旧例を循照し、其の館を開きて貿易するを准すべし。惟だ糸舳の一項は、諭旨を欽遵して額を定めて収買せしめ、如し網緞に改配する有れ

ば、亦た其の額に照らして改配するを准し、歳買する糸舳の内より数に按じて扣除せしめ、額外に多買し夾帶して弊を滋すを許さず。其の余の氈条・布疋・藥材・雜貨等の物にして禁条に關わらざる者は、悉く該夷の兌買して交易するを聽し、完竣の日に驗明し、飭して運びて回国せしめんとす。現に帶ぶる所の土産・雜物は、迅やかに示を給するを賜らんことを懇乞う、等の情を具稟するに抛り、相應に俯して請う所の如くし、即ちに期を定めて館を開きて貿易せしめ、以て体恤を示すべし」とあり。

仍つて憲行を遵奉し、看管の員役に嚴飭し、留心して稽察せしめ、開館の日より始めと為し、兌換せる出入の貨物を驗明し、日に按じて摺報せしめ、並びに開館の日期を將て先に通報を行わしめ、把駅の員弁・兵役の陋規を需索するを許さず、附近の土棍・奸民の館に入りて勾通局騙し、禁物を串帶し、額を逾えて弊を滋すを嚴禁せしむ。併びに土通事をして交易の客商の姓名・兌買の物件を將て、日に按じて摺報せしめ、事竣れば着して福防庁をして細冊を彙造せしめ、司に送らしめて査核せんとす。併びに飭して夷官等に諷諭して趕緊に貿易せしめ、期を剋して報竣せしめ、遣り回さんことを詳請し、逗遛して悞りを貽すを許す母からしむ。仍お開駕の時を俟ちて、買う所の各項の貨物を將て員に委し盤驗して上船せしめ、以て透漏を杜ざさしめんとす。示を給して柔遠駅に実貼し、並びに移行して遵照し辦理せしむるを除くの外、理として合に詳報すべし。伏して察核して批示せらるるを候

つ、等の由あり。

批を奉けたるに、詳に抛りて已に悉れり、仍お撫部院の批示を候て、繳す、とあり。

又、巡撫部院慶（端）の批を奉けたるに、詳に抛りて已に悉れり、仍お督部堂の批示を候て、繳す、各等の因あり。

又、抄摺して行知する事の為にす。

咸豐八年十二月三十日、巡撫部院慶（端）の憲票を奉けたるに（以下の如し）。

照の為にす。本部院、咸豐八年十二月二十七日に于て督部堂と会同し、恭摺して具奏せるところの、琉球国の本年の進貢は緩らせて道路の疏通するを俟ち、再び恭しく進むるを行うの一摺あり。硃批を奉到するを俟ちて別に恭録を行いて行知するを除くの外、合に先に抄摺して行知すべし。票を備えて司に到れば、即便に移行して遵照せしめよ、とあり。

計るに抄発せる摺稿一件あり。内に（次の如く）開す。

再た本年、琉球国は応に進貢すべきの期に届る。所有の該国の頭・二両号貢船は先に期に届るも、未だ各口の員弁より接護して進口すと具報するを抛げざるに因り、期を愆つこと有るや無きやは以て預め定め難し。且つ閩より員を派し伴送して進京せしむるも、道は数省を歴る。此の逆氣、未だ靖んぜざるに値たれば、道路均しく間阻多し。若し道を繞りて行走せしむれば、特に趨運すること、維れ艱きのみならず、未だ限に遵いて京に抵ること能わ

ず、並びに阻滯せられて疎虞するを恐る。関わる所は尤も浅鮮に非ず。業経に臣、附片もて奏明し、該国の貢船閩に到るの後を俟ちて情形を察看して、如し期を愆りて阻碍せらるる無ければ、即ちに飭して限に依りて起程せしめ、倘し閩に抵るも限を逾え、或いは長途に梗阻せられて行き難ければ、即ち例に照らして館駅に安挿し、閩に在りて守候せしめんとす。謹んで表文・方物を將て司庫に存儲し、各処の道路の疏通するを俟ちて再び行じて員を派して伴送して京に赴かしむ。暨び浙江・江蘇の両省に飛咨して査覆せしめ、及び閩省の延・建の各府に一体に分檄して確查せしめ、核辦して具覆せしめんとす。

嗣いで福防同知の詳報に拠るに、琉球国の進貢使臣、本年十月二十二日に于て省に到れば館駅に安挿せしむ、とあり。又、經に例に照らして題咨せしめて各々案に在り。

伏して査するに、琉球国の使臣・貢物は現に閩に到ると雖も、而れども各前届と比較するに、業已に期を愆り、縦使え即日起程せしむるも已に未だ限に依りて京に抵ること能わず。且つ閩より進京するに、經由するの浙江・江蘇等の省は、刻下、道路は是れ一律に疏通するや否や、応に道を繞りて行走すべきや否やは未だ咨覆を准けず。即ち閩省の上游一帯の駅路は、賊匪已に肅清せらると雖も、而れども館舎等の項は均しく已に匪の焚燬するを被りて未だ修理を経ず。亦た心に確查して妥辦せしめ、悞りを貽すを免れしむべし。事は外藩の進貢に関われば、未だ草率に従事する

に便ならず。相応に奏して、聖恩もて本届の琉球国の進貢使臣・方物を將て、俯して緩らせるを准され、来年を俟ちて再び情形を察看するを行い、期を定めて妥員を派委し、伴送して起程し進京せしめ、以て慎重を昭らかにして、体恤を示さんことを懇請す。

藩司の瑞(瓊)、具詳して奏するを請いて前來するに拠り、臣、謹んで閩浙総督臣王(懿德)と会同し、附片もて具奏す。伏して聖鑑もて訓示せられんことを乞う。謹んで奏す、等の因あり。又、抄摺して行知する事の為にす。

咸豐九年三月二十日、巡撫部院慶(端)の憲票を奉けたるに(以下の如し)。

照の為にす。本部院、咸豐九年二月二十八日に于て督部堂と会同し恭摺して具奏せるところの、琉球国の齎貢の使臣、閩より起程し並びに京に到るの日期を約計するの一摺あり。殊批を奉到するを俟ちて別に恭録を行い飭知せしむるを除くの外、合に先に抄摺して行知すべし。票を備えて司に到れば、即便に転行して査照せしめよ。遅ること母かれ、とあり。

計るに粘けたる抄摺稿一件あり。内に(次の如く)開す。奏すらくは、琉球国の齎貢の使臣、閩より起程し並びに京に到るの日期を約計するを恭報し、仰いで聖鑑を祈る事の為にす。

切かに照らすに、琉球国の貢使は向より九月底及び十月初旬に于て閩に抵る。臣等より員を派して伴送して北上せしめ、以て元旦の朝賀に副わしむ。

咸豊八年、琉球国は進貢の期に当たると届び、先に該国の貢船は期に届るも、未だ各口の員弁より進口すと具報せざるに因り、限に依りて京に抵ること能わざるを恐る。当に経に臣等、附片もて奏明せり。

嗣いで福防同知の詳報に拠るに、琉球国王世子尚、耳目官の翁俊・正議大夫の阮孝銓を遣わし、恭しく咸豊八年分の進貢の表文・方物を齎さんとして海船に駕坐せしめ、咸豊八年十月二十二日に于て省に到れば館駅に安挿す。復た各処の逆気、未だ靖んぜざるに因り、道路均しく間阻多し。又、経に臣等、附片もて奏請し、琉球国の進貢使臣・方物を將て、緩らせて本年再び情形を察看するを行うを俟ち、期を定めて妥員を派委して伴送せしめ、起程して進京せしめ、以て慎重を昭らかにせんとして案に在り。

茲に査するに、閩省上游の各処の道路は現に已に疏通したれば、自ずから応に員に委して伴送し進京せしむべし。藩司の瑞(瓊)の詳に拠るに、福防同知の丁嘉璋の呈報に拠るに、該使臣等は本年三月初六日を扱ひて閩より起程し進京せんとす、等の情ありて前來せり。

臣等は当即に署建寧府知府の陳懋烈を遴委して正員と作為し、代理連江県知県の陸坎を副員と作為し、並びに准陞興化協副將の徳祥に委して一同に伴送せしめ、各委員等に面諭して沿途に妥為く照料せしめ、並びに經由せる各省に飛咨して一体に員を派して接護せしめ、暨び地方官に飭して例に照らして応に付すべきの

夫・船・車輛等の項を將て、期に先んじて預め備応を為さしむれば、約計するに本年五月の間には以て京に到ること可なるべし。所有の琉球国の齎貢の使臣、起程して進京せしむるの日期は、謹んで合詞し恭摺して具奏し、伏して皇上の聖鑑を乞う。謹んで奏す、等の因あり。

又、詳もて給する事の為にす。

福防同知丁嘉璋の申に拠るに(以下の如く)称せり。

咸豊九年四月二十九日、琉球国の接貢の存留通事孫得才の稟に拠るに(次の如く)称す。切かに、才等は命を奉じて片銅を載運し、閩に來たりて投納せんとす。並びに経に敝国主、另に咨文を給し、藩憲に移請せしめて案に在り。茲に察収するを蒙り、並びに論飭を奉じて価を給せしむ、等の因あり。此れを蒙けたり。才等、遵いて承領するを候ち未だ敢えて冒瀆せず。惟だ是れ現在、風汛期に届れば、所有の進貢両船の官伴・水梢並びに才等の官伴人等は、俱に五月初七日を扱ひて駅を離れて舟に登らんとす。業経に例に照らして稟もて咨を給するを転請し、遣発して回国せしむるを蒙りて案に在り。合に再た稟を瀝げ、冒ねて恩もて転請するを准されんことを叩うべし。銅舳の価銀並びに咨覆を將て給領するを賜り、汎に乗じて返棹せしめ、王府に齎繳して以て主忱を慰め、以て臣が職を全うするを得せしむれば、感激すること既ける無し。切に稟す、等の情あり。此れを扱けたり。

査するに、琉球国の閩に運ぶの片銅二万五千舳は、業経に卑

職、詳もて憲台の飭令を奉け、運びて宝福局に赴き、員に委して点驗して秤収せしめ、価銀三千五百兩を估給して案に在り。

茲に該存留通事の孫得才、風汎の期に届るを以て、五月初七日を扨びて駅を離れて舟に登り、稟もて懇ろに銅価を給發するの咨文を詳請して前來するに抛り、合に送り到れる領状を將て卑庁の関防を蓋用し、文を具えて申もて送り察核せしむべし。俯して迅即以期を示して該夷官に給發し、承領して齎運し回国せしむるを賜りたし、等の由ありて司に到る。此れを抛けたり。

査するに、此の案は琉球国王世子より使を遣わして装運し閩に來たらしむるの銅觔にして、原より例進の方物とは同じからず。必ず須らく価を給して發領せしめて方めて驗収すべし。業經に福防庁に飭抛して査覆せしめたるころ、該夷官は価を領りて回国するを情允すれば、随即到委員候補にして知県の謝昌霖に詳明し、前みて宝福局に赴き、会同して秤収せしめ去後れり。

旋いで宝福局委員の申報に抛るに、札に遵いて会同し、新領の砵碼を用て秤収するを行いたるところの、琉球国の局に繳めたる淨紅銅五千二百六十七觔八兩・淨黃銅一万三千一百一十七觔八兩八成・黃銅六千五百八十四觔、合せて共に収けとりたる銅二万五千觔は、加謹に庫に儲えて以て鼓鑄に資す。出具して収管し、呈送して案に在り。

茲に前由に抛り、応に估みする所の銅の価銀三千五百兩に照らして、数の如く該夷官に給發し、承領して齎運し、回国して交収

せしむるを准し、懷柔を示さしむるを請うべければ、即ちに庫儲の各款下より銀三千五百兩を支出し、該夷官に給發して承領せしめ、齎運して回国し交収せしめんとして、兩院憲に詳明し察辦せしめて案に在り。

又、恩を体例に籲む等の事の為にす。

咸豐九年五月初四日、總督部堂王(懿德)の批を奉けたる本司の詳(は次の如し)。

査し得たるに、琉球国の進貢船隻閩に來たれば、官伴・水梢人等の帶來せる銀兩並びに土産の貨物は、業經に詳もて憲台の批を奉け、館を開きて貿易するを准ざるれば、福防同知に檄飭して厳しく趕緊に貿易するを催し、完竣したれば驗明し、冊を造りて結を取り、詳報せしめ去後れり。

茲に福防同知丁嘉璋の詳報に抛るに「琉球国の進貢船上の帶來せる土産の貨物並びに官伴・水梢の隨帶せる銀兩は、咸豐八年十一月十九日に于て館を開きて貿易せしめ、本年五月初七日に至りて駅を離れて舟に登る。所有の進貢兩船の原報の官伴・水梢は、共に二百員名なり。内、進京の官伴十八員名、又、存留の官伴十八員名を除き、又、二号船上の水梢三屋平一名は病故するを除くの外、実共、回国するもの一百六十三員名なり。又、附搭せる前年の接貢の存留官伴六員名あり。通共するに、回国するもの一百六十九員名なり。五月初七日を扨びて駅を離れて舟に登る。經に該庁、館に詣りて勘驗し、花名・清冊を造具し、咨を給して遣發

して回国せしめんことを詳請す、とあり。並びに委員に札飭して該夷人を監督せしめ、帯ぶる所の貨物を將て盤驗して舟に入れ、完竣したれば數冊・甘結を取具し、另文もて結を加えて詳送すと声明す、各等の由ありて前来せり。

本司査するに、琉球国の進貢の官伴は、現に五月初七日に于て駅を離れて舟に登ると具報するに抛り、相応に歴届の進・接貢各船の回国の例を査照して、先に詳明して咨を給するを行い、該庁に飭して盤竣の貨物の冊・結を備造せしめ、另文もて呈送せしめて案に備うるを除くの外、合に就ちに情に抛りて詳請すべし。伏して察核して迅やかに批示を賜るを候ち、以て咨を給して、備に該国王世子に移して査照せしむるに便ならしめ、汎に乗じて遣りて回国せしめんとす。該庁に行じて閩安協と会同して驗明せしめ、員弁を派撥し護送して出洋せしめ、長行回国の日期を取具し、另に詳もて題を請う、等の由あり。

批を奉けたるに、詳の如く咨を給し、備に該国王世子に移して査照せしめよ、汎に乗じて遣発して回国せしめよ、福防庁に行じて閩安協と会同して驗明せしめよ、員弁を派撥して小心に護送して出洋せしめよ、長行回国の日期を取具し、通詳して題を請え、仍お撫部院の批示を候て、繳す、冊は存す、とあり。

又、巡撫部院慶（端）の批を奉けたるに、詳の如く咨を給し、備に該国王世子に移して査照せしめよ、汎に乗じて遣りて回国せしめよ、並びに福防庁に飭して閩安協と会同して驗明せしめよ、

員弁を派撥し護送して出洋せしめよ、仍お長行回国の日期を取り詳もて具題するを請え、仍お督部堂の批示を候て、繳す、冊は存す、各等の因あり。此れを奉けたり。

茲に遣発して回国せしむるの期に当たれば、合に就ちに移知すべし。煩為わくは査照して施行せられよ、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

前項の銅の価銀共に三千五百兩は、当に経に收領するを除くの外、理として合に咨覆すべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは査照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豐九年（一八五九）八月初二日

注（1）抄片 上奏文に付す付箋の写し。

（2）鎮・營 鎮も營も軍隊の駐屯地、また駐屯する軍隊の組織単位。

（3）疎虞 おろそかにする。なおざりにする。

（4）切速 大急ぎ。大至急。

（5）間年一貢 二年一貢と同じ。一年越しの進貢。二年に一回の進貢。

（6）次を將て 相次いで。まもなく。

（7）進口 港に入る。入港。

（8）逆氛、未だ靖んげざる 「逆氛」は叛乱。この時期は太平天国の乱が起こつていた。叛乱が治まっていない、との意。

（9）行走 往来する。

2-193-08

福建布政使司より琉球国中山王世子尚泰あて、咸豊三年分の正朔を頒告する旨の咨文（咸豊二《一八五二》、十二、十）

福建等処承宣布政使司、正朔を頒告する事の為にす。

欽んで惟うに、我が皇上、四海を奄有し万方を統御す。道德は春と同じく恩膏を寰宇に遍くし、地天交々泰し声教を遐邦に訖ぼす。国祚は卜するに万年を以てし、紀載は億世に綿なる。欽んで天紀を承け、敬んで人時を授く。

本司、仰いで聖主の綏柔を見て、天朝の正朔を分布せんとす。

欽天監の頒発せる時憲書式の前來するを案准し、本司の経歴官に委して督造せしめ、竣工したれば相応に例に照らして文を備え咨送すべし。此れが為に備に貴国王世子に咨す。請煩わくは査照して即ちに頒送せる大清咸豊三年分の時憲書を將て欽遵して祇んで受け、臣民に頒布して共に聖朝七政の璣衡を窺い、東海一隅の宵旦を正すを得られんことを。仍お頒布の縁由を將て、施行せしを咨覆されたし。

須らく咨に至るべき者なり。

計うるに移送せる紅字綾書二十本あり。

右、琉球国中山王世子尚（泰）に咨す

咸豊二年（一八五二）十二月初十日

注*本文書の咨覆は（一九四〇二）である。

（1）紅字綾書 紅い字で綾絹の表紙に書いた時憲書（曆）。

2-193-09

福建布政使司より琉球国中山王世子尚泰あて、咸豊二年の進貢関連事項の処置、遭風難民張石嶺等の救助・送還、土通事の後任案件について通知する旨の咨文

（咸豊三《一八五三》、五、十六）

福建等処承宣布政使司、進貢する事の為にす。

貴国王世子の咨を准けたるに（次の如く）開せり。

照らし得たるに、敝国は海隅に僻処し、叨くも天朝の鴻恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に咸豊二年の貢期に当たれば、特に耳目官の毛種美・正議大夫の蔡士俊・都通事の鄭思恭等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に一百九十九員名を率領せしむるの外、請論の王舅馬克承一員・正議大夫梁必達一員・都通事阮宣詔一員、同伴三十名あり。通共するに二百三十二員名なり。海船二隻に坐駕し、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を分載し、前み詣りて投納せしめんとす。乞為わくは、督撫兩院に転詳して具題せしめ、貢使の毛種美等を將て員に委して護送せしめ、京に赴き叩きて聖禮を祝らしめんことを。併びに歴貢の事例を査照して閩に留まるの員役を除くの外、其の余の兩船の官伴・水梢は、事務の完竣す

るを待ちて、来夏の早汎に于て原船に坐駕して帰国せしむるを准
されんことを乞う。則ち特に航海の末員は風濤の虞を免るを得
るのみならずして、将来の貢典も亦た期を愆る無からん。合に就
ちに移知すべし。此れが為に備に咨す。請煩わくは查照せられ
よ、等の因あり。司に到る。此れを准けたり。

又、抄片もて行知する事の為にす。

咸豊二年十月二十八日、巡撫部院王（懿徳）の憲票を奉けたる
に（以下の如し）。

照の為にす。本部院、咸豊二年十月二十五日に於て督部堂と
会同し附片もて会奏せるところの、本年、琉球の進貢船隻、省に
到ること稽延するの縁由の一件あり。硃批を奉到するを俟ちて另
に恭録を行いて飭知するを除くの外、合に先に抄摺して行知すべ
し。票を備えて司に到れば、即便に転行して查照せしめよ。遅る
る毋かれ。

計うるに粘けたる抄片稿あり。内に（次の如く）開す。

再た、臣等查するに、琉球国は間年一貢す。応に貢すべきの年
分には、該国王、使を遣わし、頭・二両号夷船に駕坐し、恭しく
方物を進む。向に九月内及び十月初旬に於て閩に抵れば、閩省よ
り文武の各員を派撥し、該国使臣及び貢物を伴送せしめ、例とし
て応に十二月二十日以前に京に到るべし。本年、琉球国、応に進
貢の期に届るべきも、所有の該国の頭・二両号船隻（について）
は、十月二十三日に於て、福防同知保泰の稟報に拠るに、該国の

頭号貢船は十月二十二日申刻に於て護送して閩県亭頭怡山院地方
に至る。又、二十四日に於て、署閩安協副將鐘宝三の稟報に拠
るに、該国の二号貢船は、十月二十三日に於て熨斗の洋面より開
駕して省に進む、等の情あり。

臣等、随いで該同知に飭して、一たび頭・二両号貢船の省に到
るを俟ちて妥為く館駅に安挿せしむ。惟だ期たる、已に迫りたれ
ば、即使此の数日の内に一齐に報到するも、驗貢、束装に尚お数
日の耽擱有り。該使臣等、海外に生長したれば車馬に慣れず。

又、未だ昼夜兼程すること能わず。時日を屈計すれば、封印の
前には断じて限に依り京に到ること能わず。伴送委員の金崇等に
檄飭して沿途小心に護送せしむるを除くの外、臣等、謹んで琉球
国の頭・二両号貢船、閩に到ること稽延するの縁由を將て附片も
て奏聞し、伏して聖鑑を乞う。謹んで奏す、等の因あり。

又、抄摺して行知する事の為にす。

咸豊二年十月二十八日、巡撫部院王（懿徳）の憲票を奉けたる
に（以下の如し）。

照の為にす。本部院、咸豊二年十月二十五日に於て督部堂と会
同し恭摺して具奏せるところの、山東省より送り到れる琉球国の
漂風の難夷張石嶺等の供情を訳訳して撫恤するの一摺あり。硃批
を奉到するを俟ちて別に恭録を行いて飭知するを除くの外、合に
先に抄摺して行知すべし。票を備えて司に到れば、即便に抄摺内
の事理を查照して転行し、遵照せしめよ。遅るる毋かれ。

2-197-01

福建布政使司より琉球国中山王世子尚泰あて、咸豊五年分の正朔を頒告する旨の咨文

(咸豊四《一八五四》、十二、十二)

福建等処承宣布政使司、正朔を頒告する事の為にす。

欽んで惟うに、我が皇上、四海を奄有し万方を統御す。道德は春と同じく恩膏を寰宇に遍くし、地天交々泰し声教を遐邦に訖ぼす。国祚は卜するに万年を以てし、記載は億世に綿なる。欽んで天紀を承け、敬んで人時を授く。

本司、仰いで聖主の綏柔を見て、天朝の正朔を分布せんとす。

欽天監の頒発せる時憲書式の前來するを案准し、本司の経歴官に委して督造せしめ、竣工したれば相応に例に照らして文を備え咨送すべし。此れが為に備に貴国王世子に咨す。請煩わくは査照して即ちに頒送せる大清咸豊五年分の時憲書を將て欽遵して祇んで受け、臣民に頒布して共に聖朝七政の璣衡を窺い、東海一隅の宵旦を正すを得られんことを。仍お頒布の縁由を將て、施行せしを咨覆されたし。

須らく咨に至るべき者なり。

計うるに移送せる紅字綾書二十本あり。

右、琉球国中山王世子尚(泰)に咨す

咸豊四年(一八五四)十二月十二日

注*本文書の咨覆は「一九七〇七」である。

2-197-02

福建布政使司より琉球国中山王世子尚泰あて、咸豊四年の進貢・謝恩・慶賀関連事項の処置について通知する旨の咨文

(咸豊五《一八五五》、五、十)

福建等処承宣布政使司、進貢する事の為にす。

貴国王世子の咨を准けたるに(次の如く)開せり。

照らし得たるに、敝国は海隅に僻居し、世々天朝の鴻恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に咸豊四年の貢期に当たり、復た御書匾額を特賜せらるるを蒙り、並びに皇后を冊立するの大典に逢えば、謹んで紫巾官の向邦棟・正議大夫の毛克進・都通事の阮孝銓等を遣わし、表章・方物を齎捧し、稍役共に二百を過ぎざるの員名を率領せしめ、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔、並びに謝恩の礼物の金鶴形一對―鶴踏銀岩座各全・黒漆嵌螺五爪龍蓋碗三十個・黒漆嵌螺五爪龍円盤三十個・細嫩沈香色織花蕉布十疋・細嫩織花蕉布四十疋・精熟土黄色織花蕉布十疋・精熟織花蕉布四十疋・細嫩濃茶色素光蕉布十疋・細嫩素光蕉布四十疋・精彩画圍屏一對・圍屏紙五千張・護寿紙五千張・精製摺扇二百把、又、皇后殿下に進奉する慶賀の方物の金粉匣一

合一共に重さ八両・銀粉匣一合一共に重さ七両三錢・精熟淡黄色土夏布二十疋・精熟土夏布二十疋・細嫩土蕉布四十疋・精製摺扇八十把を分載せしむ。

内、硫黄一万二千六百觔は前み詣りて投納せしめんとす。乞為わくは、^{督撫}兩院に転詳して具題せしめ、貢使の向邦棟等を將て員に委して護送し、京に赴き叩きて聖禧を祝り、兼ねて天恩に謝し、並びに賀敬を伸ばしめんことを。

仍つて乞うらくは、歴貢の事例を查照し、閩に留まるの員役を除くの外、其の余の兩船の官伴・水梢は、事務の完竣するを待ちて、来夏の早汎に于て原船に坐駕して帰国せしむるを准されんことを。則ち特に航海の末員は驚濤の虞を免るるを得るのみならずして、将来の貢典も亦た期を愆る無からん。合に就ちに移知すべし。此れが為に備に咨す。請煩わくは查照せられよ、等の因ありて司に到る。此れを准けたり。

又、抄片もて行知する事の為にす。

咸豊四年八月十五日、兼署巡撫部院王(懿德)の憲牌を奉けたるに(以下の如し)。

照の為にす。本兼署撫部院、咸豊四年八月十二日に於て附片もて具奏せるところの、咸豊四年分は琉球国応に進貢すべきに届るも、暫く緩らしめ来歳に恭進せしめんことを請うの縁由の一件あり。殊批を奉到するを俟ちて另に恭録を行いて飭知するを除くの外、合に先に抄片もて行知すべし。牌を備えて司に到れば、即便

に転行して知照せしめよ。遅るる母かれ。

計うるに粘けたる抄片稿一件あり。内に(次の如く)開す。

再た査するに、琉球国は間年に一貢し、応に貢すべきの年分なれば、該国王、使を遣わし、頭・二両号夷船に駕坐し、恭しく方物を進むべし。向に九月底及び十月初旬に於て閩に抵れば、閩省は例に照らして文武の各員を派撥し、該国の使臣及び貢物を伴送せしめ、例として応に十二月二十日以前に京に到るべし。

茲に本年、琉球国は応に進貢すべきの期に届れば、所有の該国の頭・二両号船隻は次を將て閩に抵るべければ、自ずから応に沿海の舟師に飭して探査・接護して省に來たらしめ、例に照らして員を派して伴送し、進京せしむべし。惟だ査するに、經由するの各省は、此逆氣未だ靖んぜず、道路間阻せらるるに値たり、即使前項の貢船、期に依りて閩に抵るも長途に梗阻せらるべし。

若し道を繞りて行走せしむれば、特に趨運すること維れ艱かるのみならず、未だ部限を遵照して趕ぐも年前に於て京に抵ること能わず。且つ恐るらくは途中、或いは阻滞せらるる有らん。設し疎虞に至れば、則ち関わる所は尤も淺鮮に非ず。

臣査するに、本届の貢船は現在未だ閩に到らずと雖も、尚お限を逾える無し。惟だ經由するの各省の道路は行き難きに値たれば、誠に恐るらくは、或いは阻滞せられて疎失し虞る堪きこと有らん。自ずから応に預め籌議を為して以て慎重を昭らかにすべし。相応に奏して聖恩を懇い、該国貢船を將て閩に到るの後、

官伴人等に飭して例に照らして館駅に安挿せしめ、閩に在りて守候せしむべし。謹んで表文・方物を將て暫く司庫に儲え、限に依りて進京するを免予し、緩らせて来歳に至り一たび經由する各処の道路の疏通するを俟ちて、即ちに例に照らして文武の各員を派撥し、伴送して京に赴かしむるを行い、以て体恤を示すべし。巡洋の舟師並びに各鎮營に檄行し、暨び沿海隣省の督撫臣に飛咨して一体に転飭し、探查して接護せしめ、並びに礼部に咨明するを除くの外、臣、謹んで附片もて具奏し、伏して聖鑑もて訓示せらるるを乞う。再た閩浙総督は臣が本任に係れば、会銜を庸いる母し。合并して陳明す。謹んで奏す、等の因あり。

又、知照する事の為にす。

咸豊四年十月二十七日、総督部堂王（懿徳）の憲節を奉けたるに（以下の如し）。

咸豊四年十月二十五日、兵部の火票もて通到せる礼部の咨を准けたるに（次の如し）。

主客司の案呈に「本部の具奏せるところの、琉球貢使、暫く来京するを緩らせ、査議して具奏し、旨を請いて遵行せんとするの一摺あり。咸豊四年九月二十六日、上諭を奏奉したるに、礼部の奏に、議に遵いて琉球貢使、暫く京に赴くを緩らしむるの一摺あり。琉球国王は久しく藩封に列なる。該貢使等は航海して誠を輸せば具さに忱悃を徴わす。惟だ現在、用兵の省分は尚お未だ一律に肅清する能わず。若し程途を繞越し跋渉して遠来せしむれ

ば、転じて体恤を示す所以には非ず。王（懿徳）に著して該使臣等の貢船、行きて閩境に抵るの後に於て、即ちに朕が意を宣諭するを行い、其れをして此の次は庸て来京する母からしめよ。仍お犒賞を優与し、員に委して妥為く護送し回国せしめよ。所有の進貢の方物は即ちに著して賞収せしめ、該督等より員を派して京に送らしめよ。其の応に該国王世子及び使臣等に頒賞を行うべきの物件は、該管衙門に著して旧章を查照して備辦し、該督等に発交せしめ、員を派して齎送して転給し、祇んで領らしめ、以て朕が遠邦を懷柔するの至意を示せ、とあり。此れを欽む。欽遵して、本月二十七日に於て内閣より抄出して部に到る。相応に原奏を抄録し、閩浙総督に知照すれば可なるべし」等の因あり。本部堂に到る。此れを准けたり。合に就ちに行知すべし。節を備えて司に到れば、即便に移行し、欽遵せしめよ。

計うるに粘けたる単あり。内に（次の如く）開す。

礼部、謹んで奏すらくは、旨に遵いて査議し具奏する事の為にす。

咸豊四年九月二十一日、内閣より（次の如く）抄出せり。

二十日に上諭を奉じたるに「王（懿徳）の奏せるところの、琉球貢船、次を將て閩に抵るも暫く進京するを緩らしむることを請う、等の語あり。礼部に着して査議し具奏せしめよ」とあり。此れを欽む。欽遵して部に到る。

臣等恭んで査するに、咸豊三年八月初七日、上諭を奉じたるに

「吳文鎔・吳振械の奏に、南掌国の貢使、京に入るを免ずるを請うの一摺あり。該督撫に著して該国使臣等に伝旨せしめ、此の次は庸て来京する無からしめよ。貢物の象隻は即ちに著して賞取せしめ、該督撫より員を派して京に送らしめよ。其の応に該国長及び正副使臣等に頒賞を行うべきの銀物は、仍お該管衙門より照辦して齊全ならしめ、雲南に発交し、員を派して齎送し、関を出づれば転交して祇んで領らしめよ」とあり。此れを欽む。

又、十一月二十七日、上諭を奉じたるに「羅繞典等の奏に、緬甸国の貢使京に入るに變通して辦理するを請うの一摺あり。該督撫に著して該使臣等に伝旨し、此の次は庸て来京する無からしめよ。貢物の象隻は即ちに賞取するを行い、一たび道路の肅清するを俟ちて、即ちに該督撫より員を派して京に送らしめよ。其の応に該国王及び正副使臣等に頒賞を行うべきの銀物は、仍お該衙門より照辦して齊全ならしめ、該省に発交し、員を派して齎送し関を出づれば転交して祇んで領らしめよ」とあり。此れを欽む。欽遵して辦理せしめて各々案に在り。

今、閩浙総督王（懿德）の奏に、琉球貢船は次を將て閩に抵れば暫く進京するを緩らさんことを請う。諭旨を欽奉したるに、臣が部に著して査議して具奏せしむ。臣等、公同に酌議し、応に上年に辦過せる南掌・緬甸の成案に比照し、該督撫に飭下して該使臣等に伝令せしめ、此の次は庸て来京する母からしめんことを請う。所有の貢物は旨を請いて賞取し、一たび道路の肅清するを俟

ちて、即ちに該督撫より表文暨び貢物を將て、員を派して京に送らしめんとす。

其の応に該国王世子及び正副使臣等に頒賞を行うべきの物件は、先に各該衙門より照辦して齊全ならしめ、臣が部より兵部に封送して該省に発交し、員を派して齎送し、転交して祇んで領らしめ、以て体恤を示して慎重を昭らかにせん。所有の臣等、旨に遵いて議奏するの縁由は、是れ當あるや否や。伏して訓示を候ちて遵行せん。謹んで奏して旨を請う、等の因あり。

又、抄摺して行知する事の為にす。

咸豐四年十一月初六日、巡撫部院呂（佺孫）の憲票を奉けたるに（以下の如し）。

照の為にす。本部院、咸豐四年十月二十九日に於て督部堂と会同し恭摺して具奏せるところの、琉球国の貢使、旧に照らして都に入り、恭しく貢物・表文を進めんことを籲懇するの一摺あり。殊批を奉到するを俟ちて別に恭録を行いて行知するを除くの外、合に先に抄摺して行知すべし。票を備えて司に到れば、即便に移行し査照せしめよ。延るる母かれ。

計うるに粘けたる抄摺稿一紙あり。内に（次の如く）開す。

奏すらくは、琉球国の進貢使臣、天恩もて仍お都に入りて、藉りて忱悃を輸すを准されんことを籲懇したれば、恭摺して奏し聖鑑を祈る事の為にす。

窃かに臣等、部の咨を接准したるところ、上諭を欽奉したるに

「礼部の奏に、議に遵いて琉球貢使、暫く京に赴くを緩らせるの一摺あり。琉球国王は久しく藩封はんぽうに列らなる。該貢使等は航海して誠を輸せば具さに忱悩を徵さわす。惟だ現在、用兵の省分は尚お未だ一律に肅清する能わず。若し程途を繞越し跋涉して遠来せしむれば、転じて体恤を示す所以には非ず。王（懿徳）に著し、該使臣等の貢船、行きて閩境に抵るの後に於て即ちに朕が意を宣諭するを行い、其れをして此の次は庸て来京する母からしめよ。仍お犒賞を優与し、員に委して妥ほじ為よく護送して回国せしめよ。所有の進貢の方物は即ちに着して賞収せしめ、該督等より員を派して京に送らしめよ。其の応に該国王世子及び使臣等に頒賞を行うべきの物件は、該管衙門に着して旧章を查照して備辦せしめ、該督に発交して員を派し、齎送して転給し祇んで領らしめ、以て朕が遠邦を懷柔するの至意を示せ」とあり。此れを欽む。欽遵して移咨し、閩に到る。

当に査するに、本年の琉球国の進貢船隻は前に海防同知の具報に拠るに、十月初十日に於て進口す。十七日に該国使臣・貢物等の項を將て一并に館駅に安挿したれば、前因を欽奉し、即ちに經に臣等、旨に遵いて宣諭し去お後われり。

茲に藩司慶（端）の詳に拠るに称すらく「琉球国の貢使紫巾官向邦棟・正議大夫毛克進・都通事阮孝銓等、合詞して具稟するに拠るに、該国は海隅に僻處し、世々天朝の深仁厚沢を受け淪肌（三）浹髓するも報稱するに由し無し。現に咸豊四年の貢期に届るも、

仰いで、皇上、用兵の省分にて道途多く阻まるるを以て、海外の小臣の跋涉の艱を体恤せられ、論して庸て進京する無からしむるを蒙る。並びに進貢の方物を賞収し、仍お犒賞を優与して員に委して護送して回国せしむるを蒙る。皇恩の浩蕩に沐すれば寔に感激之れ弥々（二）涯たまる。

惟だ是れ、此の次の進貢使臣は、尚お叩きて御書匾額を特賜せらるるを謝し、及び恭しく皇后を冊立するの大典を賀するの表章有り。該貢使等、瀕行の際に經に該国王世子、論して敬謹に恭しく進ましめ、向届の若く僅に貢物を例進するに止るには非ざれば、現に已に航海して閩に抵るのとき、尚お祈るらくは、代奏せしめて大皇帝、俯して仍お都に入るを准さるるを賜わり、稍下忱（一）を達し、仰いで高厚に酬るを得せしめんことを」等の情あり。転詳して臣に到る。

臣等、察看するに、該貢使等、此の次、謝恩及び恭賀の表章を帶有するに因り、殷殷として旧に照らして恭しく進めんことを籲懇す。其の意は寔に至誠より出ず。

且つ査するに、閩より京に入るの道路は尚お甚だしくは達（一）らざるも、雲南の関山の迢遞するが若くには非ず。仰いで天恩もて該貢使等、業経に航海して閩に抵るを俯念して、暫く閩省に在りて守候せしめ、仍お臣王（懿徳）の前奏に照らし、緩らせて来歳に至りて一たび經由の各處の道路疏通するを俟ちて、臣等より員を派して伴送して京に赴かしめ、忱悩を輸さしめんことを准予（一）さる

るを乞うべきや否や、飭して表文・方物を將て司庫に存儲せしむるを除くの外、臣等、謹んで合詞して恭摺し具奏すべし。伏して皇上の聖鑑もて訓示せられんことを乞う。謹んで奏す、等の因あり。

又、具題せられんことを詳請する事の為にす。

咸豊四年十一月十四日、閩浙総督部堂王（懿德）の批を奉けたる本司の詳は（以下の如し）。

査し得たるに、琉球国中山王世子尚（泰）、紫巾官の向邦棟・正議大夫の毛克進・都通事の阮孝銓等を遣わし、官伴・水梢共に二百員名を率領し、海船二隻に駕坐し、咸豊甲寅年の進貢の各表文を齎捧し、常貢の方物の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫⁽²⁷⁾一千觔を解運し、加進の貢物と共に頭・二両号船隻に分載し、均しく該国に在りて一齊に開船す。

咸豊四年十月二十日に于て署福防同知司徒緒⁽²⁸⁾の詳に拠るに「閩安協の移報を准けたるに、琉球国の頭・二両号貢船、十月初十日に於て護送して虎に進む。例に照らして閩安協に移会し、閩安巡檢に札飭し、十三日に於て会驗して明白ならしめ、護送して港に進ましむ。即ち十七日に于て館駅に安挿し、一面、把駅官の署布都事錢燕昌⁽²⁹⁾に移委して該夷人を監督せしめ、盤運して館に入れ、並びに福協に移知し、査照して転報せしむるの外、花名・貨物の清冊を備造し申送して察転せしむ」とありて前來せり。

本司、覆査するに、琉球国の進貢の方物の内、硫黄の一項は、

応に例に照らして閩に留めて備用せしむべし。其の紅銅・白剛錫⁽³⁰⁾の二項は、向に伴送官に委して勘合を備用せしめ、該貢使をして齎解して進京せしむるに係る。

今届、該国の進貢せる硫黄一万二千六百觔は、例に照らして閩に留めて備用せしむるの外、所有の紅銅三千觔・白剛錫一千觔、並びに謝恩の礼物の金鶴形一對―鶴踏銀岩座各全・黒漆嵌螺五爪龍蓋碗三十個・黒漆嵌螺五爪龍円盤三十個・細嫩沈香色織花蕉布十疋・細嫩織花蕉布四十疋・精熟土黄色織花蕉布十疋・精熟織花蕉布四十疋・細嫩濃茶色素光蕉布十疋・細嫩素光蕉布四十疋・精彩画囲屏一對・囲屏紙五千張・護寿紙五千張・精製摺扇二百把あり。

又、皇后殿下に進奉するの慶賀の方物、金粉匣一合―共に重さ八両・銀粉匣一合―共に重さ七両三錢・精熟淡黄色土夏布二十疋・精熟土夏布二十疋・細嫩土蕉布四十疋・精製摺扇八十把あり。向に応に文武の各員を派委し、例に照らして勘合を備用せしめ、該貢使を伴送して管解して進京せしむべし。現在、經由する各省は、逆氛尚お未だ全て靖んぜず、道路行き難ければ、誠に或いは阻滯せられて疎失し、虞る堪き有るを恐る。

業経⁽³¹⁾に該国貢船を將て閩に到るの後、官伴人等に飭して例に照らして館駅に安挿し、閩に在りて守候せしめ、謹んで表文・方物を將て暫く司庫に存し、緩らせて来歳に至り、一たび經由するの各処の道路疏通するを俟ちて、即ちに例に照らして文武の各員を

譽、大名、盛名。『史記』「列伝・司馬相如」に「前聖の永く鴻名を保ちて常に称首と為る所以は此を用てす。宜しく掌故に命じて悉く其の義を奏せしめて焉を覽るべし」とあり、唐の蘇頌『開元元年赦書』には「鴻名は以て深く拒むべからず、盛典は以て固く違ふべからず」とある。「百王」は多くの王、百代の帝王、歴代の王。『漢書』「列伝・董仲舒」に「天下は治和し、百王は之に同ず」とある。

この章句は、大いなる名声が直ぐさま古の名だたる君主の列に加えられますよう（期待しています）、との意。

(18) 侯甸要荒は共に時雍の化を仰ぎ 「侯甸要荒」は侯服・甸服・要服・侯服のこと。中国古代には、王城の周圍千里四方を王畿といい、王畿の外五百里ごとに区域を定め、侯服・甸服・綏服・要服・侯服の五等とした。ここでは、王畿だけでなくその外の五服の人々（辺境の隅々までの、全世界の人々）を指す。「時雍」は、人民が和らぎ樂しむ（こと）、太平のさま（三三〇三〇一）語注参照。「時雍の化」は時雨の化に通ず。時雨の化とは、草木が雨によつて育てられるように、人が有徳者に教化されること。『孟子・尽心上』に「君子の以て教うる所は五あり、時雨の之を化するが如き者あり」とある。

この章句は、全世界の人々は陛下の教化を受けて和らぎ樂しみ、との意。

(19) 東西南朔は常に有道の休を揚ぐべし 「東西南朔」は東西南北。朔は北。「有道」は道徳を身に備へること、また備へている人。「有道の休」は道徳を身に備へた人（皇帝）によつてもたらされる幸い（平和）、の意（『論語』「学而」「季氏」、三三〇七〇三）語注参照。

この章句は、東西南北のどこでも、すべての人々が道徳を身に備へた陛下のもたらす幸（平和）を慶び、いつでも盛んに称

揚することでありましょう、との意。

3-10-02

琉球国中山王世子尚泰より同治帝あて、冊封を要請する旨の表文（同治三《一八六四》、八、四）

琉球国中山王世子尚泰、誠惶誠恐、稽首頓首して、謹んで表を奉り言を上る。

伏して以うに、天子当陽すれば、礪山帯河して以て国を建つ。聖人御宇すれば、苜茅胙土して以て藩を分かつ。正朔を赤泉神州に頒かてば、威な玉冊金書の錫を仰ぐ。王会を梟旌陰羽に図けば、共に宝函鉄券の榮を瞻る。鼈極まで奠安し、蟻封も忭頌せん。欽んで惟うに、皇帝陛下、恩は九有に覃び、道は三無に契い、乃ち聖乃ち神、乃ち武乃ち文なれば、億万世も光は黼黻に垂れ、西より東より南より北よりして、千百国も瑞輶して冠裳すべし。海浅きほどに仁深く、嶽卑きほどに徳峻ければ、春台に慶び有りて寿域は登を同しくせん。

臣奉、躬ら聖沢を叨り、世々海邦を守り、服として外藩に備わる。夙に請封の旧典有れば、先緒を統承し、仍て嗣爵の常経に循わんとす。謹んで陪臣の東国興・毛發榮等を遣わし、龍墀に趨きて叩き、綸音を降して以て襲するを准さるるを乞い、虔しく虎

拜を伸べしめ、恭しく冊使の遙臨を遑えんとす。

伏して願わくは、丹詔もて雲に傾かち、黄図もて日を耀かし、榮として冠帯を膺け、玉帛の会を塗山に広め、寵として屏藩に列り、封建の模を澗水に大ならしめんことを。則ち日に沐し月に浴し、八荒も琛賮の忱を輸し、十雨五風して六宇は雍熙の福を受くべし。

臣奏、天を瞻み聖を仰ぎ、激切屏營の至りに任うる無し。謹んで表を奉り、恭しく進めて以て聞す。

同治三年（一八六四）八月四日 琉球国中山王世子臣尚泰、謹んで表を上る

注（1）天子当陽すれば、礪山帯河して以て国を建つ。「天子」は天帝（上帝）より天下統治を命ぜられた者。「当陽」（陽に当る）とは天子の正位に即く（こと）。「礪山」は泰山が砥石のように平らかなること、「帯河」は黄河が帯のように細くなること。「礪山帯河す」とは君臣がいつまでも永久に休戚を共にすると誓約すること、あるいは臣下が皇帝の恩寵を受けて国家と休戚を共にするとの意（三二〇八〇一）語注参照。

この章句は、上帝の命を請けた天子が南面して正位に即かれたならば、黄河や泰山が存在し続ける限り、君臣はいつまでも永久に休戚を共にすると誓約して建国し、との意。

（2）聖人御宇すれば、苴茅胙土して以て藩を分かち「聖人」は知徳の優れた人格者。「御宇」は宇内（天下）を統治する、天下を統治している期間、御代、御治世。「苴茅」の苴は敷く（こと）、包む（こと）、茅はかや、かやを刈る（こと）。古代中国で帝王

が諸侯を分封する際に、その諸侯の顔色の泥土を用いて、表面を黄土で覆い、白い茅で包み、受封者に授与して、土地を分封したことの象徴とした。『書経』「禹貢」に「厥の貢は惟れ土の五色とす」とあり、孔伝に「王者は五色の土を封じて社と為し、諸侯を建つるには則ち各々其の方色の土を割きて之に与えて社を立てしめ、煮うに黄土を以てし、苴むに白茅を以てす」「天子が大地を祀る大社の壇は、四方ならびに中央の地を象徴する五色の土で作る。また諸侯を封建する時には、たとえば東方の国に封建するには、その東方の青土を削って白い茅の苞についで授け、これをもとに国社を立てさせてその国土を祀らせるように、それぞれその方向の色の土を削って分け与える（赤塚訳語注参照）」とある。「胙土」の胙は与える（こと）、分配する（こと）、むくいる、こたえる、謝意を表す。『春秋左氏伝』「隱公八年」に「之を上を胙いて之を氏に命ず」とあり、同じく『春秋左氏伝』「昭公三年」には「以て乃の旧勲に胙る」とある。土は領土（領域）。「胙土」は勲功あるものに土地を与えるの意。

この章句は、知徳の優れた人格者が天下を統治すれば、苴茅胙土の儀式を行い、領土を分配した象として各々の国社に祀らせ、東西南北の各地方に諸侯の藩を分かち与えることとなります、との意。

（3）正朔を赤県神州に傾かてば、威な玉冊金書の錫を仰ぐ。「正朔」は曆を指す。「赤県神州」とは中国のこと、戦国時代の鄒衍の説に基づく。『史記』「鄒衍伝」に「中国は名づけて赤県神州と曰う」とある。「玉冊」は玉策、玉書ともいう。帝王が祭祀して天に告げ、あるいは尊号を奉る際に用いる。唐の岑参「許子擢を送り第に因りて王大昌の齡に寄す」の詩に「皇帝は玉冊を受け、群臣は天庭に羅る」とあり、清の汪懋麟「登岱行」に「泰山の

神は何ぞ洋洋たる、昭に祀るもの七十有二王。金函玉冊は天府より降す。豈に但に拝禱せんとして下方より来たるのみならんや」とある。また「玉冊」は玉で作ったふだ、天子の詔勅などを書くもの、転じて詔勅。「玉冊金書」の玉、金は天子からの賜与を示す接頭の美称。

この章句は、中国全土に共通の暦を頒告されましたならば、四方の諸国は皆、天子の頒布する正朔・詔勅を賜らんことを仰ぎ望みます、との意。

(4) 王会を鼻旌陰羽に図けば、共に宝函鉄券の榮を瞻る「王会」とは諸侯や東西南北の藩属国の首長が天子に朝貢して集まること。「逸周書」「王会解」に「成周の会は墀「掃き清めた土地」の上に赤帟「赤いとばり」陰羽「鶴の羽」を張る」とあり、孔晁の注に「王城既に成り、諸侯四夷を大会せしむ」と言う。なお、「旧唐書」「南蛮西南蛮伝・東謝蛮」に「貞觀三年、元深入朝す。(中略)中書侍郎顔師古奏して言う。昔、周の武王の時、天下太平にして遠国歸款すれば周史は乃ち其の事を書して王会篇と為す。今、万国来朝するに、此の輩の章服に至つては、実に図写すべし。今、撰して王会の図と為さんことを請う、と。之に従う」とある。進貢のために唐の太宗のもとに会衆する諸侯たちのありさまを、顔師古の提案で閻立本が描いた図を王会の図という。「鼻旌陰羽」の鼻旌は鴨の羽で飾った旌、陰羽は鶴の羽、鶴の羽で飾った赤い帳。「宝函」は仏教の経典や貴重な首飾りなどを入れる函を指す。ここでは詔を入れる函。「鉄券」は鉄契、金券ともいう。漢の高祖が功臣を封ずるのに用いた鉄製の割り符。瓦のようなもので、表に履歴恩数を刻して、その功績を記載し、裏に免罪減祿の数を刻み、二分して左を功臣に授け、右を内府に所蔵した。

この章句は、鴨の羽で飾った旌や鶴の羽で飾った赤い帳に王

会の図を描き出したならば、参集者の誰もが詔を入れた宝函や功績を記した鉄の割り符を賜る榮誉を期待して(王会の図を)仰ぎ見ることになります、との意か。

(5) 鼈極まで奠安し、蟻封も忭頌せん「鼈極」の鼈は大きな亀、極は四方のすみ。鼈が生息する極辺の地、最果て。「奠安」の奠はすすめる、供える、すえる、定める、定まる。「書経」「禹貢」に「高山大川を奠める」とある。「奠安」は定め安んずる(こと)。「蟻封」は蟻塚のような小さな封土。「忭頌」は慶び頌える(こと)。

この章句は、鼈の生息する極辺の最果ての地までも定まり安んじ、蟻塚のような小さな琉球でも、(天子の統治を)慶び頌えることになります、との意。

(6) 恩は九有に覃び「九有」は九州に同じ、中国全体、全世界。「九有」の有は領有するの意。皇帝が領有する九州(全世界)。「詩経」「商頌・玄鳥」に「古、帝武湯に命じ、彼の四方に正域し、方く厥の后に命じ、九有を奄有せしむ」「昔、天帝は武徳有る湯王に命じて、四方の諸侯君長の領域を正し治めて政を天下に為さしめ、あまねく四方の君長に命じて、湯王に従わしめ、天下九州を領有するに至らしめた(高田訳)」とある。

この章句は、恩徳はあまねく中国全土に行き渡り、との意。

(7) 道は三無に契い「三無」は無声の楽・無体の礼・無服の喪を言う。形体はなくてもその精神を備えていること。「礼記」「孔子問居」の子夏と孔子の問答に由来する。「子夏曰く、(中略)何をか三無と謂う、と。孔子曰く、無声の楽、無体の礼、無服の喪、此れを之れ三無と謂う」とあり、次いで「孔子曰く、夙夜命を其て宥密すとは、無声の楽なり。威儀速速たり、選うべからずとは、無体の礼なり。凡そ民に喪有れば匍匐して之を救うとは、無服の喪なり」とある。「詩経」の章句に基づいて解説す

ると、「天子たる者はその使命を達成するため朝から夜中まで精勵し、かつ人民に対し努めて寛容で平静な政策を取る、こうした国家では上下和睦し平和を樂しむ、これは音声こそ無いが調和のとれた美しい音楽のようである」「君子が常に威儀をただしておれば安らかに落ち着いてみえる、これは一定の形は無くとも、心においては礼を守っている」「仁君は、民の苦痛を知ってこれを救うことは、あたかも水に落ちた人を、自分が地に腹ばい、手をさしのべてこれを救うという意味で、これは喪服こそ着ていないが肉親や縁者の喪に服しているかのようなものである、ということである」（竹内訳注参照）。「三無」は天子が善政を行う三つの要件をいう。

この章句は、三無（無声の樂、無体の礼、無服の喪）の実践に相応しい道徳を身に備えられて、との意。

(8) 乃ち聖乃ち神、乃ち武乃ち文なれば、億万世も光は黼黻に垂れ

「乃ち聖乃ち神、乃ち武乃ち文」は天子の徳を讃える常套句（三〇三〇三）「三〇八〇三」語注参照。要するに、聖とは事において通じない所のないこと、神とは計測できない不可思議な働きを備えていること、武とは禍乱を平定すること、文とは天地の経緯を統括すること。「黼黻」は一般的には礼服に刺繡された華美な模様。『晏子春秋』「諫下十五」に「公は黼黻の衣、素繡の裳を衣る」とある。また、美しい花模様の刺繡を施した礼服。『淮南子』「説林訓」に「黼黻の美は杼軸に在り」とあり、高誘注には「白と黒は黼と為し、青と赤は黻と為す。皆文衣なり」とある。転じて天子の礼服を指す。「光は垂る」（光垂）は光昭に通じ、明らかに照らす、光り輝くの意（三〇三〇二）語注参照。

この章句は、生まれながらにして聖（最高の理性・知性・徳性）と神（神妙不可思議な能力）を備え持たれ、比類なく優れ

た文才と武芸を併せ持たれておられますので、陛下の礼服に刺繡された美しい花模様がいつまでも光り輝き、との意。

(9) 西より東より南より北よりして、千百国も瑞輶して冠裳すべし

「千百国」は多数の国々。「瑞」は瑞玉。『書経』「舜典」に「肆に上帝に類し、六宗に禋し、山川に望し、群神に徧くす。五瑞を輶めて月を既す。乃ち日に四岳の羣牧を覲し、瑞を羣后に班つ」[そこで祭典を挙行し、上帝には類祭し、天地四方の六宗には禋祭し、山や川の神々には望祭し、またその他のもろもろの神々もあまねく祭つて、堯に代わって帝位につくことをお告げになりました。次には、君主たちの五種の瑞玉をさしもどさせて集め、それぞれ吉月吉日に、四方の岳ごとにその地方の牧たちを召見して、改めて瑞玉をもろもろの君主たちに分け与えることにしました（赤塚訳）]とある。「冠裳」は官吏の一揃いの礼服を指す。冠と衣裳、文化・風俗の象徴。宋の羅大経『鶴林玉露』巻七に「(劉子澄は) 衡陽に守たるの日に、冠裳を以て事に遊ぶ。憲使の趙民則是紫衫を着て来見す。子澄、冠裳を脱がず之を肅す。民則、冠裳を免せんことを請う。子澄、笏「手板」を端し容を肅して曰く、戒石前に在り、小臣豈に敢えてせんや、と。民則、皇恐し、退きて冠裳を具えて以て見ゆ」とある。また、冠服を着ることを言う。『宋史』「列伝・范応鈴」に「夙に興き、冠裳して訟を聴く、発摘すること神の如し」とある。「瑞輶して冠裳すべし」とは、(各国の首長や使節は) 返礼品として頒賜された冠服を頂戴して着用し中華の文化・風俗を受け入れることになり、との意か。あるいはまた、(各国の首長や使節が次々に参内して) 瑞玉を進呈し、その瑞玉によって天子の礼装（皮弁冠と衣裳）が飾り立てられます、との意か。ここではとりあえず前者を採る。

この章句は、東西南北各地の多数の国々の首長や使節が次々

に参内して瑞玉を進呈し、(各国の首長や使節は) 返礼品として頒賜された冠服を頂戴して着用し中華の文化・風俗を受け入れることになるでしょう、との意か。

(10) 海浅きほどに仁深く、嶽卑きほどに徳峻ければ この章句は、陛下の仁徳の深さに比べれば大海もなお浅く、陛下の恩徳の高さに比べれば高山もなお低いほどです、との意。

(11) 躬ら聖沢を叨り、世々海邦を守り 「聖沢」は皇帝の恩沢。「海邦」は大海に囲まれた国、琉球を指す。

この章句は、躬ら陛下の恩沢を蒙り、先祖代々、大海の中にある小国(琉球)を守り、との意。

(12) 服として外藩に備わる 「服」はつとめ、職務。『書経』「旅獒」に「惟れ商に克ち、遂に道を九夷八蛮に通ず。西旅、厥の獒を底貢す。太保乃ち旅獒を作り、用て王に訓う。(中略)王、乃ち徳の異姓の邦に致すを昭かにし、厥の服を替る無からしめ、宝玉を伯叔の国に分ち、時庸て親を展くす」とある。

この章句は、朝廷に服従して忠誠を誓い、外藩と同様に位置づけられ、中国の垣根としての職務を引き受けております、との意。

(13) 夙に請封の旧典有れば 「請封」は冊封を要請すること。叙任して王位を襲職させて欲しいと要請すること。「旧典」は古くから伝わる文章・書物、古文書。班固「東都賦」に「唯、子頗る旧典を識り、又徒に末流に馳騁す」とある。また、古い制度、規則、会典などの法令。

この章句は、すでに請封(冊封要請)に関する法令・規則がございまして、との意。

(14) 先緒を統承し 「先緒」は先人の残した仕事。柳宗元「許京兆孟容に寄るの書」に「先緒を曠しく墜す」とある。「統承」は継承すること。『三国志』「蜀志・後主張后伝」に「朕、大業を統承

し、天下に君臨して、郊廟社稷を奉る」とある。ここでは、前代の王(尚育)の仕残した仕事(事蹟)を継承して、との意。

(15) 仍て嗣爵の常経に循わんとす 「嗣爵」は王爵(王位)を継ぐ(こと)、国を相続すること。「常経」は永久不変の道、常に守るべき筋道(手続き)。「管子」「法法」に「国に常経無ければ、民力必ず竭く」とある。「嗣爵の常経」とは、王位継承の際に遵守すべき規定(手続き)。

この章句は、慣例によって王位継承の際に遵守すべき手続きに従うことにしました、との意。

(16) 龍墀に趨きて叩き、綸音を降して以て襲するを准さるを乞い 「龍墀」の龍は天子の象徴、「龍墀」は宮殿を指す(三二〇八—〇一) 語注参照。「綸音」はみことり、天子のことは。綸言ともいう。

この章句は、北京の紫禁城に赴いて(陛下の御前に)叩頭し、詔勅を降して琉球国王の王位継承をお認め下さるようお願いし、との意。

(17) 虔しく虎拜を伸べしめ、恭しく冊使の遙臨を迎えんとす 「虎拜」は臣下が天子にお目通りすること、虎は召公の名(『詩経』「大雅・江漢」)。「冊使」は冊封使のこと、冊封のため皇帝の名代として派遣される使者。「遙臨」は遙か遠方からのご来臨、の意。

この章句は、謹んで陛下に拝調したいという(私、尚泰の)思いを申し述べさせて、陛下の名代としての冊封使が遙か遠方の琉球へご来臨なさるのを迎えたいと思います、との意。

(18) 丹詔もて雲に頒ち、黄図もて日を耀かし 「丹詔」の丹はあか(朱)、「丹詔」は丹書、丹冊に同じ、天子から臣下に与える朱書きの文書、臣下が子孫に至るまで天子から保護を受ける証明になる。天子の詔。「雲」は望雲の雲。「望雲」は白雲を仰ぎ望む

こと、また旅先で子が親を思う心、また臣下が君主の徳を仰ぎ慕うこと。唐の駱賓王「夏日德州に遊び高四に贈る」序に「因りて長安を仰ぎて日に就き、帝郷に赴きて以て雲を望む」とあり、君主帝王を仰ぎ慕う意に解される。ここでは、「望雲」は天子の徳を仰ぎ慕う私、尚泰を指している。「黄図」は書名の『三輔黄図』の略、京城、中国の意味でも用いられるが、ここでは「丹詔」の対語として用いられていることから、黄紙、黄麻に同じく、天子の詔と解される。「日を耀す」（耀日）の日は「就日」の日。「就日」は天子の近くにはべる、また、天子の徳を仰ぐの意。なお、「雲日」は「望雲就日」の省略型で、ここでは、雲と日に分割して対語として用いている。「雲」も「日」も天子を指すが、ここでは天子を仰ぎ望む私（尚泰）を指す。

この章句は、陛下の徳を仰ぎ慕う私尚泰に、詔勅（冊封詔書）を頒発して頂き、詔勅の頒布によつて、私尚泰の榮譽を輝かせて頂いて、との意。

(19) 采として冠帯を膺け、玉帛の会を塗山に広め「采」は誉れ、榮譽、光采。また、かがやく、はえる、名声があがる。「冠帯」は冠と帯、冠帯を着ける身分の高い人の意で、官吏を指す。また冠帯を着けた礼儀正しい風俗。異民族に対して中国をいう（『韓非子』「有度篇」）。「玉帛」は玉と絹。諸侯や属国の王が天子に謁見する際に礼物として献上するもの。また、古代の諸侯が会盟する際には玉帛を用いたので、和好を表示する手段とされた。『春秋左氏伝』「哀公七年」に「禹、諸侯を塗山に合す。玉帛を執る者万国」とある。「塗山」は安徽省懷遠県の淮河東岸にある山、当塗山ともいい、禹が諸侯と会盟したところ。

この章句は、光采にも（わが琉球に）冠帯を賜わり、中国の文化・風俗を身に着けさせ、禹が塗山で開催した会盟に倣つて、（中華世界の秩序の中に琉球をも加えることによつて）世界の平

和会議をさらに拡大し、との意。

(20) 寵として屏藩に列り、封建の模を澗水に大ならしめんことを「寵」はめぐむ（めぐみ）、いつくしむ（いつくしみ）、かわいがる、寵愛、天子の恩寵。また誉れ、さかえ、名譽。「屏藩」は屏扞、藩屏に同じ、禦ぎ守る垣根、護衛。転じて国家の柱石となる重臣、また中国の周辺の守備をつとめる藩属国。『詩経』「大雅・板」に「价人は維れ藩、大師は維れ垣。大邦は維れ屏、大宗は維れ翰」とあり、鄭玄の箋に「王は当に公卿諸侯及び宗室の貴なる者を用いて屏藩垣翰と為し、輔弼と為し、之を疎遠する無かるべし」とある。後、屏藩を用いて国を衛る重臣に喩える。「封建」は天子が天下の土地の一部を分け与えて諸侯の封土とし、爵位を授けて藩属国を建てさせること。「封建の模」は宗主国と藩属国（宗藩関係）の成立する範囲（規模）。「澗水」は古い川の名。『書経』「禹貢」に「伊・洛・澗・澗は既に河に入る」とあり、河南省新安から出て東南に流れ黄河に合流する。あるいは河南省滎池県の東北の白石山から発し、洛陽市の西南で洛水に注ぐ川をいう。また、一般に谷川の水をいう。

この章句は、陛下の恩寵によつて琉球をも藩属国の列に加えて頂き、澗水のようないくつもの支流が黄河に注ぐように、多くの藩属国が宗主国に朝貢して成立する宗藩関係の秩序の中に琉球などの小国をも加えて頂き、その規模を益々大きくされま

(21) 日に沐し月に浴し、八荒も琛贐の忱を輸し「日に沐し」（沐日）の沐は潤いを受ける、恵みをこうむる、恩を受ける。太陽（天子）の恩恵をこうむること。「月に浴し」（浴月）の浴はあびる、受ける、こうむる、身に受ける。月の光を受けること。日月の光に沐浴すること。日月は天子の恩恵に喩える。清の沈徳潜撰『古詩源』卷一「古逸・禹玉牒辞」に「祝融、方を司つて其の英

を発し、日に沐し月に浴して百宝生ず」「夏の守護神たる祝融は南方の気を司つて、その靈徳を發揮し、日月の徳沢に沐浴して、その結果万物その生をとげ、国家に百宝を生じた（内田訳参照）」とある。「八荒」は八方・八表・八紘に同じく、八つの方角（東・西・南・北・東南・東北・西南・西北）、また極めて遠いところ、八方極遠の地。「琛贖」は珍しい贈り物（進貢品）。

この章句は、日月の光に匹敵するような陛下の恩恵をこうむつて、八方極遠の地の首長たちも珍宝の進貢品を献上して忠誠の真心を表明し、との意。

(22) 十雨五風して六宇は雍熙の福を受くべし「十雨」は十日に一度雨が降ること、「五風」は五日に一度風が吹くこと。順調な氣候に恵まれ、豊作の条件が調うことを意味する。『宋会要輯稿』樂八「鼓吹導引樂歌」に「天下に君たれば、万国来王し、玉帛は梯航より溇る。五風十雨して、品物は蕃昌し、棲壠「住居」に余糧有り」とある。「十雨五風」は平仄の關係で「五風十雨」となるが、同義である。「六宇」は上下四方（東西南北）、全世界。「雍熙」は平和で和やかなさま。張衡「東都賦」に「民、其の勞を忘れ、楽しんで其の財を輸す。百姓は饒衍「飽食」を同くし、上下は其の雍熙を共にす」とある。

この章句は、十日に一度の雨が降り、五日に一度の風が吹き、順調な氣候に恵まれて豊年となり、全世界の人々は豊かな生活に満足し、和氣藹々とした平和な世の中に生きる幸福を享受することでしょう、との意。

3-10-03

琉球国中山王世子尚泰より同治帝あて、前例に従い、冊封を要請する旨の奏文（同治三《一八六四》、八、四）

琉球国中山王世子臣尚泰、謹んで奏し、例を援きて陳情し、封襲を懇請して以て疆宇を光かし、以て忠勤を効す事の為にす。

窃かに維うに、敝国は鯤壑の外藩、蝸居の荒服にして、世々天朝の厚沢深仁に沐し、加うる有りて已む無し。

臣が先祖の尚質は順治十一年に於て天恩を荷蒙し、王爵の印篆を頒給せられ、中山王と為りて永く海邦を奠む。先祖の尚貞・尚敬・尚穆は、均しく康熙二十一年及び五十七年、並びに乾隆二十一年に於て、先後して封襲を恩准せらる。太高祖の尚哲は世子と為るの時、即世して祿弗し。高祖の尚温は嘉慶五年に於て叨くも王爵を封襲するを蒙り、曾祖の尚成は未だ請封に及ばずして早已に世を棄つると雖も、而れども祖の尚灑は嘉慶十三年に於て叨くも王爵を封襲するを蒙り、曾祖も亦た是の年に於て恭しく誥命を荷くし、特に追封を許さる。父の尚育は復た道光十八年に於て祇んで冊封を受けて中山王と為り、列聖の遭逢に感じて児孫を励まし、以て職ら嗣爵を守る。以来、夙夜、飲んで忠貞を承け懈らざるに、詎ぞ意わん、偶々微疾に嬰り、医薬も盡無く、遽かに道光二十七年九月十七日に於て薨逝するとは。

臣、嫡長を以て統を継ぎ、恭しく典例に循い、虔んで封襲を請

3-10-16

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、同治三年の進貢使東国興等に襲封を要請せしむる旨の咨文

(同治三《一八六四》、□、□)

琉球国中山王世子尚(泰)、謹んで典例を陳べ、以て礼節を全うする事の為にす。

切かに、敝国は世々藩疆を守り、代々封爵を膺く。茲に同治三年の貢期に当たれば、特に耳目官の東国興・正議大夫の毛発栄等を遣わし、虔しく表章を捧げて天朝に入貢し、兼ねて封襲を請わしむ。

恭しく査するに、欽差、敝国に貢臨するの一案は、従前、歴届の成例あり。定めて請封の次年に於て、謹んで接封使臣を遣わし、海道を熟諳するの舵工人等を率領せしめ、海船一隻に坐駕して閩に到らしむ。越えて翌年に至り、欽差を迎接して一同に国に到る。

嗣いで、道光十六年に於て、敝国、使を遣わし進京して朝貢せしめ、兼ねて封襲を請う。復た経に咨もて具奏するを請い、恩准を荷蒙せり。十八年に於て、欽差を迎接して敝国に貢臨せしめて案に在り。

此の次、遣わす所の貢使は、京に赴き入貢し、兼ねて王爵を封襲するを請う。伏して乞うらくは、貴司、前届の成例を洞察し、

督撫 兩院に転詳して代りて具奏を為し、同治五年に於て冊使を差選して敝国に貢臨せしめ、以て来歳に使を遣わし、接封するを得せしむるを恩准せられんことを。典例を愆る無きを見んことを庶う。此れが為に礼部に咨請するの外、理として合に由を備えて貴司に移咨し知会せしむべし。請煩わくは察照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

同治三年(一八六四) 月 日

注*本文書とほぼ同文の咨(三二一〇〇八)が礼部へも提出されている。

語注は(三二一〇〇八)参照。

3-10-17

琉球国の三司官以下の高官より福建布政使司あて、尚泰の冊封を要請するに当たり、出自を証明し人柄を保証する旨の結状（同治三《一八六四》、八、四）

結状を具^{まな}う。

琉球国中山王府の法司官向汝礪・馬朝棟・向有恒、長史の梁得功・梁超群等、王爵を封襲するを請い、以て礼典を昭らかにし、以て海疆を固める事の為にす。

切かに汝礪等、旧例に遵照して（以下の如く）結得ず。

先国王は、道光二十七年九月初七日に於て疾に嬰りて薨逝す。

君王を嗣ぐ世子泰は、誠に嫡長にして相承け、端重にして謹厚、仁孝にして慈恭に係る。

凡そ厥の臣民は率に深く帰附す。宜しく王位を嗣ぎ、用て藩服を光かすべし。相応に連僉して甘結を確具し、親ら花押を画きて呈繳し、査核せしむべし。

伏して乞うらくは、藩台の大人、輿情を俯鑑し、両院憲に転詳して勅もて榮封を賜い、永く海邦を奠めしむるを奏請せんことを。

汝礪等、例に遵い、虔しく継統の縁由を將て、合に先に稟明すべし。結する所は是れ実にして、敢えて冒混して虚誑の咎を干すを致さず。

須らく結状に至るべき者なり。

同治三年（一八六四）八月初四日 結状を具う

琉球国中山王府の法司官向汝礪 譜久山親方

法司官馬朝棟 与那原親方

法司官向有恒 宜野湾親方

長史梁得功 富山通事親方

長史梁超群 安慶名親方

王叔尚愷 大里王子

王叔尚健 伊江王子

王叔尚克讓 与那城王子

王舅章文思 富嶋親方

王舅翁龍光 高安親方

王舅馬光思 仲田親方

紫金大夫阮宣詔 天願親方

紫金大夫蔡士俊 瑞慶覽親方

紫金大夫阮孝銓 渡久山親方

紫巾官向国鼎 識名親方

紫巾官向元横 伊是名親方

紫巾官毛景光 亀川親方

紫巾官武世英 奥原親方

紫巾官東順法 与世山親方

紫巾官向義 多嘉良親方

紫巾官向惟琳 山川親方

紫巾官向宏基 嘉味田親方

紫巾官向開勲 仲村親方

紫巾官東林茂 浦崎親方

紫巾官向紹元 伊志嶺親方

紫巾官向春芳 安村親方

紫巾官馬克寬 外間親方

紫巾官向日新 宮里親方

紫巾官毛允良 濱比嘉親方

紫巾官向執中 松堂親方

紫巾官向廷弼	富里親方	正議大夫鄭元広	親里親雲上
紫巾官向俊	与那霸親方	正議大夫鄭嘉政	屋部親雲上
紫巾官向汝楯	見里親方	正議大夫王家錦	大田親雲上
紫巾官向邦棟	大宜見親方	中議大夫蔡廷佐	志多伯里之子親雲上
紫巾官馬昌保	宮平親方	中議大夫王春暉	名嘉真里之子親雲上
紫巾官向志道	奥武親方	中議大夫王述勃	上運天里之子親雲上
紫巾官向文晃	嘉手納親方	中議大夫金世宝	豊里里之子親雲上
紫巾官向克灼	宇地原親方	中議大夫王兼才	国場親雲上
紫巾官向文煥	松嶋親方	中議大夫梁定章	我喜屋通事親雲上
紫巾官毛精湿	富盛親方	中議大夫蔡呈禎	翁長里之子親雲上
紫巾官毛元枢	喜舍場親方	中議大夫蔡世功	安次嶺親雲上
紫巾官向能達	阿波根親方	中議大夫蔡呈祚	翁長里之子親雲上
紫巾官翁章錦	伊舍堂親方	那霸官向丕績	湧川親雲上
紫巾官向兆麟	奥平親方	那霸官查偉業	山田親雲上
紫巾官向麟趾	川平親方	遏闔理官馬如衡	仲吉里之子親雲上
紫巾官馬必信	棚原親方	遏闔理官馬邦光	武富里之子親雲上
紫巾官向居謙	浦添親方	遏闔理官向龍光	見里里之子親雲上
紫巾官毛其昌	見里親方	遏闔理官向嘉勲	大宜見里之子親雲上
耳目官翁維垣	玉城親雲上	遏闔理官毛培源	東風平親雲上
耳目官向克治	小波津親雲上	遏闔理官向德宏	幸地親雲上
耳目官向秉経	安室親雲上	昆那官毛鳳翔	兼本里之子親雲上
耳目官向文光	桑江親雲上	昆那官毛如恒	龜川里之子親雲上

昆那官向廷選 神村里之子親雲上

郷耆老毛増光 池城親方

郷耆老向如光 保栄茂親方

郷耆老東任鐸 知念親方

郷耆老阿世良 佐久田親方

郷耆老鄭元偉 湖城親方

注*礼部へ提出されたほ本文の結状は、「三十一〇〇九」である。語注

は「三十一〇〇九」参照。

(1) 藩台の大人 藩台は布政使のこと、大人は敬称。

(2) 両院憲 総督と巡撫。

3-10-18

琉球国中山王世子尚泰より関係当局あて、同治三年の進貢使
東国興らを派遣するに当たり、便宜を図られたき旨、林世爵
等に付した符文(同治三《一八六四》、八、四)

琉球国中山王世子尚(泰)、進貢する事の為にす。

照らし得たるに、敝国は^{かたじけな}も天朝の洪恩に沐し、会典に遵依
して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に同治三年の貢期に当たれば、特に耳目官の東国興・正議大
夫の毛発栄・都通事の林世爵等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共

に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎
熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て、
均分して両船に装載せしめ、一船の礼字第三百三十二号は硫黄六
千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船の礼字
第三百三十三号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百
觔を載運し、^{すす}前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送
して京に赴き、^{めかつ}叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有^{くだん}の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留し
て便ならざるを致すを恐る。合^{よろ}行しく符文を給発すべし。今、王
府の礼字第三百三十一号半印勘合の符文一道を給して都通事林世
爵等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡
哨官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る
母からしめよ。

須らく符文に至るべき者なり。

計開す。

- | | | |
|----------|--------------------------|--------|
| 正使耳目官一員 | 東国興 | 人伴一十二名 |
| 副使正議大夫一員 | 毛発栄 | 人伴一十二名 |
| 朝京都通事一員 | 林世爵 | 人伴七名 |
| 在船都通事二員 | 蔡呈書
林長溪 | 人伴八名 |
| 在船使者四員 | 麻厚仁
孫朝璉
経世芳
孫国儀 | 人伴一十六名 |
| 存留通事一員 | 魏掌政 | 人伴六名 |
| 在船通事一員 | 王作梅 | 人伴四名 |

別台-01

琉球国中山王尚育より福建布政使司あて、仏国の戦船来琉し
和好・貿易・布教を求むるも拒絶したるに、仏人等二人を残
置せしめたる旨の咨文（道光二十四《一八四四》、八、四）

琉球国中山王尚（育）、咨明する事の為にす。

照らし得たるに、道光二十四年三月十一日、海船一隻、敵国の
那覇洋面に来到して停泊する有り。随即に員に委して来歴を訪ね
問わしむるも、言語通ぜず。内に通事一名有り。中国人に係る。

称するに拠るに、「仏朗西国の第一号の戦船に係る。其の総兵
名は噶爾烈略璞朗、船上には共に二百三十人有り。広東の澳門よ
り起程し、来たりて糧食を買い、併びに木料を買いて船上の折れ
たる処を修補せんとす」等の語あり。即ち木料・牛・羊・鶏・豚・
魚・酒・蔬菜等の件を発給せしむ。

続いで該総兵の啓称に拠るに、「我が国は恒に中国と盟好を通
じ、交接すること親切なれば、特に各戦船の総兵をして中国の隣
近の諸国に去きて和を通じ好を結び、往來して貿易するを求めし
む。本総兵は貴国と和好する為に令を奉じて來たる。余は久しく
此に住まる能わざるも、数月の後に必ずや大総兵都督の大船、
或いは各戦船の到来する有れば、宜しく彼に示覆すれば可なるべ
し。此の時に当たり通事は緊を要すれば、今、執事の噶爾助を
留め、通事の粵五思旦と共に、貴国に在らしめんことを要む」等

の由あり。

本爵、意いて謂わく、敵国は蕞爾の蜃疆にして、土は瘦せ地は
薄く物産は多からず、金銀は出ずる無ければ、広く他国と交通す
る能わず。若し仏国と好を結び往來して貿易すれば、洵に煩累頻
繁にして、遂に顛覆の憂を招かんことを恐る。且つ他国人をして
上陸して淹留せしむるは、素より国家の嚴禁に係る。即ち飭して
文を具えて固辞せしめんとす。但だ該総兵は聽従するを肯ぜず。
十九日に于て強いて執事一名・通事一名を留め、開船して回り去
り。

厥の後、執事噶爾助の稟に拠るに称すらく、「琉球は窮して
産する所多く無しと雖も、然れども暎国は其（琉球）の中国と日
本の間居り、両国の貨船は此に聚まるべきを見て、遂に心に之
を取らんとするは一年ならざる有り。仏国は其の謀を阻まんと欲
す。惟うに二計有り。一は或いは格外に保護し、一は或いは先に
自ら之れを取る。但だ先に自ら之れを取れば、則ち公議保ち難
し。格外に保護するは我が心の愿いなり。夫れ、国家の患は以て
人に譬うべし。或いは大症に染らんか、初めて之れに染るの際は
尚お医治すべし。如し神を留めずして調治を懈れば、病は必ず裏
に入り之れを膏肓に附し、竟に不治の症と成る。乞うらくは、早
やかに之れが計を為し、遅延すべからざらんことを。大事を悞る
を恐る」等の由あり。

併びに通事粵五思旦の稟に拠るに称すらく、「仏国の戦船は西

より東に來たれば、化費は限り無し。若し深く其の意を知り万全の計を得れば、則ち吉有りて凶無し。否らずんば則ち禍福は料り難し。近ごろ聞くに、西土の各国は議して曰う有り、凡そ天下に吾が西土と通好せざる者あれば之を伐つべし、と。更に曰く、琉球は西土と和好を通ぜざれば、必ずや西土の疆国の有する所と為らん、と。倘し或いは糊然として彼の和好を絶てば、是れ自ら怨を招くなり。詳細に之を察せられんことを乞う」等の由あり。各々稟を具えて前來せり。

本爵、意いて謂わく、敝国は海隅に僻處するも、叨くも皇上の覆載の恩を蒙り、世々王爵を膺け、代々貢職を供し、国を泰んじ民を安んじ、永く太平を享く。若し乃ち仏国と交通して其の保護と為れば、但だに臣子の忠順の忱を失うのみならず、更に天朝の存恤の恩に負くなり。且つ該兩人の言を察するに、人の謀を阻むと云うと雖も、実は己が利を図るに在り。苟焉として之れに従い、其の陰謀に墜るべからず、と。即ち固辞せしむ。

又、該執事の囑の稟に抛るに称すらく、「予は即ち天主の聖教を伝うるの士なり。仏国より開船して他国に往かんと欲す。澳門に到るの後、窃かに聞くに、西土の人は貴国の疆土を取らんと欲す、と。故に前教を伝授し、生靈を塗炭より救わんと欲す。乃ち跋渉艱楚して來たる。乞うらくは、天主の聖教を貴国の各府・州の地方に于て明伝するを准されんことを。則ち貴国を幫持して遠くより将来の凶險を絶ち、此微の災害をも受けざらしむべし」等

の由あり。

本爵、意いて謂わく、敝国は置々聖朝の菁莪の化に沾い、孔孟の経伝の道を学ぶを得たり。所謂天主教なる者は学習すべからざるなり、と。即ち飭して辞却せしむ。

又、前事の為にす。

執事囑の稟に抛るに称すらく、「暎国を阻まんと欲するの一款の策は上献すると雖も、其の用いると用いざるとは貴国に在り。

若し是れ後來或いは便ならざる有れば、怨みを遠人に歸する勿かれ。其の天主教を伝えるに至りては、既に天主の命を承けたれば、勢い必ずや行わざるを得ず。豈に半途にして廢すべけんや。如し允准せざるとも、則ち遠人は貴国を離別するを肯ぜず。必ずや鞠躬尽悴して以て人の靈魂を救うの功を立てるを將て、予の死するの後、才徳、予に勝ること百倍する者、必ずや踵を継いで來たるべし」等の由あり。

本爵、意いて謂わく、敝国は明の洪武年間に在りて荷くも閩人三十六姓を賜り、教うるに孔孟の道を以てす。聖朝の定鼎するに至りては、文教は覃いに敷かれ、斯文は丕いに振るい、化に沐すること益々厚く、学を慕うこと漸く深し。文廟を設建し、儒を崇び道を重んじ、均しく鄒魯の風に向かう。凡そ国中の行う所の政務は亦た中朝の定制に遵い、敢えて軌を異にせず。若し今、天主教を学べば、則ち上は天朝の異端を黜けて以て正学を崇ぶの至意に負き、下は海国の邪説に惑いて良心を味ますの弊竇を開かん、

と。即ち固辞せしむ。然れども未だ曾て心に領略せず。動もすれば借端して事を生ぜんとするの機有り。

窃かに査するに、該仏国人等は故無くして境に入り、初めは好を結び貿易せんと欲し、次いで格外の保護を求め、後には天主教を伝えんことを要む。称する所の言詞は、反覆して常靡ければ、測度すべからず。日後に至りて若し大総兵の国に到る有れば、如何に騒攪するやを知らず。現今、官役に申飭し、心を尽くして籌画し、務めて大総兵の国に到るを俟ちて、之れを待つに礼を以てし、之れに告ぐるに義を以てし、其れをして騒攪するを致さざらしめ、彼の二人を率いて一同に帰国するを要めんとす。

茲に進貢の便に値たれば、合に先に咨明すべし。此れが為に貴司に移咨す。請煩わくは察照して督撫兩院に転詳し施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光二十四年(一八四四)八月初四日

注(1) 仏朗西国 フランス。一八四四年当時はルイ・フィリップを国王とした立憲君主制の王政(一八四八年、二月革命で第二共和

政となった)。

(2) 総兵 提督。ここでは道光二十四年三月那覇に来航した仏船アルクメーヌ号の艦長デュプランのこと。

(3) 嚶爾烈略璞朗 デュプラン。ベニーニユ・ユージン・フォルニエ・デュプラン (Benigne Eugene Fornoer-Duplan)。仏船ア

ルクメーヌ号の艦長。道光二十四年三月那覇に来航し、フォルカードとオーギュスタンを琉球に残して出航。

(4) 澳門 マカオ。広東省沿岸部に面した島嶼。

(5) 啓称 啓は申し上げる意。てがみ、個人的な書簡(用語解説「参照」)。

(6) 大総兵都督 フランスのインドシナ艦隊の提督セシーユのこと。道光二十六年五月クレオパートル号で那覇に来航。

(7) 執事 キリスト教における教会職務のひとつで、カトリック教会では司祭につぐ職位である助祭に相当する。ここではフォルカードのこと。

(8) 嚶爾咖助 フォルカード。テオドール・オーギュスタン・フォルカード (Theodore Augustin Forcade)。一八一六〜八五年。フランス人宣教師。一八四二年(道光二十二)パリ外国宣教会に入り、道光二十四年三月アルクメーヌ号で来航。天久聖現寺に約二年滞在。厳しい監視の下で布教はならなかったが、琉球語を学び『琉仏辞典』を執筆した。道光二十六年、セシーユ提督率いるクレオパートル号で帰国(『沖繩大百科』)。

(9) 通事 ここではオーギュスタン・コウを指す。

(10) 粵五思旦 オーギュスタン。オーギュスタン高 (Augustin Ko)。フォルカードとともに来航した中国人伝道師兼通訳。

(11) 煩累頻繁 めんどろな事がしばしば起こる。煩累はわずらわしくめんどろな物事。

(12) 淹留 長期滞在する。逗留する。

(13) 公議 校訂本は「公義」だが『漢文外国一件書類』および「別台〇二」により「公議」とした。公平、正義、国際世論の意。

(14) 神を留めずして 注意せずして、不注意に、の意。

(15) 調治 治療。

(16) 膏盲 「膏」は心臓の下部、「盲」は隔膜の上部を指す。ここに

- Tradescant Lag)。一八〇〇〜一八四五年。一八二五年からピーチー船長率いるプロツサム号で探検航海に参加。広州駐在の英国領事。一八四三年(道光二十三年七月)に広州領事に任命され翌年七月(道光二十四年五月)福州領事に転じ、さらに四五年四月(道光二十五年二月)厦門領事となる。
- (7) 両相 双方、互いに。
- (8) 懼怕 恐れおののくこと。
- (9) 水菜 水と野菜。飲料水と食物。
- (10) 公道 公平。
- (11) 屏翰 屏とその両辺に在ってこれをささえる柱。また、垣となつて守る。転じて柱石の臣、重臣。また屏翰は屏扞、屏藩、藩屏と同じ。周辺の藩属国を指す。
- (12) 香山県 広東省広州府香山県。現中山市。珠江デルタの中南部に位置する。
- (13) 急頓 役職。キャプテンのこと。
- (14) 味叻啫 ベルチャー。エドワード・ベルチャー(Sir Edward Belcher)。一七九九〜一八七七年。一八一二年にイギリス海軍に入り、一八二五年にピーチー率いる探検航海に参加。アヘン戦争が始まると香港に上陸して戦い、香港沿岸の測量を行った。戦争終了後、ナイトの称号を得た。一八四七年まで東インド諸島、フィリピン、巨文島などの測量作業に従事した。一八七二年に海軍大将に昇進した。一八四三年(道光二十三年)から四四年にかけて、ベルチャーはサマラン号で宮古・石垣・与那国へ来航し、水陸の測量調査を強行した後、道光二十五年五月那覇沖に到来、琉球の官民を驚かせた。
- (15) 手を用いて勢を比し 手振り身振りで。
- (16) 愁慮 憂慮する。

別台-05

琉球国中山王尚育より福建布政使司あて、英国船は伯徳令(ベツテルハイム)を琉球に残置し、仏国の総兵は条約の締結を迫り、仏人伯多祿(ルリテュルデュ)・亜泉徳(アドネ)の二名を逗留せしめられたれば、退去方の外交交渉を求むる旨の咨文(道光二十六《一八四六》、八、十四)

琉球国中山王尚(育)、臣子の憂は堪え難き所有り、君父の威、固より当に仰いで藉るべければ、転奏せられて恭しく聖諭を請い、以て藩国を安んぜしめんことを懇乞う事の為にす。

切かに査するに、道光二十六年四月初五日、嘆咭喇船一隻到来する有り。随即員に委して物件を送給し、並びに來歴を詢わしむるも言語通ぜず。内に通事一名有り。姓は劉、名は友于と叫う。即ち広東香山県の人なり。稱するに抛るに、「嘆咭喇国の船隻に係る。本年三月十五日、広東に在りて開船す。舵梢一十四名を除くの外、別に医士伯徳令、家眷・兒女を携帯して來たる有り。該医士をして妻子・通事を率同し上岸して淹留せしむるを准されんことを乞う」等の語あり。

本爵、官に飭し文を具えて懇請すらく、「他国の人員、上岸して身を棲んずるは素より国家の嚴禁に係る。更に兼ねて敵国は蕞爾の蜃疆にして土瘦せ地薄く物産饒かならず。若し他国の人をして淹留せしむれば甚だ不便有り。其の淹留するの心を罷め、風日

の爽快なること有るを待ち、仍お原船に坐して駕回されんことを乞う」等の情あり。

但だ該医士は聴従するを肯ぜず。妻子暨び通事を携帯し上岸して逗留す。其の原船に至りては、初八日に于て順風有るを見て放洋して去る。本爵、之れを如何ともする無く、其の淹留するに任せ時に従う。厥の後、該伯徳令は医局を設建し広く療治を施さんことを要む。覬覦の心無きに似たり。但だ妻子を携帯し跋渉して遠来すれば、其の心の存する所は以て測度し難し。且つ他国の人をして逗留するに任憑せれば、西土の各国、其の風声を聞きて来たり、遂に国家の患を滋すを誠に恐る。

又、査するに、道光二十六年四月初七日、俳囃晒船一隻到来する有り。本爵、即ちに飭して物件を交送するも、奈せん、収むるを肯ぜず。又、前年、国に留まるの執事・通事の兩人をして其の来歴を訪わしむ。乃ち口称に拠るに、「佛国総兵撰藍の坐する所の船隻に係る。通船共に三百員名有り。数日の後に、必ず吾国の元帥到来して貴国と相い約して好を結び、交易するを要むる有り。合に先に報知すべし」等の語あり。

本爵、之れを聞きて驚懼に勝えず。五月十三日に至り、果たして俳船兩隻到来する有り。称するに拠るに、「一は元帥瑟西爾の坐する所の船隻に係る。通船共に五百員名有り。一は総兵黎峩の坐する所の船隻に係る。通船共に三百員名有り」等の語あり。

随即に官に委して物件を交送するも、奈せん、収むるを肯ぜ

ず。乃ち元帥瑟の啓称に拠るに、「吾が君の類斐理甫は賢明の君なり。礼を好みて和に務む。今、貴国と和を通じ好を結び、以て生意を做さんと欲す。嗣後、若し佛国の船隻の到来する有れば、宜しく貴国の馬頭に在りて其れをして湾泊せしめ、風を避け水を取り糧を買わしむれば可なるべし。倘し不幸にして船破る者有れば、亦た応に収留して款待し、差船有るを俟ちて、其れをして領回せしめ、或いは便船に附搭して送り回せば可なるべし。果たして能く此の如くすれば、必ず吾国の皇帝は友と為りて、艱難緊急の時に於ては亦た其の善く助くるを得る有るべし。然して此の艱難は久しからずして將に之れに遇わんことを恐る。余は貴国と吾が佛国との好を結び盟を定めて以て交易を為さんことを請う」等の由あり。

本爵は即ち官に飭し文を具えて懇請せしむらく、「敝国は彈丸の小邦にして物産は幾ばくも無く、屢々饑饉に苦しみ、国は窮し民は疲れ、広く他国と好を結び交易すること能わざるなり。但だ他国の船隻、飄来するの時に当たり、菜水を発給するを除くの外、其の船を修すべきの者は、之れが為に修葺し、其の送り回すべきの者は之れが為に護送す。此れ敝国の規例と為して、行い來たること已に久し。俳船の飄来するの時に至りては、亦た応に例に照らして辦理すべし。此の意を体して貴国王に轉達し、其の好を結び交易するを免れんことを乞う」等の情あり。

乃るに元帥瑟の啓称に拠るに、「貴国、盟を結び交易するを免

れんことを請うの処は、余は当に情を尽くし申奏すべし。然れども余の職は忠を尽くし実を奏し、敢えて謊言¹⁹して上を欺かざるなり。余は貴国、固より此くの如きの窮苦有りと云う能わざるなり。今の吾が皇上、叡知明達なれば自ら定奪施行すること有るべし。然れども一年の久しきに非ざれば、吾が皇上の旨は到る能わざるなり。若し上諭の一たび降れば、即ち船を撥し之れを告ぐべし。且つ従前留まる所の執事の噶爾咖助暨²⁰通事の粵五思旦等の兩人は、余、他処に於て緊要の事有るに因り、跟去²¹して辦理するも、而れども執事の噶は数月の後に於て再び来たりて淹留せしめんとす。今、新たに伯多禄一人を留めて貴国に在らしめ、其れをして皇諭²²の頒到するの時に於て、執事の噶と²³同に聖諭を宣伝せしめんとす」等の由あり。

本爵、又復²⁴び官に飭し文を具えて懇請せしむらく、「敝国は前に云う所の如く、誠には是れ困窮して既にして金銀無く、復た綢緞無ければ、乃ち交を他邦と結びて以て貿易を為すは、実に国力の及ぶ所に非ざるなり。乞うらくは、実情を酌察²⁵せられ、其の回国の後に于て代りて転奏を為し、其の請う所を准されんことを。更に伯多禄先生を將て一同に帯回するを准されんことを祈る」等の情あり。

乃るに元帥瑟の口称に拠るに、「回国の後に、貴国の事情を將て余の国の皇帝に転奏するも、伯多禄に至りては留めざるを得ず」等の由あり。此れを拠けたり。

本爵、閏五月十四日に于て飭して物件を具えて該元帥等に交送し、方めて收領するを行わしむ。是の日、又、該国の船一隻、駛して敝国の大嶺村洋面に到りて、偶々暗礁に擱²⁶り殆んど覆没するに至らんとする有り。即刻に小船数十隻を遣撥し、以て其の危を濟²⁷く。訊いたるところ、口称に拠るに、「呷国の克必釘色爾玩²⁸の坐する所の船隻に係る。洋に在りて日久しく風を被りて飄い來たる。船上に原は一十六名有り。其の内一名は波を被りて淹斃せらる。木料を給せられて船上の損する処を修補せんことを乞う」等の由あり。随いで飭して木料を交給し、並びに牛・羊・鶏・豚・魚・酒等の件を送らしむ。時に該色爾玩は元帥の船上に尋ね到る有るも、何事を申告するやを知らず。

二十四日に于て該元帥瑟は新たに伯多禄一人を留め、旧より留まるの執事・通事の兩人を接取し、一共に三隻連鯨して開行す。色爾玩の坐する所の船隻に至りては、其の修理の全完するを俟ち、六月初二日に放洋して回り去けり。

七月二十五日に至りて、又、呷囉晒総兵黎峩の坐する所の船隻、到来する有り。随即到に官に飭して物件を交送せしむるも、奈せん、收領するを肯²⁹ぜず。乃ち元帥瑟西爾の書啓一道を³⁰通給する有り。内に(次の如く)開せり。

余の仁台と与に議する所の事は、茲に已に吾が皇帝に申奏し知道せしめたり。論じて説う所の噶大人に至りては、兩月の後に於て仍お貴国に旋³¹りて淹留せしめんとす。乃ち敝邦の旨文一たび到

れば、其れをして伝訳せしめんが為なり。料らざりき、嘯大人は、途に別方の公務に遇い、身を絆られて速就に転回する克わらず。伯多禄公一人のみ孤居するを注想すれば、誠に両つながら便ならざるの情有るを慮ばかる。現に亜泉徳公有り。亦た命を欽んで来たり、彼に代わりて暫く応理を為す能うべし。故に先に護送して貴国の処に到り、伯公に陪して一室に同居せしめ、延きて嘯大人回旋するの際を待ち、再び定奪を行わしめんとす、等の由あり。

伯爵、官に飭して辞せしむるに、留むる勿きを以てす。但だ該総兵黎は聴従するを肯ぜず。遂に亜泉徳公を留め、八月十二日に于て開船して去る。乃ち已むを得ず、飭して該亜泉徳を將て伯多禄に陪し一室に同居せしむ。

窃かに惟うに、和を通じ好を結ぶは誠に交隣の道に係る。有を以て無に易えるは亦た通財の道と為す。但だ是れ、敵国は海隅に僻処し、地は狭く産は乏しく、五穀裕ならず日用は不足す。苟くも聖朝の覆載の恩を蒙り、世々王爵を膺け、代々職貢を供す。故に入貢の便の順に、閩省に在りて日用の物件を買い来たり、聊か国家の用を辦す。乃ち俳国と好を結びて以て交易を為すは、唯だに物の兌換する無きのみならず、更に交際に礼を欠き、肇衅の憂い有るを恐るなり。甚だしきは則ち煩累頻繁、費用益々多くして、国は顛連の地に入るべし。

是を以て、飭して前由を陳べしめ、確として請辞を行わしむる

も、該国王は元帥の奏疏を接見するの後、如何に定奪施行するやを知らず。伯爵、之れが為に愁慮し、經に官吏に飭して確議せしむるも、尚お計の施すべき無く、正に寢食安んぜざるの際に在り。猶お幸いに父母孔だ邇く、聖威に資るに非ざれば、則ち藩国は事無きを保ち難し。

此れが為に、特に陪臣の王舅毛增光・正議大夫梁学孔・都通事魏国香等を遣わし、咨文を齎捧して二号貢船に附搭し、前みて閩省に抵りて投請せしむ。統べて祈るらくは、貴司、仰いで皇上の懷柔の至意を体し、小邦の窮苦憐むべきを俯察し、撫^督兩院に転詳して情に抛りて具題せしめ、仰いで聖諭もて善く照料を加えしめ、一面には暎国をして該伯徳令等を接取して帰国せしめ、一面には俳国をして其の和を結び交易するの心を罷めて、留むる所の人を將て本国に接回し、以て永久に相い安んずるを期せしめんことを請う。則ち皇恩憲徳を無疆に感戴せん。理として合に咨請すべし。此れが為に貴司に移咨す。請煩わくは查照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光二十六年（一八四六）八月十四日

注（一）君父の威 君主であり父である皇帝の威厳。

（二）藩国 冊封進貢秩序の中の藩属国。ここでは、琉球国を指す。

- (3) 啖咕喇船 この英国船はスターリング号。
- (4) 姓は劉、名は友于 劉友于。ベッテルハイムの通訳として来琉した広東省香山県出身の中国人。一八四九年三月に帰国(照屋善彦『英宣教師ベッテルハイム』人文書院、二〇〇四年、参照)。
- (5) 伯徳令 ベッテルハイム。バーナード・ジャン・ベッテルハイム (Bernard Jean Bettelheim)。啖咕唖とも。一八一〜七〇年。イギリス国籍の宣教師で医師。一八四六〜五四年、英海軍軍人琉球伝道会の宣教師として妻子とともに来琉、王府の滞在拒否に抗して上陸、以後八年余にわたって波之上の護国寺に滞在した。
- (6) 家脊 家族。
- (7) 身を棲んずる 身を寄せる。ある人の家に同居して世話になる。
- (8) 交送 送りとどけてひきわたす。
- (9) 撰藍 ゲラン。ニコラ・フランソワ・ゲラン (Nicolas Francois Guerin)。フランス海軍の総兵。一八四六年五月(道光二十六年四月)、サビーヌ号で泊港に来航、ついで運天港へ到り、同年七月に出港。一八五五年(咸豊五)再度来航し、琉仏修好条約締結を強行した。
- (10) 元帥 軍の最高の階級あるいは称号だが、ここではフランスのインドシナ艦隊の提督である瑟西爾(セシーユ)のこと。
- (11) 瑟西爾 セシーユ。ジャン・バチスト・セシーユ (Jean Baptiste Ceille)。啖咕唖とも。フランス東洋艦隊の提督。道光二十六年五月(一八四六年六月)、クレオパートル号 (Cleopatre) で来琉、運天港に約一ヶ月滞在し、琉球当局と条約交渉に当たったが成功せず、同年閏五月、フォルカードとオーギュスタン・高を乗せて出航した。
- (12) 黎峩 リゴー。ピエールルイシャルル・リゴー・ド・ジェヌイリー (Pietri-Louis-Chares Rigault de Genouilly)。一八〇七〜七三年。道光二十六年五月(一八四六年六月)に来航したセシーユ率いるフランス艦隊のヴィクトリューズ号の艦長。運天港に停泊し、同年閏五月に出航。
- (13) 類斐理甫 ルイフィリップ一世 (Louis Philippe)。フランス国王。一七七三〜一八五〇年。在位一八三〇〜四八年。
- (14) 生意 商業経営。交易、生業。
- (15) 馬頭 停泊所、船着き場。碼頭 (マートー) に同じ。港湾。
- (16) 収留 おさめとどめる。受け取りとどめる。
- (17) 差船 役所の命を受けて派遣された船。
- (18) 申奏 申し上げる。
- (19) 謊言 いつわり。でたらめを言う。
- (20) 叡知明達 聡明で道理をわきまえていること。
- (21) 定奪施行 「定奪」は可否を決定する。決裁して処理する。
- (22) 跟去 従えて行く、連れて行く、の意。
- (23) 伯多祿 ルテュルデュ。ピエールマリ・ルテュルデュ (Pierre-Marie Le Turdu)。啖咕唖とも。一八二一〜六一年。フランス人宣教師。道光二十六年四月サビーヌ号で来航、フォルカードのあとをついで天久聖現寺に約二年滞在し、道光二十八年七月にバイヨネーズ号で出航。マニラ・香港を経て広東に着。同地で一八六一年に死去(『沖繩大百科』)。
- (24) 皇論 ここではフランス国王の諭旨。
- (25) 酌察 斟酌する。推察する。
- (26) 大嶺村 豊見城間切内の村。現豊見城市。
- (27) 克必釘 役職。キャプテンのこと。
- (28) 色爾玩 セルヴァン。アリストテイド・セルヴァン (Aristide Servan)。道光二十六年閏五月(一八四六年七月)商船バシフィーク号で来航、豊見城間切大嶺村沖で座礁、同年六月出航。

- (29) 書啓 書信。手紙。この瑟西爾からの手紙は、東京大学史料編纂所の維新史料綱要「データベース」にある(弘化三年八月十二日付け「薩藩琉球在番奉行届書藩庁宛」一巻、四二六〜四二九頁)。末尾に「瑟西爾拜」と記された漢文とその和訳が載っている。
- (30) 通給 取り次いで渡す。
- (31) 仁台 貴台に同じ。書翰用語で相手を敬つていう語。あなた。ここでは直接的にはセシーユとの交渉窓口であった総理官を指すが、意味的には尚育王を指す。東京大学史料編纂所の「維新史料綱要「データベース」弘化三年七月二十五日の記事に「同時大総兵ヨリ総理官へノ書状持越居候間、総理官直ニ相届度申出候付、総理官へ相達明日返答可致段申達候由」とある。なお、このときの総理官は国頭按司正秀、唐名は馬克仁。
- (32) 速就 迅速に。
- (33) 孤居 ひとりぼっちでいること。
- (34) 注想 思いをかける。注意して。おもんばかりで。
- (35) 亜泉徳 アドネ。マチュー・アドネ (Mathieu Adnet)。一八一三〜一八二〇年。フランス人宣教師。道光二十六年七月ヴィクトリユーズ号で来航、約二年滞在。ル・テュルデュとともに暮らしたが、肺結核のため、二十八年六月病死。ル・テュルデュによって泊外人墓地に埋葬された(『沖繩大百科』、フランシスク・マルナス著／久野桂一郎訳『日本キリスト教復活史』みすず書房、一九八五)。
- (36) 応理 対応、対処、応接。
- (37) 回旋 返回。帰国。
- (38) 通財 財貨を融通する。
- (39) 肇衅 騒擾の発端。紛争の発端となる。
- (40) 顛連 非常に困惑する。難渋する。顛沛に同じ。危急存亡の場合。
- (41) 請辞 辞退する。遠慮する。
- (42) 父母孔だ遯く、両親が近くにいる。『詩経』「国風・周南」の汝墳の篇に「魴魚鱗尾、王室燬くが如し。則ち燬くが如しと雖も、父母孔だ遯し」とある。今はこんなに苦しい時代であるが、やがてわれらを救う父母のような仁君の恵みに浴して、よい世の中になることを期待して、との意(高田訳参照)。
- (43) 聖威に資る 中国皇帝の権威に頼つて。
- (44) 梁学孔 久米村系梁氏。『宝案』では道光十四年(一八三四)進貢の存留通事、同二十年都通事、同二十六年の正義大夫として名がみえる。道光二十六年は異国人退去について対英仏交渉を要請するため請論副使(正義大夫)として福州へ赴くが同地で病没した(『世譜』)。
- (45) 魏国香 高嶺里之子親雲上(『家譜(二)』五二〇頁、陳元達の譜)。久米村系魏氏。道光二十六年、異国人退去について対英仏交渉を要請するために派遣された陳情使節の都通事。『宝案』ではほかに道光十六年接貢船の存留通事として名がみえる(二一〜一六五〜一〇一)。
- (46) 投請 請願する。

(4) 批諭 硃批諭旨。皇帝の指示・命令。

別鎌 -09

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、道光二十九年の接貢船の将来した咨文(伯徳令退去要請の件) に対する清国当局の対応措置についての報告を受領し、併びにその後の英米船隻の度重なる来琉、英国宰相の国書提出、伯徳令への優遇措置の要求等々について報告する旨の咨覆

(道光三十〇《一八五〇》、九、十五)

琉球国中山王世子尚(泰)、咨覆する事の為にす。

照らし得たるに、道光三十年五月二十一日、貴司の咨を准けたるに(以下の如く)開せり。

道光二十九年九月二十三日、貴国の接貢使臣の面にに繳めたる王世子の咨文一件を抛けとりたるに、暎夷の留むる所の咆噫吟は、今まで逗遛すること四年の久しきを計うるも、未だ何日に回りに去くやを知らざれば、本司に移咨し転詳して查辦せしむ、等の因を以てす。

随いで経に情に抛りて、総督部堂劉(韻珂)に密詳し、恭摺して具奏せしめ、並びに欽差大臣にして両広督部堂の徐(広縉)に移咨し、暎酋に飭して迅やかに球に在りて居住するの咆噫吟並びに眷

属人等を將て、一律に撤回せしめんことを請いて案に在り。

旋いで道光二十九年十二月二十日に於て、総督部堂劉(韻珂)の行

知を奉けたるところ、本年十二月十八日、硃批を奉到したるに、

別に旨有り、とあり。此れを欽む。同日、十一月十七日の軍機大

臣の片称を奉到したるに、貴督等の具奏せる前事の一件は、本

日、已に寄信諭旨を奉有し、欽差大臣にして両広総督の徐(広

縉)に交して辦理せしむ。司に行りて知照せしめよ、等の因あり。

茲に道光三十年三月二十一日に於て総督部堂の劉(韻珂)の行

知を奉けたるところ、欽差大臣にして両広総督部堂の徐(広縉)

の咨覆を准けたるに、暎夷の咆噫吟、琉球国に在りて尚お未だ撤

回せざるの一案は、経に本大臣、道光二十九年十二月十八日に於

て查辦して暎酋を開導し、飭して撤回せしむの縁由を將て、恭摺

して覆奏せり。茲に本年二月二十四日に於て御批を奉到したる

に、議に依りて妥辦せよ、とあり。此れを欽む。聞に咨すれば転

咨して知照せしめよ、等の因あり。此れを奉けたり。

査するに、粵東は既に批諭を奉じたれば、自ずから必ず欽遵し

て妥辦すべし。欽差大臣にして両広督部堂の徐(広縉)の、機を

相て暎酋を開導し、咆噫吟を將て撤回せしむるを俟ちて、別に咨

覆するを行うを除くの外、合に就ちに移知すべし。此れが為に備

に咨す。請煩わくは査照せられよ、等の因あり。国に到る。此れ

を准けたり。

院に密詳し、恭摺して具奏せしめ、並びに欽差大臣の両広督部堂に移咨し、啞啞に飭して迅やかに咆噓吟並びに妻子を將て、一律に撤回せんことを請わしむるを蒙る。此れ、誠に皇恩の浩蕩、憲徳の周詳にして、感激涯り無き者なり。本より応に静かに候つべし。但だ今まで未だ該国は船を撥して撤回するを見ず。

又、道光二十九年十一月初八日、夷船一隻到来する有り。随いで着して来歴を訪ね問わしむるに、総兵の来雲の口称に拠るに、本総兵は特に大啞国の軍機大臣にして外務事宜を総辦するの宰相を特授されたる頭等巴圖魯世襲子爵巴(麥尊)の憲箭一封を捧げて来たれば、宜しく応に憲箭を披閱し、文を具えて回覆すべし、等の語あり。

随即に官に飭して箭を接らしめて開読するに、内に云えらく、大啞国の秉政各大臣の欲する所は、彼此兩國、通商するを禁ぜずして永久に友睦することなり。倘し琉球、果たして此の意有れば、則ち本国の商民数名を即ちに琉球地方に往きて寄居貿易せしめ、藉りて賓主の利益を多増ならしめんとす。咆噓吟に至りては、啞国の子民に属し、向に泰西国に於て疾病を医調するを習練し、広く法術に通ずるの後に琉球に過るに係れば、其の心志は既に患を救い人を濟け、琉球の民庶をして精力旺盛ならしむる能う者に係る。仍つて琉球に囑するに、見諒せられて、前の如く再び

妥く該吟の平安を保つを得せしむれば可なるべし、等の由あり。随いで着して文を具えて回覆せしむるに、敵国は土瘦せ地薄

く、物産幾ばくも無ければ、大国と交を結びて貿易する能わず。医術に至りては亦た中朝の医法を伝習して以て病を治するを得れば、必ずしも他国の医を用いず。迅やかに船隻を遣撥するを賜り、咆噓吟併びに妻子を接取して回国せしめんことを懇請す、とあり。該総兵、覆文を接收し、十七日に於て開船して回りに去けり。

又、道光三十年六月二十五日、亜米理幹船一隻到来する有り。船主の控治に訊拠したるに口称すらく、坐する所の船隻は小呂宋より起程し洋中にて風に遇い漂い来たれり、等の語あり。随いで飭して物件を贈与せしめ、厚く礼待するを致す。七月初一日に至りて該船は開去せり。

又、八月二十八日、啞啞啞国の火輪船一隻到来する有り。随いで着して来歴を訪ね問わしむるに、水師都司克爾克喇孚の啓称に拠るに、本都司は特に皇政の命を奉じて琉球に到来し、医師の咆噓吟を訪問せん。球官に相見え會て會議せんことを請求す、等の由あり。随即に官を遣わし會面せしむるに、該都司の説うには、咆噓吟に於ては也好生に照看し怠慢するを得る母かれ。倘し侮辱するの事有れば、日後、兵火を免れず、とあり。即ち該官は婉詞して回話し、並びに文を具えて咆噓吟併びに妻子を接回せんことを懇請す。乃るに啓覆に拠るに、留むる所の咆噓吟は吾が皇政の珍重する所の者なり。如し琉球の官民、巧みに圧欺の術を用い、強いて境址に出さんと欲すれば、此れ吾が皇政の怡ばざる所なり。決して請う所に依順する能わず、等の由あり。九月初六日

に於て長行して回国せり。

窃かに査するに、咆噓哈の一案は、逗遛して以来、便船に逢う毎に、其の回国せんことを勧むるも聴従するを肯ぜず。今、暎国の船隻到来するに逢えば、即ち飭して接回せんことを懇請せしむ。乃るに該都司は前に言説する所の如く、危懼の詞を出し並えて接回するの意無し。未だ其の心懐如何なるやを知らざるなり。憂慮益々切にして寐食安んぜず。

伏して祈るらくは、貴司より撫兩院に転詳して妥為く査辦せしめ、迅やかに咆噓哈並びに妻子を將て一律に撤回せしめ、敵国をして以て安謐を得せしめんことを。茲に進貢の便に値たれば、理として合に咨覆すべし。請煩わくは査照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光三十年 (一八五〇) 九月十五日

注*本文書は「別鎌〇八」の咨覆である。語注は「別鎌〇八」参照。なお、

英国国立公文書館 (The National Archives(TNA)) 所蔵の外務省文書には、道光二十九年 (一八四九) 十一月十五日付の「琉球王府から外相パーマストン宛外交文書 (FO17-165-14)」(琉球国中山府総理大臣尚国棟・布政大夫馬良才等が出した稟)、道光三十年九月初五日付の「琉球王府からパーマストン宛外交文書 (FO17-170-122)」(琉球国中山府総理大臣尚大謨・布政大夫馬良才等が出した稟)(ともに原本)がある。両史料は内容的にはほぼ重複している。前者は道光二十九年十一月八日に来航し、十七日に出航した来雲 (ライオンズ)

が提出した英国外相巴麥尊 (パーマストン) の文書に対する返答と思われる。また、後者は八月二十八日に来航し九月六日に出航したイギリス船舶長克爾克喇孚 (クラクロフト) に託した文書と思われる。なお、後者 (道光三十年九月初五日付のパーマストン宛文書) は同内容の史料が『伯徳令其他往復文』(沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫) にも収録されている。

(1) 貴司の咨 「別鎌〇八」。

(2) 来雲 ライオンズ。エドモンド・モウブレイ・ライオンズ (Edmund Moubrey Lyons)。一八一九〜五五年。イギリス海軍の大佐 (Captain)。道光二十九年十一月八日パイロット号 (pilot) で来航し、パーマストンの書簡を提出した。

(3) 巴 (麥尊) パーマストン。第三代パーマストン子爵ヘンリー・ジョン・テンブル (Henry John Temple, 3rd Viscount Palmerston)。一七八四〜一八六五年。一八三〇年に成立したホイッグ党政権で外務大臣を務め、アヘン戦争を主導するなど強硬外交を行った。第一次ジョン・ラッセル卿内閣で一八四六年から五一年十二月まで外務大臣を務めた。一八五五年に自由党 (ホイッグ党を改組) 政権初の首相となった。なお、「巴函魯」は満洲語で勇氣のある者、勇者の意。「頭等巴函魯」は第一級の勇者の意。パーマストンの尊称として中国向けにつけられた肩書きか。

(4) 披閱 書状などを開いて見ること。

(5) 回覆 返答。

(6) 秉政各大臣 秉政は政権を掌握すること、政権の座にある諸大臣。ここではイギリス政府、内閣の上級大臣をさす。

(7) 賓主 賓客と主人。ここでは琉球と英国。「賓主の利益を多増ならしむ」は琉球と英国双方ともに利益をあげる、の意。

(8) 法術 法律。

査するに、暎夷の伯徳令を摘回せしむるの一案は、すて經に貴司より転詳して具題せしめ、勅諭もて査辦せしむるを蒙る。此れ、誠に皇恩の浩蕩、憲徳の周詳にして、①感激地無き者なり。但た伯徳令は旧に依りて逗遛し、尚お未だ摘回せず。此れが為に、特に王舅の馬克承・正議大夫の梁必達・都通事の阮宣詔等を遣わし、另に咨文を捧げて貴司に投請し、督兩院に転詳せしめ、聖猷もて迅やかに伯徳令をして回国せんことを奏請せしむるの外、理として合に咨覆すべし。此れが為に②備に貴司に咨す。請煩ねがわくは査照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊二年(一八五二)八月初三日

注*本文書は〔別鎌一三二〕の咨覆であるが、要約されている。

(1) 感激地無き者なり 立つていられないほどに感激する。非常に感激すること。

別鎌-16

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、伯徳令をめぐる内外情勢(伯徳令の威嚇的挙動、善威理の巴麥尊書簡提出と首里城への恣意的入城、伯徳令の布教活動を認めよとの英国外務大臣の国書到来、琉球臣民の不安と救援要請使節派遣の切なる願望)を受けとめ、再度請諭使を派遣し伯徳令退去方について尽力を請う旨の咨文

(咸豊二一八五二、八、三)

琉球国中山王世子尚(泰)、咨請する事の為にす。

窃ひそかに照らすに、敝国は海隅に僻とど処し、原もとより城郭の險、營兵①の守無ければ、仰いで天朝の徳威に仗たり、永く昇平の福を享②けんとす。詎はからざりき、道光二十六年に於て暎夷の伯徳令は眷属人等を携えて国に到り佔住する有り。疊々しばしば經に咨もて転詳して、皇猷もて迅やかに該国をして船を遣わし撤回せしむるを奏請せんことを求む。但ただ今に至るも尚お未だ撤回せず。暎船の到来するに逢う毎に、其の帶回するを求めも、並たえて依允③する無し。該伯徳令は意を任まかしにして逗遛し、今、七年を計かう。凡そ敝国の風土・人情・山川の扼要は皆、其の窺探を被④り、常に球地の貧弱なるを欺り、語言を出して驚嚇するに非⑤ざれば、即ち大いに鴟張はしを肆まかするを為し、日に滋々ますます靖まんぜず。且つ暎船は絡繹⑥として絶えず、覬ま視して測る莫なし。曷なんぞ憂慮に勝えんや。

乃お咸豊元年十二月十七日に至りて、暎国の火輪船一隻到来する有り。当即に官に飭して其の来歴を訊わしめたる所、通事の華人黄霖の口称に拠るに、本船の督領の善威理は、暎国の軍機大臣にして外務事宜を総辦するの宰相を特授されたる頭等巴圖魯世襲侯爵巴の憲節を捧げ到り、王宮に到りて大臣に交給せんとす、とあり。当即に官に飭して再三他の公解に在りて之れを交するを懇請せしむるも、該夷は大いに怒りて允わず。即ちに兵卒を提い、威を揚げ武を耀かして地方を騒動し、脅すに閔を斬りて宮に入るを以てす。敵国は力の防ぐべき無ければ、乃ち群臣と啼泣し、其の突入するに任せたり。該夷は即ち文書を將て官に交して取領せしめ、囑むに好生に伯徳令を照看するの事情を以てし、仍つて兵卒を提いて回りに去く。

当即に其の文を披閱するに、内に云えらく、伯徳令は接取して籍に返すべからず。将来、兵船をして随時に往来せしめ、其の保護を為さしむれば、宜しく該令を待するに賓主の礼を以てすべし。若し輕慢凌辱する有れば、勢い必ず大暎国の義怒を激成すべし。凡事、応に其の意に任せて挙動するを准すべし、等の因あり。該船は二十八日に於て帆を揚げて開去せり。

嗚呼、海外の小邦は狡猾の侵凌する所と為る。其の辱めは言を以て尽くし難し。且つ拳国の臣民は暎夷の宮に入るを聞知して、山を環り野を匝りて、来たりて僉謂う。琉球は代々貢職を供し、世々天恩に沐し、海浪揚がらず、烽烟起こらず、人民は無事に安

んずるの天を得る。乃るに暎夷の横行すること此の如ければ、誠に憂起こり倉卒にして社稷保ち難きを恐る。使臣を遣わし、園に到りて委曲哀請せしめ、其れをして救援を求めしめんことを乞う、と。臣民仰ぎ望み、衆口詞を一にす。

又、本年五月の間、接貢船の国に回るに因り、暎国の外務を専理するの宰相を欽命せられたる世襲公爵克は文書を伯徳令に寄送し、転通して前來せしむる有り。其の文に云えらく、琉球は伯徳令を接待すること一に国人の如くし、歧視するを得ざるべし。我が国は四境の内に土客を論ずる無く、俱に意に隨いて道を奉じ礼を行うを准し、稍しも掣肘する無ければ、亟やかに貴境の内にても耶穌教を崇奉し、土客を論ずる無く一律に倣行せしめんことを請う。是れ深く望む所なり。此れが為に照会す、等の因あり。

窃かに念うに、敵国は天朝に納款して以来、歴として文治の化を蒙り、孔孟の道を学習し、頗る人倫の重きを知り、以て国を治め民を安んずるを得る。若し耶穌教を学べば、則ち正学より出でて異端に入り、遂に邪説に惑いて風俗を敗るの弊を開くべし。

又、其の耶穌教を伝えんと欲する者は、実は托名して借端し、隙の乗すべきを窺わんとするなり。是を以て、官に飭して伯徳令に向かい固辞せしめて云えらく、敵国は経伝を学習し、聊か身を修め家を斉うを得る。耶穌教に至りては、是れ人力の兼ねて学び能わざる所にして、人心の嚮往せざる所なり。且つ弾丸の小邦、素より土民の定め有り。土は是れ経史を肄習し、職に任じ事を辦

ず。民は是れ田畝を耕耘し、貢を納め賦を輸す。各々自ら分に安んじ業を執り、尚お力の足らざるを患うれば、別に間居して其の教えを受くべき者無し。大国と一律に論ずべからざるなり。啖船の到来するを俟ちて代りて宰相に書を寄り、其の伝教の議を弭めしめんことを乞う、と。該伯徳令は固執して聴かず。

伏して念うに、皇上は天下もて家と為し、忘れず泄らさず、薄海内外は畏を懐わざる罔し。今、啖夷、胆敢にも肆行し、毫も忌憚する無し。他日、船隻再び来たれば、其の凶暴如何なるやを知らず。耶穌教の一案に至りては、必ず伯徳令を以て師と為し、広く其の教えを伝えんと欲すべし。若し早きに及んで撤回せざれば、海に巧謀漸く深くし侵凌益々甚だしくして、国家顛連するは必ず免れざる所となるを恐る。朝夕焦心し、寢食安んぜず。躬ら北關に趨き丹墀に叩首して下情を披瀝し、聖諭もて啖国主に示仰し、船を遣わして撤回せしめ、以て国家を安んぜんことを泣請せんと意欲するも、奈せん、身は藩封を守るに因り、未だ敢えて擅便せず。此れが為に、特に王舅の馬克承・正議大夫の梁必達・都通事の阮宣詔等を遣わし、咨文を齎捧して二号貢船に配搭し、閩に到りて投請せしむ。

統べて祈るらくは、貴司より、情に拠りて具題せしめ、仰いで皇猷もて欽差大臣の両広督部堂に勅諭して妥為く查辦せしめ、該国をして迅やかに船隻を撥して伯徳令並びに眷属人等を接取し、籍に帰らしめんことを請う。則ち海邦、永く奠ま

りて安靖し、皇恩・憲徳を無疆に感戴せん。理として合に咨請すべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは查照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊二年(一八五二)八月初三日

注*本文書と関連する資料として、英国国立公文書館(The National Archives(TNA))所蔵の外務省文書には、咸豊二年(一八五二)七月二十五日付の「琉球王府からベッテルハイム宛文書(FOI7-199-14)』(原本、中山府総理大臣尚大讓・府政大夫馬良才等が出した啓)がある。本文書にはイギリス外務大臣克蘭敦(クラレンドン)から咸豊二年五月にベッテルハイムへ寄送した文書について記載されているが、同史料はそれを受けて王府がベッテルハイムへ出した文書と思われる。また、同内容の文書は『伯徳令其他往復文』(沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫)、『琉球王国評定所文書』(一八〇四号「伯徳令関係並びにベリ―艦隊関係漢文往復文書」一六)にも収録されており、ベッテルハイムによる英訳が『沖縄県史 資料編22 The Journal and Official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim 1845-54 Part II (1852-54)』一六三頁、Chinese Original No.141 ㄉㄨㄙㄨㄛ。

(1) 城郭の險 城の防御。

(2) 營兵の守 兵士の守り。

(3) 昇平の福 昇平は太平。世の中がおだやかに治まっていること。平和な世であることの幸福。

(4) 佔住 佔は占に同じ。ほしいままに居住する。

(5) 依允 承知する。したがう。

- (6) 阨要 阨は險に通じる。地勢がけわしくて、敵を防ぐのに都合のよい所や要所となる所。
- (7) 窺探 うかがいさぐる。隙を窺う。
- (8) 絡繹として絶えず 絡繹は引き続く。「絡繹として絶えず」は往來が続いて絶えないさま。
- (9) 善威理 シヤドウエル。チャールズ・フレデリック・アレクサンダー・シヤドウエル (Charles Frederick Alexander Shadwell)。一八一四〜一八八六年。英国海軍提督。一八五〇年にスフィンクス (Sphinx) 号の船長 (中佐) となり、咸豊元年十二月に來航、ペリー以前に首里城に強行入城した。
- (10) 公廨 官庁。役所の建物。
- (11) 啼泣 涙を流して泣くこと。
- (12) 輕慢凌辱 輕慢は人をかるんじ、おごりたかぶること。凌辱は人をあなどり、はずかしめること。
- (13) 義怒 公正な怒り。「義怒を激成す」は怒りをいっそう激しくする、義憤を激しくかりたてる、の意。
- (14) 凡事 万事、すべての事。
- (15) 倉卒 突然に、の意。
- (16) 委曲哀請 委曲は委細。説明などを詳しくして哀願すること。
- (17) 衆口詞を一にす 衆口は多くの人の言うところ。世間。「衆口詞を一にす」は、人々が言葉を一にする。世間の意見が一致する。皆、同様に言う、の意。
- (18) 克 克蘭敦 (クラレンドン)。第四代クラレンドン伯爵ジョージ・ウィリアム・フレデリック・ヴィリアーズ (George William Frederick Villiers, 4th Earl of Clarendon)。一八〇〇〜一七〇年。ホイッグ党 (自由党) 政権下で閣僚を歴任した。一八五三〜五八年、六五〜六六年、六八〜七〇年の三期にわたって外務大臣を務めた。
- (19) 転遞 転は取り次ぐ、遞は送ること。転送。
- (20) 一に国人の如くし ひとすら自国民のように取り扱ってすべて琉球国民と同様に待遇する、の意。
- (21) 歧視 差別。
- (22) 土客 土民と客人。自国民と外来者の意。
- (23) 倣行 ならいおこなう。倣はならう、まねる。
- (24) 納款 外国や異民族が友好を申し入れること。進貢に同じ。
- (25) 文治の化 武力によらず専ら文教をもって政治を行うこと。
- (26) 孔孟の道 孔子と孟子の説いた教え。儒教。
- (27) 耶穌教 キリスト教。なお、天主教をカトリック、耶穌教をプロテスタントに区別することもあるが、いずれもキリスト教。
- (28) 托名 名目をこじつける。託名に同じ。托はかこつける、口実にする、の意がある。
- (29) 経伝 「経」は聖人のあらわした書、「伝」は経を注釈した書物。経書とその解釈書。
- (30) 嚮往 その方向に心が向いていくこと。なびきゆく。崇拜する。
- (31) 經史 經書と歴史書。
- (32) 肄習 学習する。
- (33) 貢を納め賦を輸す 貢物を納め税を納める。賦は賦税。
- (34) 業を執り 仕事をして。
- (35) 間居 閑居に同じ。何もせず虚しく家に居ること。暇なこと。
- (36) 薄海 広大な地域、全世界。
- (37) 畏を懷わざる 畏はうやまい、かしこまる。「畏を懷わざる 罔し」は、(皇帝が全世界を一家のようにみなし、何事も漏らさず恩徳を施している)ので、世界中が) 敬服せずいられない、の意。
- (38) 胆敢 大胆不敵、の意。
- (39) 肆行 勝手気ままに行うこと。

注*本文書は「二九一―一九」の咨覆である。

(1) 貴司の咨「二九一―一九」。

2-192-25

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、八重山漂着の中国人苦力の護送について通知する旨の咨文

(咸豊二「一八五二」、八、三)

琉球国中山王世子尚(泰)、咨を請う事の為にす。

照らし得たるに、咸豊二年三月二十三日、本国属島の八重山地方官の報に拠るに称すらく、「咸豊二年二月十九日、倣国船隻、本島の崎枝の洋面に漂到する有り。走りて暗礁に上り、正に危急に在れば、該倣夷、即ちに搭駕せる中国人三百八十名・倣人一名を將て上岸せしむ。翌朝、船纜かに潮に随いて礁を下る。二十三日に至りて上岸の人等を捨て置き開洋して去れり。

詢いたるところ、難人蔡祥慶等の口称に拠るに、慶等は福建省泉州府の同安県・晋江県・南安県・惠安県・安溪県、汀州府の龍江県、漳州府の龍溪県等の処の人民に係る。倣国に往きて生理を為さんとして該船に搭駕す。咸豊二年二月初一日、厦門に在りて開船し、洋に在りて風に遭い貴島に漂到す。礁に上りて危険なれば、慶等、上岸して其の礁を下るを候つ。乃るに倣夷、慶等三百八十名併びに倣人一名を將て島に置きて開去せり。船を

撥して護送せられんことを懇求す、等の語あり。即ちに例に照らして館に發りて安頓せしめ、食を給して養贍せり。該難人の内、一十名は先後して病故したれば、俱に経に棺を給して埋葬す」等の由ありて前來す。

隨即に聖祖仁皇帝の諭旨を欽遵し、將に船を撥して該難人等を護送して閩に到らしめんとす。詎らざるも、四月二十日に于て、又、該地方官の報に拠るに称すらく、「三月十六・十八等の日、倣船二隻、先後して島に到る有り。随いで來歴を訪ねたるに言語通ぜず。内に通事一名有り。姓は羅、名は元祐、即ち福建海澄県の人なり。称に拠るに、該難人等は前月、倣船に搭駕して往きて金山に到らんとするの時、洋に在りて船主・水梢共に六名を兇殺せり。是を以て厦門に駐劄する倣官は、船二隻を遣わして島に到りて拿獲して罪を問わんとす、等の語あり。即ちに倣人四十余名、兵器を携帯し上岸して查拿する有り。当に経に該難人等、情を講じて倣夷に附従する者二十八名、擒獲せらるる者五名、烏鎗に中りて斃るる者三名、縊死する者二名あり。其の余は山中に竄躲し拿捕するを得す。

該通事羅元祐、本官に告げて、該難人等は共に是れ奸邪の匪徒なれば、必ず再た來たりて捕獲せんとす、と云う。乃ち獲らえたる所の二十五名併びに倣人一名を將て兩隻に派載し、二十三日に于て連船して開去せり。該の山中に竄躲せる者は仍ち旧館に來たりて居住す。

本官、即ちに暎夷、何の縁故有りて此の如く騷擾せるやと問うに、答えて云う。前月、洋に在るの時、暎夷、我が同輩の病を患う者二人を將て海中に抛棄したれば、我等三、四十人、忽然として怒りを発し船主・水梢共に六名を打殺せり。是の時、我が同輩五名も亦た暎夷に打殺せらる。今、暎夷、専ら此の事の為に島に來たりて騷擾す、等の語あり。

嗣いで四月初四日に于て、又、暎船一隻、島に到りて五十七名を拿獲する有り。其の余は山中に竄躲し拿獲するを得ず。該通事、告ぐるに再た來たりて拿尽せんとするを以てす。乃ち獲らえたる所の五十七名を將て原船に載せ、十二日に于て開去せり。該の竄躲せる者は即ちに山中より館に回りに居住す。内、一十三名は先後して病故し、一名は縊死したれば、俱に經に棺を給して埋葬せり。附従する者一十八名、擒獲せらるる者六十二名、併びに接取せる暎人一名、鳥鎗に中りて斃るる者三名、縊死せる者三名、前後して病故せる者二十三名を除くの外、現に在るの二百七十一名は旧に仍つて収養せり」等の由ありて前來す。

査するに、該難人等は實に天朝の民に係る。今、遠く海島に在りて郷を離れること日久しければ、誠に憐れむべきに属す。本より心に早きに及んで解送して閩に到らしむべし。但だ暎夷、其の洋に在りて暎国の船主・水梢等を打殺せらるるに因り、怒りを含みて怨みを蓄え、屢々經に船を遣わし島に到り、或いは之を擒らえ、或いは之を殺し、其の山中に竄躲する者は、告ぐるに重ねて

來たりて拿尽せんとするを以てす。

且つ顧うに、暎夷の兇暴なること非常にして、伯徳令の国に留まりてより以來、船隻往來し、常に隙を窺い事を滋さんとするの意有り。若し苟且に船を撥し該難人等を護送して閩に到らしむれば、暎夷、重ねて來たるのとき、其の命に違うを以て怒りを発し罪を加えて禍害の國家に及ぶを深く恐る。現今、飭して衣食を給与し、意を加えて撫恤して、護送の挙を將て暫く停止を行わしむ。統べて貴司、情に抛りて^{撫督}兩院に転詳し、妥為^{まこと}查辦せしめ、敝国をして該難人を護送して以て事無きを得さしめんことを祈る。理として合に咨もて請うべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩^{ねが}わくは查照して施行せしを賜覆されたし。

須らく咨に至るべき者なり。
計開す。

一、現に在るの難人二百七十一名

福建省泉州府同安県人

- | | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 曾欽 | 王波 | 林本 | 李湿 | 陳意 | 陳合 | 林丁 | 林得 | 林來 |
| 洪計 | 廖來言 | 吳存 | 李園 | 王寬 | 林水 | 徐吉 | 嚴元 | |
| 蔡鑾 | 黃成 | 許樹 | 吳海 | 郭信 | 許兩 | 林荳 | 黃宙 | 方車 |
| 王癸 | 陳吉 | 孫味 | 陳木 | 趙忠 | 陳大 | 吳烈 | 梁乞 | 蔡賢 |
| 林教 | 張宰 | 盧忠 | 許好 | 莊勇 | 王所 | 陳到 | 王慶 | 李拳 |
| 王入 | 王瑤 | 王才 | 林木 | 盧癸 | 陳甲 | 吳順 | 孫鑿 | 陳河 |
| 吳貴 | 黃車 | 陳園 | 邱樹 | 呂偕 | 葉遠 | 劉杵 | 何福 | 陳賢 |

蔡採 陳註 郭有 洪老 陳出 蘓輦 蘓蛇 蔡大 許端
 李万 吳河 陳立 邵小 林添 王成 劉欽⁽³⁶⁾ 林倉 郭茂
 李阜 鄭德成 陳故

泉州府晉江縣人

蔡浮 郭從 吳路 洪包 吳天 李近 安約 王塔 林風
 陳知 王錢 林遠 洪進 蔡益 胡花 顏退 林什 洪才
 林向 吳胡 謝長 盧紅 張才 王故 施保 蔡有 陳炎
 劉旦 張遇 陳朗 吳海 吳集 李弋 顏闔 張東 陳晔
 王茅 丁春來 許水 王鏡 董耳 陳明 景遠 長生
 陳帝 張明 張江 黃瑞 黃泉 王堂 姜尾 李蛋 吳安
 許樑 陳昌 吳荐 曾興 鄭年 張敬 黃自 許好 林周
 黃振 処采 柯器 柯溪 陳丕 莊智 莊抵 劉惠 李到
 潘捷 陳行 吳捩 莊成 王瑞 林櫪 王恕 黃春山
 陳圭 黃道 施變 黃利 施敬 許益 李桃 曾麻 施在
 吳作

泉州府南安縣人

黃有 吳江 卓竹 吳禁 陳來 吳呈 林才 李坊 吳壯⁽³⁷⁾
 吳孔 卓燬 賴沢 吳達 蔡伯祿 洪螺 黃文 程狡
 王致 吳士 許六 盧前 卓現 蔡江 卓義 彭能 林福
 林占 黃闔 卓研 呂白 李岍 李闔 伝春 呂元 陳買
 李鑾 蔡福 石黨 連已 胡朝 蔡星 陳狡 王七 黃慘
 劉坡 吳早 王海 陳優 洪騫 褚送 葉送

泉州府安溪縣人

李寄 陳翁 曾采 林約

泉州府惠安縣人

黃日 鄭成 柯機 陳魁 陳崑 林味 黃陀 鄭終

漳州府龍溪縣人

許興 蘓財 林王⁽³⁸⁾ 王平 黃成 陳追 楊非 黃義 欧埔
 吳杞 黃有 吳文良 帝棋 林忠 黃喜 蔡松 黃切
 林合 李經 林溪 陳取 張正明 郭好 楊東 陳兩宜
 王成 高六 陳進 黃安 李淫 王井 周守 村団 盧癸

賴生

汀州府龍江縣人

蘇章

一、先後して病故せる者二十三名

泉州府晉江縣人

謝格 吳慶雲 黃啓 蘓日 陳錦 陳強 陳賜 杞器

泉州府南安縣人

桌秉 吳鏡 吳黨

漳州府龍溪縣人

許嘆 莊忠 石和 陳河 李癸 曾燕

泉州府同安縣人

黃文 黃鑽 李狡 鄭合 郭向 李搶

一、啖夷に附從せる者一十八名なり。拿獲せらるる者六十二名、

併びに接取の啖人一名、鳥鎗に中りて斃るる者三名、縊死せる者三名、共計するに八十七名なり。該島の地方官、其の姓名を難人に問うに、僉云う、我等は山中に竄躲せるに因り、縊死せる蔡安一名を除くの外、誰ぞ附従し誰ぞ拿獲せられ誰ぞ鳥鎗に中りて斃れ、誰ぞ縊して死するやを知らず。乃ち原報に照らして概そ姓名を開し、後に以て考査に憑らしむ。

泉州府同安県人

周於 林昌 陳広 陳粧 莊金 陳樂 王星 葉祥 陳税
董品 葉上 顏琴 蔡帝 王漏 李炎 許易 蔡祥慶
陳来 莊拳 宋貴 林昌 蔡安

泉州府晋江県人

黄黨 李儼 孫沙 柯仁 金九 林敬 謝丕 楊前 唐民
黄坐 陳魚 高宗 王祥 薛星 王賜 林文 蔡埔 邱全
陳鏡 温田 河旦 陳故 王子 方浸 林明 林福 林槍
黄宜

泉州府南安県人

陳合 李母 福安 庄智 葉異孝 洪菁 黄機 黄可
卓桃 黄昏

漳州府龍溪県人

方浸 洪来 珠包 許添 陳文 柯盛 汪海 欧慵 陳虎
衛採 王濶 王平 林栄 施和 鄭池 康罵 魏取 鄭田
王狡 黄漢 林景春 珠燦

泉州府惠安県人

李福

泉州府安溪県人

陳戰 李溪 老万

啖人一名

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊二年（一八五二）八月初三日

注*この文書はロバート・バウン号事件の関連文書である。本文書に対する福建布政使司の咨覆は「一九三二〇」であるが、人名リストは「一九三二一〇」にはない。

(1) 啖国 英国に対する呼称。

(2) 崎枝の洋面 石垣島北西部に位置する崎枝半島沖のこと。崎洋、崎枝洋ともいう。

(3) 開洋 開は離れる。岸を離れて海洋へ出る。出航する。

(4) 蔡祥慶 泉州府同安県人。

(5) 泉州府 福建省泉州府。現在は泉州市。福建東南部に位置する。道光期には晋江県等五県と廈門府が属した。泉州は元代には海外貿易港として栄えたが、明代になると海岸線が後退し、代わって福州や廈門が台頭した。

(6) 同安県 現在の福建省廈門市同安区。

(7) 晋江県 泉州三邑（晋江、南安、惠安）の首邑と呼ばれる晋江は、古来より経済、軍事、文化などの要衝であった。南は海を挟んで金門島に面している。

(8) 南安県 泉州府の南部、金門島に臨み、東は晋江県、西は安溪県、北は永春県に隣接する。

くは査照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊三年（一八五三）八月十五日

注*本文書は「二九三〇九」の咨覆である。

(1) 貴司の咨 「二九三〇九」。

(2) 充 校訂本では「允」だが「二九三〇九」に拠り「充」とした。

(3) 一百八十員名 校訂本では「二百八十三員名」だが「二九三〇九」に拠り「二百八十員名」とした。

2-194-07

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、八重山漂着の中国人苦力林王など一百五名を福州へ護送する旨の咨文

（咸豊三二《一八五三》、八、十五）

琉球国中山王世子尚（泰）、難人を解送する事の為にす。

照らし得たるに、咸豊三年五月十一日、貴司の咨を准けたるに（次の如く）開せり。

咸豊二年十月二十八日、請諭の正使王舅馬克承・副使の正議大夫梁必達等の稟もて繳めたる王世子の咨に拠るに（次の如く）開せり。

照らし得たるに、咸豊二年三月二十三日、本国属島の八重山地方官の報に拠るに称すらく「咸豊二年二月十九日、倭国船隻、本島の崎枝の洋面に漂到する有り。走りて暗礁に上り、正に危急に在れば、該倭夷、即ちに搭駕せる中国人三百八十名・倭人一名を將て上岸せしむ。翌朝、船纜かに潮に随いて礁を下る。二十三日に至りて上岸の人等を捨て置き開洋して去れり。

詢いたるところ、難人蔡祥慶等の口称に拠るに、慶等は福建泉州府の同安縣・晋江縣・南安縣・惠安縣・安溪縣、汀州府の龍江縣、漳州府の龍溪縣等の処の人民に係る。倭国に往きて生理を為さんとて該船に搭駕す。咸豊二年二月初一日、厦門に在りて開船し、洋に在りて風に遭い貴島に漂到す。礁に上りて危険なれば、慶等、上岸して其の礁を下るを候つ。乃るに倭夷、慶等三百八十名並びに倭人一名を將て島に置いて開去せり。船を撥して護送せられんことを懇求す、等の語あり。即ちに例に照らして館に發りて安頓せしめ、食を給して養贍せり。該難人の内、一十名は先後して病故したれば、俱に経に棺を給して埋葬す」等の由ありて前來す。

隨即に聖祖仁皇帝の諭旨を欽遵し、將に船を撥して該難人等を護送して閩に到らしめんとす。詎らざるも、四月二十日に於て、又、該地方官の報に拠るに称すらく「三月十六・十八等の日、倭船二隻先後して島に到る有り。随いで來歴を訪ねたるに言語通ぜず。内に通事一名有り。姓は羅、名は元祐、即ち福建海澄縣の人

なり。称に抛るに、該難人等は前月、暎船に搭駕して往きて金山に到らんとするの時、洋に在りて船主・水梢共に六名を兇殺せり。是を以て厦門に駐劄する暎官は、船二隻を遣わして島に到りて拿獲して罪を問わんとす、等の語あり。即ちに暎人四十余名、兵器を携帯し上岸して查拿する有り。当に經に該難人等、情を講じて暎夷に附従する者一十八名、擒獲せらるる者五名、鳥鎗に中りて斃るる者三名、縊死する者二名あり。其の余は山中に竄躲し拿捕するを得ず。

該通事羅元祐、本官に告げて、該難人等は共に是れ奸邪の匪徒なれば、必ず再た来たりて捕獲せんとす、と云う。乃ち獲らえたる所の二十五名並びに暎人一名を將て兩隻に派載し、二十三日に於て連鯨して開去せり。該の山中に竄躲せる者は仍ち旧館に來たりて居住す。

本官、即ちに暎夷、何の緣故有りて此の如く騷擾せるやと問うに、答えて云う。前月、洋に在るの時、暎夷、我が同輩の病を患う者二人を將て海中に抛棄したれば、我等三、四十人、忽然として怒りを発し船主・水梢共に六名を打殺せり。是の時、我が同輩五名も亦た暎夷に打殺せらる。今、暎夷、専ら此の事の為に島に來たりて騷擾す、等の語あり。

嗣いで四月初四日に於て、又、暎船一隻、島に到りて五十七名を拿獲する有り。其の余は山中に竄躲し拿獲するを得ず。該通事、告ぐるに再た來たりて拿尽せんとするを以てす。乃ち獲らえ

たる所の五十七名を將て原船に載せ、十二日に於て開去せり。該の竄躲せる者は即ちに山中より館に回りにて居住す。内、一十三名は先後して病故し、一名は縊死したれば、俱に經に棺を給して埋葬せり。附従する者一十八名、擒獲せらるる者六十二名、並びに接取せる暎人一名、鳥鎗に中りて斃るる者三名、縊死せる者三名、前後して病故せる者二十三名を除くの外、現に在るの二百七十一名は旧に仍つて収養せり」等の由ありて前來す。

查するに、該難人等は實に天朝の民に係る。今、遠く海島に在りて郷を離れること日久しければ、誠に憐れむべきに属す。本より応に早きに及んで解送して閩に到らしむべし。但だ暎夷、其の洋に在りて暎国の船主・水梢等を打殺せらるるに因り、怒りを含みて怨みを蓄え、屢々經に船を遣わし島に到り、或いは之を擒らえ、或いは之を殺し、其の山中に竄躲する者は、告ぐるに重ねて來たりて拿尽せんとするを以てす。

且つ顧うに、暎夷の兇暴なること非常にして、咆噓吟の国に留まりてより以來、船隻往來し、常に隙を窺い事を滋さんとするの意有り。若し苟且に船を撥し該難人等を護送して閩に到らしむれば、暎夷、重ねて來たるのとき、其の命に違うを以て怒りを発し罪を加えて禍害の國家に及ぶを深く恐る。現今、飭して衣食を給与し、意を加えて撫恤して、護送の拳を將て暫く停止を行わしむ。統べて情に抛りて、兩院に転詳し、妥為く查辦せしめ、敵国をして該難人を護送して以て事無きを得さしめんことを祈る。理

として合に咨もて請うべし。査照して施行せしを賜覆されたり、等の因ありて司に到る。此れを准けたり。

又、抄片もて行査する事の為にす。

咸豊二年十一月初十日、前総督部堂季（芝昌）の憲節を奉けたるに（以下の如し）。

照らし得たるに、本部堂、咸豊二年十一月初七日に於て福建撫部院王（懿徳）と会同し、附片もて具奏せるところの、琉球国王世子、使を遣わして咨文を齎せしめたること、閩省内地の民人蔡祥慶等、洋に在りて琉球地方に漂収して安頓したること、啖咭喇国夷船の前往して六十余人を拿え回さるること、尚お二百余人は該国に寄寓する有ること、現に経に分別に査辦しつつあること各縁由の一片あり。殊批を奉到するを俟ちて別に録して飭知するを除き、並びに片稿・原咨・名冊を抄録して、欽差大臣両広督部堂に飛咨し、粵に在るの夷酋に照会せしめ、厦門領事に転飭して迅速に交審せしむ。及た興泉永道に行じて即速に厦防同知を督同し、啖国の厦に在るの領事巴邁士に照会し、条約に遵照して迅速に前に琉球国に在りて拿え回したるの閩省内地の民人を將て名に按じて交出せしめ、該道・庁等の公を乗りて審辦するを聴候せしめ、並びに抄片内に指す所の各節を將て明晰に実に掲り声覆して核辦せしむべし。一面には、泉州府及び同安・晋江・南安・惠安・安溪等の県に転飭し、一体に該民人等は平日家に在りて実在、是れ良なるや是れ匪なるやを確査せしめ、各該族房の保隣各

一人に査伝し、切実の供結を訊取し、呈送して通詳せしむべし。該道は職^{もつぱ}夷務を司れば、必ず須らく督飭して認真に査辦せしめ、稍も泄延して遷就するに任せ、大いに未だ便ならざるに干^かわるを得る母からしむべし。

暨^また汀漳龍道に行じて漳州府龍溪県に転飭し、該民人等は平日家に在りて実在、是れ良なるや是れ匪なるやを確査せしめ、該族房の保隣各一人に査伝し、切実の供結を訊取し、呈送し通詳して核辦せしむべし。琉球国より咨送せる原冊に開造せるの蘇章一名は汀州府の龍江県人に係る、等の語に至りては、査するに、閩省汀州府には並^たえて龍江県無ければ、該府所属の各県内に蘇章其人有りや無きやを究竟せしめ、並びに即ちに分飭して査覆せしむべし。並びに福臬司に行じて一体に飛速に移行し、分別に遵照して辦理せしむべし。該司、並びに閩省総局・司道に移し、夷務の各委員を督同して移飭して査照せしむるの外、合并して抄片もて行知す。牌を備えて司に到れば、即速に一体に移行し遵辦せしめよ。該司、仍お此の案を査訊し明確なるを俟ち、隨時、琉球国王世子に咨覆して査照せしめよ。遅るる母かれ。速速せよ、とあり。又、巡撫部院王（懿徳）の批を奉けたる興泉永道の具稟は（次の如し）。

奉査したるに「閩省の民人蔡祥慶等、洋に在りて琉球地方に漂収して安頓したること、啖咭喇国の船の前往して六十余人を拿え回さるること、並びに当時、鎗斃・縊死するものの外、尚お二百

余人有りて仍お琉球に在れば、飭して即ちに条約に遵照して暎国の夷酋に照会し、先に拿え回りたるの人を將て交出せしめて審辦し、一面には各節を査照して明晰に声覆せしむべし」等の因あり。遵いて經に道より暎領事巴邁士に照会して査復せしむ。

旋いで復称に抛るに「査するに、此の案は前に米國領事の移に抛るに称すらく、伊の國の商船一隻の船主暨び水手数名は、俱に船に搭るの閩人に兇殺せらる。後に經に罪を畏れて琉球地方に逃匿したれば、厦門には米國の兵船無きに因り、暎船を撥派して前赴せしめ、代為りて兇手を追擒して以て閩省に轉交し審辦するに便ならしめんことを求請す。當に經に前領事の蘇は、戰船二隻を特派し、琉球に往赴して逃匿せる閩人数十名を拿え回りに厦に到らしむ。當に米國官船も厦に來たる有り。經に暎國の水師官、拿え回りたる閩人等を將て名に按じて交代し明白ならしめ、隨いで經に帶びて粵省に至る。米官より章程に依照し、華官に轉交して審辦せしむ、とあり。來文の指す所の案内の情節は稽查するに従ふ無し。煩わくは米國官員に向いて查詢して方めて実情を得さしめんことを」等の語あり。

又、經に請に抛りて米國領事裨烈利に照会し去後れり。

茲に復称に抛るに「按ずるに、此の事は本合衆國に属するに係り、暎船に非ざるなり。該船主は沿海に在りて閩省の民人共に四百零十名を搭せて、本合衆國金山地方に往きて工と作さしめんを欲す。詎ぞ料らん、船、洋面に出て数日、搭せる所の人等は

船に在りて機に乗じて乱を作し、船主一名・舵工二名・水手四名を殺死するとは。共に七名に係る。後に殺し余すの水手を強圧して舟を行して崎枝の洋面に至り、暗礁に走り上るの時、衆の閩人は俱に各々逃走し島に上る。唯だ二十一名のみ留りて船に在り。船は潮に隨いて礁を下るに及び、殺し余す所の水手は乃ち機に乗じ、並びに留まる所の二十一名の閩人を載せて厦に轉ず。其の兵船は崎洋の海島に到りて諸閩人を拿獲し、經に帶びて粵省に往く有り。本合衆國の大員より、章程に依照して審辦し、罪を定めたる十八名は華官に交するを除くの外、余は皆、本合衆國の兵船に配載し厦に到りて田里に放ち歸らしむ。別に審辦する所の情節は、粵省に在るに縁りて本領事は詳細を甚だしくする無し。但だ思うに、此の案は粵に在りては經已に審辦し定着したれば、則ち其の余は以て問わざるべし。尚お留まりて崎枝洋の海島に在る所の人は、或いは琉球國より船を配して載せ回り、或いは華國船、処に到りて載せ回るも俱に可なり」等の由ありて前來す。

伏して査するに、該夷酋等の先後して照復せる各情は、琉球國王世子の原咨と逐一吻合すること能わずと雖も、其の大概の情形を核べたるに、尚お大いに相刺謬するに至らず。該夷の前咨に、拿え回りたるの數十人は、先に經に粵省に帶往して地方官に交して審辦せしむるを除くの外、余は俱に厦門に載せ回り釈放して完案せり。其の現に琉球に在るの人は、該夷、亦た復た顧みて問わず。惟だ該民人の蔡祥慶等は、平日家に在りて実在、是れ良

なるや是れ匪なるやは、必ず須らく査訊して明確にし、方めて核
実を昭らかにすべし。分別に汀漳龍道・泉州府に移行し、原籍の
各県に分飭して迅即族保・隣佑に査伝し、切実の供結を取取
し、呈送して通詳し察辦せしむるを除くの外、合に査詢せる情形
を將て稟もて察核を乞うべし、との縁由あり。

批を奉けたるに「査するに、現に琉球国に住まるの内地の民人
蔡祥慶等は、既に米国の夷領事より前情を移覆するに抛り、該民
人等は是れ良なるや是れ匪なるやを、応に即ちに船を配して載せ
回りに査訊し辦理すべし。其の前に暎船に拿え回さるる数十人の
内、称に抛るに、十八名は粵東に帯往せられ、米国の夷官より章
程に依照して粵省に転交し、審辦して罪を定めしむ。其の余は船
を配して厦に到れば田里に放ち歸らしむべし、等の語あり。応に
移咨して査覆せしむべきや否やは、司に仰じて前指に遵照せし
め、並びに蔡祥慶等は応に何船に配して内地に載せ回すべきやを
將て、日を剋して心を悉くして妥議し、通詳して察奪せしめよ。
一面に各道府に移行し、各籍の県に分飭して族隣に査伝し、切結
を取取し、通詳して核辦せしめよ、並びに暎船の載せ回りたる民
人は曾て厦に到りて放ち回らせるや否やを查明し、覆を具えて察
査せしめよ、仍お督部堂の批示を候て、繳す、稟は抄発す」とあ
り。並びに興泉永道の移を准けたるに、前因に同じ。各々司に到
る。此れを奉准せり。

復た経に兩院憲に詳請し、欽差大臣兩広督部堂葉（名琛）に移

咨して転飭し査覆せしむ。暨び興泉永道・汀漳龍道に移し、各
籍の県に檄飭して各該族隣に査伝し、該民人等は平日家に在りて
是れ良なるや是れ匪なるやを訊明し、切実の供結を取具し、通送
して核辦せしむ。並びに暎船の載せ回りたる民人は曾て厦に到り
て放ち回らせるや否やを查明し、覆を具えて察査せしむ。暨び琉
球国は現に何項の便船の、以て着して内地の民人蔡祥慶等を將て
載せ回らしむるに堪うる有るやの処は、福防庁に飭抛して詳称せ
しめたる所（次の如し）。

札を奉けたるに、本年、琉球国は何項の便船の閩に來たり、以
て着して現琉球に住まるの内地の民人蔡祥慶等を將て配運して内
地に載せ回りに審辦するに堪うる有るや無きやを飭査せし
め、日を剋して妥議し、詳覆して察奪せしむ、等の因あり。正に
飭査して核辦せしむるの間に在りて、琉球の請諭の正使王舅馬克
承等の稟に抛るに称すらく「切かに上年二月二十三日、暎船、敝
国の八重山島の洋面に漂到する有り。船内の難民三百八十名・暎
夷一名は上岸したるに、其の船は隨即に開去せり。敝国主、当即
に飭査せしむ。詢いたるところ、難人蔡祥慶の供称に抛るに、俱
に福建の漳・泉各属の人民に係る。本年二月初一日、厦門に在り
て搭船し暎国に開往し貿易せんとして、洋に在りて風に遭い、漂
流して此に至れば護送せんことを懇求す、等の語あり。当に経に
館を設け安頓して撫恤せしむ。三・四兩月の間に迫んで、又、暎
船三隻、先後して到來する有り。暎夷は各々器械を持ちて岸に登

ること置次、拿えらるる難民八十余名を船に載せて去る。又、該難民の陸続として病故せる二十三人は、俱に棺衾を給して葬埋するの外、現に在るの二百七十一名は、理として合に船に配して護送すべし。縁ちよなみに該通事羅元祐の云うに抛るに、難民は暎夷と船に在りて互いに人命を傷つけ肇衅多端なり、等の語あり。若し遽にわかに該難民を將て内地に護送すれば、誠に恐るらくは、暎船の再来たりて訪拿せんとするも踪無ければ勢い必ず憤怒し、球国は擾を被ること益々甚だしかるべし。是を以て敝国主は先に咨文を具えて承等を遣わして恭しく齎し、二号貢船に搭駕して閩に来たらしめ、呈もて藩憲に咨を給するを詳請するを懇ねがいて案に在り。

復た行に臨むの際に於て命を奉けたるに諄囑すらく、閩に抵るの後、当に護送を准さるるを蒙るを候ちて、即ちに須らく法を設け、船を購いて梢を撥し咨を齎し、先に趕いそぎ回るを行いて、以て辦理するに便ならしむるを准さるるを賜わらんことを稟請すべし、等の語あり。

蓋し八重山島は王府と離隔し地方遙遠なるに因り、船隻、相去あひゆくは一年の間に惟だ二・三月内の東北の風汛に乗ずるを得るの時に値たりて方めて駕して該島に抵るべし。伏して思うに、貢船は向に夏至の返棹に係る。若し此の時、回国するの後を俟ちて始めて將に該島に撥往せんとすれば、風汛もて行き難く、恐らくは本秋に於ては護送して閩に来たるに及ばざらん。況んや該難民の人数甚だ多ければ、久しく海隅に留めんか、瘠土の区たれば祇ただ恐

るらくは、供応週おたまねからず、殊に未だ便ならざること多からん。承等、館に在るの各官は、再四籌商したるも、惟だ迅やかに咨を給するを賜わるを詳請せられんことを籲懇する有るのみ。並びに船隻を購い備え、貢船上の海道を熟諳するの水梢を派撥し、咨を齎し趕緊に回国せしめ、以て船を配して護送し閩に抵るに便ならしむるを允准せられんことを乞う。庶ねがわくは妥協せられんことを。派撥するの水梢の花名・人数を將て別に造冊を行いて呈送するを除くの外、合に亟すみやかに情を瀝ひらいて稟を具うべし。

伏して乞うらくは、俯して転詳するを賜わり、恩もて迅やかに咨を給せられんことを。並びに承等、船を購いて趕いそぎ回り、以て護送して閩に来たるに便ならしむるを准予ゆるされ、本国をして以て事無きを得さしめんことを懇ねがう。深く徳便為るべし」等の情あり。転詳して司に到る。

当に査するに、此の案は先に琉球国中山王世子の移咨を准け、即ちに経に情に抛りて詳したれば、前督憲より分別に飭査せしめ、並びに欽差大臣両広督部堂に移咨し、夷酋に咨詢せしめ、閩に覆して遵辦せしめ、並びに漂収・査辦するの各緣由を將て附片もて奏明するを奉じて案に在り。

嗣いで経に興泉永道より米国領事に照会して査覆せしめたところ、現いま、琉球に住すままるの人は、或いは琉球国より配船して載せ回るも、或いは華国より船を遣わして往載するも俱に可なり、等の情あり。

稟もて前督憲の批を奉けたる局の核議に、省局司道より司に移し、琉球国には現に何項の便船の、以て着して内地の民人蔡祥慶等を將て載せ回らしむるに堪うる有るやの処を查明せしめ、咨もて案に歸し、核議して詳辦せしめんことを請う、等の因あり。

又、經に福防庁に檄飭して確查せしめ、本年、琉球国は何項の便船の閩に來たりて、以て着して内地の民人蔡祥慶等を將て載せ回り審辦するに堪うる有るや無きや、日を剋して妥議し、詳覆せしめ去後れり。

茲に該庁の詳に拠るに（次の如し）。

該夷使の稟に拠るに稱すらく「八重山島は王府と離隔し地方遙遠なれば、船隻往來するに風汛は只だ二・三兩月の内に在りて方めて駕して該島に抵るべし。貢船の返棹に至りては、向に夏至に係る。若し此の時、回国するの後を俟ちて始めて該島に撥往するを行わば、風汛もて行き難く、恐らくは本秋に於ては護送するに及ばざらん。咨を給するを詳請し、並びに船隻を購い備え、以て水梢を派撥し、先に咨を齎し趕ぎ回るを行うに便ならしめ、該民人等を將て船を配して以て秋の間に接貢船隻に随同し、護送して閩に來たるに便ならしむるを准されんことを懇乞う」とあり。応に俯して請う所の如く辦理し、以て稽遲するを免れしめて体恤を示すべきに似たり、とあり。

該庁に飭して、迅やかに該夷使の購い備える何項の船隻を將て、派撥するの水梢の姓名・人数と共に、日を剋して冊を造り結

を取りて詳送するを除くの外、合に就ちに文を具えて詳請せしむべし。批示を察核して以て咨を給し、備に該国王世子に移して査照せしむるに便ならしむれば、実に公便と為す、等の由あり。

詳もて兼署總督部堂王（懿徳）の批を奉けたるに、詳に拠りて已に悉れり、仰むらくは即ちに咨を給し、備に琉球国王世子に移して査照せしめよ、一面、福防庁に飭して迅やかに該夷使の購い備える何項の船隻を將て、派撥するの水梢の姓名・人数と共に、日を剋して冊・結を取造して詳辦せしめよ、遅るる毋かれ、仍お撫部院衙門の批示を候て、繳す、とあり。

又、巡撫部院王（懿徳）の批を奉けたるに、詳の如く辦理せしめよ、仍お督部堂衙門の批示を候て、繳す、各等の因あり。此れを奉けたり。並びに福防庁の詳報に拠るに、該夷使の購買せる梁士快の商船一隻は、派撥するの水梢の姓名と共に冊を造りて呈送す、とありて前來す。

合に就ちに移咨すべし。請煩わくは、査照して迅やかに八重山島に漂収するの内地の民人蔡祥慶等二百七十一名を將て、向例に遵照して官を撥し、護送して閩に來たらしめて審辦せしめんことを。望むこと切なり。速やかなるを望む、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

遵いて即ちに員役を派撥し、船に駕して八重山島に前往し、該難人等を將て向例に遵照し辦理して護送せしむ。

惟だ是れ該難人等の漂収して島に到るは、原共三百八十名、又

暎夷一名なり。内、経に報じたるの先後して拿え回りたる難人八十名、接回せる暎夷一名、鎗斃・縊死するもの六名、病故するもの二十三名は、俱に経に棺を給し収埋するを除き、又、大疫流行して先後して身故する者、顔退・劉坡・蔡松・陳木・劉惠・石黨・程狡・曾興・許樹・頼沢・黄義・盧癸・楊東・蔡採・黄成・林木・呂白・林忠・周守・郭有・林添・蔡大・陳河・胡朝・黄陀・林丁・李湿・柯団・邱樹・柯器・洪進・伝春・許好・董耳・処榮・李坊・陳進・黄自・林周・王海・王所・曾欽・王鏡・呉集・呉杞・鄭年・黄車・張明・頼生・彭能・林本・黄喜・呉路・呉河・葉遠・黄宙・陳帝・陳翁・高六・梁乞・陳兩宜・巖元・蕪財・孫味・張江・洪老・林風・王癸・陳晔・顔闔・莊勇・何福・呉天・長生・陳合・莊成・王成・李鑾・張東・安約・陳狡・蔡星・李二・張敬・李園・鄭終・黄安・王才・呉作・黄闔・許興・蔡益等の九十二名、先後して縊死する者、鄭徳成・黄摻・盧忠・黄有等の四名は俱に経に棺を給して収埋するを除くの外、現に在るの林王等の一百七十五名は人数衆多なれば、必ず須らく海船二隻を派撥して分勻して配載し、以て擁擠するを免るべし。

茲に特に都通事の鄭嘉政等を遣わし、梢役を率領して該難人林王等一百五名を將て海船一隻に駕坐し、前みて閩省に詣らしむ。統べて例に照らして題明せられんことを祈る。希わくは来船の員伴を將て館駅に安頓せしめ、事務の完竣するを俟ちて、来夏の早汎に於て原船に坐駕して遣発し、返棹するを准されんことを。

則ち航海の末員は驚濤の虞を免るを得るに庶からん。

此の次、貴司暨び兩院、仰いで皇上の藩服を懐柔するを体し、向例に照らして船を撥して送り回すを准さるるを濕く荷くす。

又、俯して使臣の請う所の如く、閩に就きて船を購い、咨を齎らして先に回らしめ、時に乗じて護送するを得さしめ、以て惶恐の憂を免がるるを蒙り、実に深く感戴せり。此に附して咨もて謝し、合に就ちに移知すべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは査照して代わりて兩院に転詳するを為して、以て謝悃を伸べられんことを。並びに該難人等を將て査収して施行せられよ。
須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豐三年（一八五三）八月十五日

注*本文書は「一九三二〇」への回答の咨文である。

- (1) 貴司の咨「一九三二〇」。
- (2) 遣 校訂本は「遣」とするが、台湾本は「遣」。
- (3) 陳木 校訂本は「陳木」、台湾本は「陳本」。
- (4) 胡朝 校訂本は「胡朝」とするが、台湾本は「故朝」。
- (5) 擁擠 群集がおしあう。雑踏する。こみあう。
- (6) 鄭嘉政 外間里之子親雲上か。咸豐三年の護送都通事。『宝案』では道光二十四年の管船火長（巻一七八）、同治三年の結状で正議大夫（第三集巻二〇）としても名がみえるが同一か。
- (7) 皇上の藩服 皇帝の治める遠隔の地。ここでは琉球王国。皇上は皇帝に対する尊称、敬称。藩服は九服（周代）、王城を中心と

咸豊三年（一八五三）八月十五日

注*本文書は〔別録一七〕の咨覆である。語注は〔別録一七〕参照。

- (1) 貴司の咨（別録一七）。
- (2) 荼毒 害毒。
- (3) 苦喚 苦しんでわめくこと。
- (4) 松江府 江蘇省のうち。長江河口南岸に位置する。現在の上海市の一部。
- (5) 銭文琦 咸豊三年（一八五三）にアメリカカ船で来航し、ベッテルハイムと同居して通訳をつとめた中国人。咸豊四年（一八五四）七月にベッテルハイム一家とともに琉球を去った。なお、『伯徳令其他往復文』（沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫）に、咸豊三年五月二十八日付け那覇地方官宛ての書簡があり、「松江府学廩膳生」と記されている。
- (6) 金善明 銭文琦とともに咸豊三年に來航した中国人通訳。
- (7) 謀を同じして 共同謀議して、の意。
- (8) 疆圉 疆は土地（領土）の境界、圉はくにぎかいの辺境地帯。内外の境界、国境。
- (9) 宗祊 宗は祖先のみたまや、祖先、おおもと。祊は廟（みたまや）の門内で先祖を祀る祭り。宗廟。

別録-19

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、被理（ペリー）艦隊の琉球來航の経緯と米英人の動向（貯炭所の開設、首里城への入城、伯徳令との往来等）について報告し、逗留米英人の退去方に付き救援を乞う旨の咨文

（咸豊三《一八五三》、九、十九）

琉球国中山王世子尚（泰）、咨請する事の為にす。

照らし得たるに、咸豊三年四月十九、二十一、二十三等の日に、^①亜美理堅の提督、^②火輪船一隻に坐駕し、^③兵船四隻を率同して、先後して国に到る有り。随即到に官に委して來歴を訪ね問わしむるに、通事の口称に拠るに、本船は亜美理堅の欽差大臣兼水師提督被理の坐する所に係る。其の余の四隻は、其の属官の坐する所に係る。本月初十日、上海県に在りて一斉に開船し、直ちに貴国に到る。現在、各船の一切の日用の物件は、特に脚船を撥して開單して需索すれば、必ず遲滞して便ならざる有り。小官五、六名をして上岸して寄居せしめ、以て物件を備辦するに便ならしめんことを乞う。事は提督大人の鈞論に關わる、等の由あり。随いで著して其の寄居するを辞せしむるも、該提督は聽從するを肯ぜず。乃ち二十三日に於て、強いて小官三名をして上岸して居住せしむ。

嗣いで提督の啓称に拠るに、本月三十日を定めて官兵を携帶

し、進みて王宮に到りて大臣と面会し、以て物件を備辦するの謝を鳴せんとす、等の由あり。当即に官に飭して文を具え、他の公廨に在りて相い会し鳴謝するを懇請せしむるも、該夷は大いに怒りて允さず。三十日に至りて、果たして兵卒を提いて浩浩蕩蕩として擅自に宮中に闖進す。敵国は力の支ぐべき無ければ、乃ち大臣に着して該夷と相い会せしむ。既に謝礼を行い、又、告ぐるに、和を通じ好を結ぶを以てす。随即に由を具えて請辞すれば、該夷は黙然として兵を引いて帰る。

五月二十二日、又、亜船二隻到来す。一船には華人二名を搭有し、擅自に上岸して咆噫吟と一室に同居す。該船二隻は未だ幾ばくならずして回り去けり。

五月二十五、二十六等の日に至りて、該提督の船は原船三隻を率同し、先後して開去するも、乃るに一隻を留めて国に在らしむ。六月二十、二十二等の日に至りて、該提督の船は原船二隻を率同して先後して再び来たる。一船は駛して何れの処に去くやを知らず。

旋いで提督の啓称に拠るに、小官の居る所の近辺に於て、廠一間を起こして煤炭を収蔵し、又、貴国の各様の土布・漆器・磁器等の物を収買するを准されんことを乞う、等の由あり。随いで着して文を具えて請辞せしむるも、該提督は艱然として大いに怒り、乃ち云う。倘し請う所を允さざれば直ちに王宮に入り、親ら國王に見えて陳請すべし、と。意は必ず行うに在り。敵国は法と

して施すべき無ければ、暫く着して准行せしむ。二十七日に至りて、該提督の船は原船二隻を率同し、放洋して回り去けり。七月初二日、又、亜船一隻有り。煤炭を装運して廠内に収蔵し、未だ幾ばくならずして開去せり。

七月初六日、又、亜国の火輪船一隻到来する有り。十六日に於て、開洋して回り去けり。留まる所の亜船一隻は、訪ね聞きたるに、近日開洋して回り去かんとす。即ち飭して船に在るの亜官に、留むる所の小官三名を携帶し一同に回り去かんとす。懇請せしむるも、該官は聽従するを肯ぜずして、却て称すらく、提督は曾て命ずる有り、仍つて華人八名・華人四名を將て上岸し加留せしむ、と。八月二十九日に于て、開船して回り去けり。現に今、一十五名は国に留まりて未だ回らず。

査するに、該亜国の提督は兵船数隻を率同し、意に任せて往来し、遂に小官等をして上岸して寄居せしむ。併びに一廠を起こし、煤炭を収貯す。甚だしきに至りては、事に託して宮に入り、且つ嘆人の咆噫吟と往来して絶えず。其の心は以て窺測し難し。日後、其の凶暴如何なるやを知らず。憂慮深切にして寝饋安んじ難し。

現在、該咆噫吟は尚お未だ撤回せず。屢々経に咨請して煩擾せしむるも、而も又、此れが為に籲請するは深く恐懼たり。但だ敵国は海隅に僻處すれば、全く天朝の徳威に仗りて永く大平を享けんとす。今、已に此の如ければ、固より以て委曲哀請して其の救

援を求めざるを得ず。

統べて祈るらくは、貴司、情に抛りて督両院に転詳し、妥為く查辦せしめ、亜酋に告諭して迅やかに船隻を撥し、小官等一十五名を接取して回籍せしめ、敵国をして以て安靖を得せしめんことを。

茲に接貢の閩に入るに際り、理として合に咨請すべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは、查照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊三年（一八五三）九月十九日

注*ペリーの最初の那覇来航については『評定所文書』一五〇一号「亜船来着二付那覇二而之日記」などを参照のこと（『沖縄県史料 前近代2 ペリー来航関係記録1』（沖縄県教育委員会、一九八二年）所収）。

- (1) 亜美理堅の提督 アメリカ合衆国の提督。ペリー提督のこと。
- (2) 火輪船一隻 蒸気船のこと。ここではペリー艦隊の旗艦サスケハナ号。
- (3) 兵船四隻 ミシシッピー号、サプライ号、カプリース号、ブレンドン号。
- (4) 被理 ペリー。マシュー・カルブレイス・ペリー (Matthew Calbraith Perry)。彼理と音。一七九四～一八五八年。米国東インド艦隊司令官。日本開国交渉のため特命全権大使として、一八五三年五月、兵船四隻を率いて那覇に来航。七月には江戸湾へ向かった。その間、小笠原調査、首里城強行訪問を行って

いる。五四年三月に日米和親条約、その後琉米修好条約を締結した。五四年七月に帰国するまで、ペリー艦隊は五度も那覇に寄港し、日本・琉球との条約交渉の基地として利用した。なお五四年七月、ベッテルハイムはペリー艦隊とともに帰国した。

(5) 浩浩蕩蕩 大規模で勢いのよいこと。止めようのない勢い。

(6) 闖進 突然現れて不法に進入してくる。急に入る。闖入する。

(7) 廠一間 廠は倉庫。石炭貯蔵庫。天久寺近くに建てられた。「亜船来着二付那覇二而之日記」六月二十一日の日記に「右寺（天久寺）近辺へ石炭貯置候蔵一軒」とペリーより石炭貯蔵庫の設置要請があったことが記され（『沖縄県史料 前近代2 ペリー来航関係記録1』17頁）、琉球側はいったん断つたもののペリーに恫喝されて小屋を作った。三十日の日記には「石炭入木屋」が完成したことを報告したことが記されている（『同』51頁）。

(8) 煤炭 石炭。

(9) 艷然 むつとする、怒るさま。

(10) 陳請 請願。陳述して要請すること。

(11) 法として施すべき無ければ 方法がないので。取るべき手段がないので。

(12) 加留 滞留者を増やすこと。

(13) 煩擾 邪魔する、わずらわせる、面倒をかける。「咨請して煩擾せしむるも」は咨文で（何度も）要請してご迷惑をおかけいたしますが、の意。

(14) 籲請 こいねがう。要請する。

酋に照会せざる無し。往返して辨論すること一にして足らず。歴として文巻の憑るべき有り。

茲に臣、現に叻酋の覆称を接けたるに、琉球国は已に該夷の本國と彼此早に文移有るも、並えて未だ允行せず。其の勉強して撤回せしめんとして現に答覆を抛けたる一切の各情形は、閩浙督臣に咨会して琉球使臣に諭せしむるを除くの外、相応に実に抛りて覆奏すべし。伏して皇上の聖鑑を乞う。謹んで奏す、各等の因あり。此れを奉けたり。合に再び移知すべし。此れが為に備に咨す。請煩わくは査照して施行せられよ、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

理として合に咨覆すべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは査照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

咸豊四年(一八五四)八月初三日

注*本文書は〔別鎌一〇〕の咨覆である。語注は〔別鎌二〇〕参照。

(1) 貴司の咨〔別鎌一〇〕。

別鎌-23

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、咸豊四年五月の貴司の咨および広東における欽差大臣と英米側との交渉を要請する閩浙総督王懿徳の上奏の抄摺を受領し、咸豊二年十月以降の琉球における米英人の動向(ヘリーの要求項目提示、伯徳令一家の退去、冒耳敦一家の逗留)を報告する旨の咨覆

(咸豊四《一八五四》、八、三)

琉球国中山王世子尚(泰)、咨覆する事の為にす。

咸豊四年六月初三日、貴司の咨を准けたるに(以下の如く)開

せり。

福防同知の呈もて繳めたる接貢夷官の録送せる、琉球国王世子より司に移するの咨文一件を抛けとり、当に経に情に抛りて転せり。

旋いで咸豊四年三月十五日に於て、総督部堂王(懿徳)の憲牌を奉けたるに(以下の如し)。

照らし得たるに、本部堂、咸豊四年三月十二日に於て恭摺して具奏せるところの、啖夷の啖噫吟等は久しく琉球に羈まりて亜美理堅の兵船を勾引し、駛し到らしめて騷擾し、経に該国王世子は再三籲請したれば、粵東の欽差大臣に移咨し、近きに就きて開導して接回せしめ、以て懷柔を示さんとするの一摺あり。殊批を奉到するを俟ちて、別に録して飭知するを除くの外、合に先に抄摺

して行知すべし。牌を備えて司に到れば、即便に転行して琉球国王世子に照会し査照せしめよ。遅るる母かれ、とあり。

計るに粘けたる抄摺あり。内に(次の如く)開せり。

奏すらくは、啖夷は久しく琉球に羈まりて亜美理堅の兵船を勾引し、駛し到らしめて騷擾し、経に該国王世子は再三籲請したれば、粵東の欽差大臣に移咨し、近きに就きて開導して以て懷柔を示さんとして、恭しく摺奏し聖鑑を祈る事の為にす。

窃かに、臣、福建藩司慶(端)の具詳を拠けたるに、福州府海防同知之呈もて繳めたる琉球国夷官の録送せる、該国王世子より司に移するの咨文を拠けとりたるに、内に(以下の如く)開せり。

査するに、啖夷の咆噓哈は眷属を携帯し久しく敝国に羈まる。且つ啖船は絡繹として絶えず、覬覦して測る莫し。甚だしきに至りては、宮中に直入し、肆行して忌る無し。此れに因り、二年、特に王舅の馬克承等を遣わし、咨を齎して閩に来たらしめ、請諭を為わんことを求む。経に督撫は情に拠りて具奏し、併びに欽差大臣の両広総督に咨し、査照して辦理せしむるを蒙る。

但だ該啖国は尚お未だ船を撥して接回せず。三年五月二十二日、亜美理堅船到来して華人二名を搭有し、咆噓哈と一室に同居せしむ。訊ねたるに、江蘇松江府の人に係り、一名は錢文琦、一名は金善明なり。称するに拠るに、日後、必ず啖人到来する有り。琦等先に來たるは其の通事の為なり、等の語あり。随即に官に飭して固辞せしめ、其の回り去くを勧めしむるも、該通事等は

聽從するを肯せず。現に今、騷擾すること益々甚だし。謀を共にして事を滋し、社稷保ち難きを深く恐る。統べて祈るらくは、督撫に転詳し、仍お欽差大臣の両広総督に咨し、勧めて早きに及んで撤回せしめ、永く疆圉を安んじ、世々宗祏を守るを得せしめんことを、等の因あり。

又、録送せる另案の咨文に拠るに、内に(以下の如く)開せり。咸豐三年四月十九、二十一、二十三等の日に、亜美理堅の火輪船一隻、兵船四隻を率同して、先後して国に到る有り。称するに拠るに、亜美理堅の欽差大臣兼水師提督被理の坐する所に係る。

其の余の四隻は、其の属官に係る。本月初十日、上海県に在りて一斉に開船し、直ちに貴国に到る。現在、各船の一切の日用の物件は、特に脚船を撥して開單して需索すれば、必ず遲滞して便ならざる有り。小官五、六名をして上岸して寄居せしめ、以て物件を辦理するに便ならしめんことを乞う、等の由あり。随いで着して其の寄居するを辞せしむるも聽從するを肯せず。乃ち二十三日に於て、強いて小官三名をして上岸して居住せしむ。

嗣いで三十日に至り、兵を提いて宮中に闖進す。力の支ぐべき無ければ、乃ち大臣に着して該夷と相い会せしむ。既に謝礼を行い、又、告ぐるに、和を通じ好を結ぶを以てし、兵を引いて歸る。五月二十二日、又、啖船二隻到来す。一船には華人二名を搭有し、擅自に上岸して咆噓哈と一室に同居す。

二十五、二十六等の日に至りて、該提督の船は原船三隻を率同

し、先後して開去するも、乃るに一隻を留めて国に在らしむ。

六月二十、二十二等の日に至りて、該提督の船は原船二隻を率同して先後して再び来たる。一船は駛して何れの処に去くやを知らず。

旋いで啓称に抛るに、小官の居住する所の近辺に於て、厩一間を起して煤炭を収蔵し、又、各様の土布・漆器・磁器等の物を収買せんことを乞う、とあり。文を具えて請辭せしむるも、艱然として大いに怒る。意は必ず行うに在り。二十七日に至りて、該提督の船は原船二隻を率同し、放洋して回り去けり。

七月初二日、又、亜船一隻有り。煤炭を装運して厩内に収蔵す。初六日、又、火輪船一隻到来する有り。十六日に於て、開洋して回り去けり。留まる所の亜船一隻は、訪ね聞きたるに、近日開洋して回り去かんとす、と。即ち飭して船に在るの亜官に、留むる所の小官三名を携帶して一同にして去らんことを懇請せしむるも、該官は聽従するを肯ぜずして、却て称すらく、提督は曾て命ぜざる有り、仍つて亞人八名・華人四名を將て上岸し加留せしむ、と。八月二十九日に於て、開船して回り去けり。現に今、一十五名は国に留まりて未だ回らず。

査するに、該亜国の提督は兵船数隻を率同し、意に任せて往来し、遂に小官をして上岸して寄居せしむ。並びに一厩を起し、煤炭を収儲す。甚しきに至りては、事に託して宮に入り、且つ啖人の咆噓吟と往来して絶えず。其の心は以て窺測し難し。日後、

其の凶暴如何なるやを知らず。憂慮深切にして寝饋安んじ難し。

現在、該咆噓吟は尚お未だ撤回せず。敝国は海隅に僻処すれば、全く天朝の徳威に仗りて永く太平を享けんことを。

統べて祈るらくは、情に抛りて転詳し、妥為く査辦せしめ、亜酋に告諭して迅やかに船隻を撥し、小官等一十五名を接取して回籍せしめ、安靖を得せしめんことを、等の因あり。各々司より転詳して臣に到る。

査するに、啖夷の咆噓吟は眷を携えて久しく琉球に羈まり、經に該国王世子は咸豊二年に於て復た使臣を遣わし、貢船に附搭して閩に来たらしめ、請諭を為わんことを求む。当に經に前督臣季(芝昌)は会同して具奏し、諭旨を欽奉したるに、欽差大臣にして両広総督の葉名琛に諭知し、近きに就きて該夷の領事包玲に向かいて開導せしめよ、等の因あり。此れを欽む。

旋いで該大臣の咨覆を准けたるに、夷酋の唃嚨は、該国は中国の版図の中に入らず、而も且た医生は原より善を行うが為に起見し、是を以て彼の土に居住す。琉球国は已に該夷の本国と早に文移有るも、並えて未だ允行せず、と覆稱せり。其の勉強して撤回せしむる能わざる者は、正に該酋の自主し能う所に非ざればなり、等の因を以てす。五月十六日に於て恭摺して具奏し、鈔奏して咨送せり。復た經に司に行り、転抄して琉球国王世子に照会し査照せしめて案に在り。

茲に詳に抛るに、前情あり。伏して査するに、向來、内地にて

查辦する一切の夷務は、均しく欽差大臣に移咨し、粵に在るの夷酋に照会し、転飭して遵照せしむるに係る。此の案は、經に啖酋の啖諭査覆し、琉球国は已に該国と本より文移有るも、並えて未だ撤回せしむるを允めずと雖も、但だ該酋は該国の公使の事務を辦理するに係れば、各口の領事とは同しからず。如し勸めて開導せしめざれば、則ち此の外に更に諭すべきの人無し。且つ上年、復た亜美理堅の兵船は絡繹として該国に到る有りて、日用の物件を索取し、兵を提いて宮に進み、肆行して忌る無し。現に復た廠を起こして煤炭を收儲し、強いて亞人・華人を留めて咆噓哈と一室に同居せしめ、多方に恐赫して騷擾すること益々深し。既に該国王世子、再三籲請するを准けたるに、勸導を為わんことを求むれば、自ずから心に俯して請う所の如く咨辦するを准予し、以て懷柔を示すべし。仍つて欽差大臣にして両広総督臣の葉(名琛)に飛咨し、近きに就きて情形を察看し機を相て開導せしめ、啖酋・亜酋に勸めて早きに及んで船を撥して接回せしめ、並びに広東の覆到るを俟ちて、司に飭して琉球国王世子に移会し査照せしむるを除くの外、臣、謹んで恭摺して具奏す。伏して皇上の聖鑑を乞う。再た福建巡撫は臣が兼署に係れば、会銜を庸うる母し。合并陳明す。謹んで奏す、等の因あり。此れを奉けたり。

欽差大臣の両広督部堂より咨覆聞に到るを俟ちて、別に移知するを行うを除くの外、合に先に咨覆すべし。此れが為に備に咨す。請煩わくは査照して施行せられよ、等の因あり。国に到る。

此れを准けたり。

查するに、咸豊三年十月初六日、亜美理堅の船三隻到来する有り。内、二隻は十月十四、十一月初三等の日に於て先後して開去するも、一隻は国に留まりて去らず。十二月二十三日、又、亜国^の提督は火輪船一隻に坐駕し、属船二隻を率同して一同に国に到る有り。通事の口称に拠るに、本月十七日、香港に在りて一斉に開洋し、直ちに貴国に到る。日後、別に属船三隻も到来する有らん、等の語あり。

続いて十二月二十六日に于て、属船二隻到来する有り。其の国に留まるの亜船は共計するに六隻なり。内、二隻は本年正月初三日、連鯨して開去せり。其の余の四隻は淹留して日久し。乃ち提督の啓称に拠るに、正月初六日を定めて官兵を携帶し、進みて王宮に到り、王世子暨び大臣と面会して以て新禧を賀するを要む、等の由あり。当即に官に飭して再三懇請せしめ、他の公廨に在りて大臣と相い会して礼を行わしめんとするも、該夷は応允するを肯ぜず。初六日に至り、果たして兵卒を率いて宮中に闖進す。即ち大臣に飭して該夷と相い会せしむ。既に礼を行ひ畢りて、黙然として兵を引いて歸る。乃ち小官一名・水手五名を將て上岸して寄居せしめ、原留の小官一十五名を接取し、併びに啖人の咆噓哈の妻子及び通事の錢文琦・金善明等をして属船二隻に配搭せしめ、初十、十一等の日に于て先後して開去するも、一隻は旧に仍つて逗留して去らず。

十七日、又、啖人の冒耳敦は妻子を携帶し、海船一隻に坐駕して到来し、啖噓哈と交代せんとする有り。上岸して一室に同居す。該船、未だ幾ばくならずして回り去けり。

六月初七日、又、提督は本船に坐駕し、属船一隻を率同して再來する有り。提督の啓称に拠るに、此の後、或いは亜国の船隻到来する有れば、須らく礼を以て相い待するを要む。一切の市に在るの什物は其の収買するを許し、用うる所の薪水も亦た収備して供給すべし。若し亜船風に遭いて漂来し、船隻を損壞すれば、総べて地方官より人を遣わして命を救い、便船有るを待ちて回籍せしむるを要む。或いは人の身故する有れば、地を給して埋葬すべし、等の由あり。

当即に官に飭して暫く応允するを為わしめれば、該提督は忻然として留まる所の小官一名・水手五名を接取し、併びに蔵する所の煤炭を搬載し、又、啖人の啖噓哈をして属船一隻に搭駕せしめ、二十一、二十三等の日に於て、前に留まる所の属船と与に、一共三隻とも先後して開去せり。此れ、誠に皇上の徳威の被う所にして、貴司暨び両院の照料の致す所なれば、国を挙げて感激涯り無き者なり。

該啖人の冒耳敦等に至りては、経に其の帰去するを勧むると雖も、聴従するを肯ぜずして、今尚お意に任せて淹留す。日用の物件は索需すること甚だ多く、以て国疲れ民苦しむを致す。況んや且強いて耶蘇教を授けんとし、騷擾して息まざれば、日後、何等

の禍患を醸成するやも知れず。憂慮深切にして寢食安んじ難し。仍つて祈るらくは、貴司より情に拠りて^督両院に転詳し、妥為く查辦せしめ、啖箇に告諭し、迅やかに船隻を撥して冒耳敦並びに眷属人等を接取し籍に帰らしめ、敝国をして以て安謐を得せしめんことを。

茲に進貢の便に値たれば、理として合に咨請すべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは查照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊四年(一八五四) 八月初三日

注*本文書は「別鎌二二」の咨覆である。語注は「別鎌一八」「別鎌二二」

参照。

- (1) 貴司の咨 「別鎌二二」。
- (2) 新禧を賀す 新年を祝う、新年の挨拶を交わす。
- (3) 応允 承知する。許す。
- (4) 冒耳敦 モートン。ジョージ・ヘンリー・モートン (George Henry Moreton)。唱叫噓とも。ベッテルハイムの後任として咸豊四年一月(一八五四年二月)に着任。一八五五年一月に琉球を離れた。
- (5) 提督の啓称 啓は申し上げる意。手紙。この啓の内容は琉米修好条約を要約したもの。琉米修好条約は、一八五四年七月一日(咸豊四年六月十七日)に琉球国とアメリカ合衆国によつて締結された。ペリーと尚宏勲(与那城王子朝紀)、馬良才(榎原親方朝矩)が調印、漢文と英文ともに二通を作成、交換した。

別録-24

自由貿易、アメリカ船舶に対する薪水の提供、アメリカ船からの漂流民の救助、琉球側にアメリカ人犯罪者の逮捕権を認め、アメリカに領事裁判権を認める、アメリカ人墓地の設置及びその保護、琉球国の水先案内に関する規定、アメリカ船舶への薪水の提供に関する費用等、の七条からなる。

- (6) 什物 日常使用する道具。什器。
- (7) 収価 物品の代価を受け取る事。
- (8) 禍患 災いや憂い。

福建布政使司より琉球国中山王世子尚泰あて、咸豊三年十月以降の米英側の動向(ペリー提督の要求事項提示、伯徳令一家の退去、冒耳敦一家の逗留)についての咨文を受領し、咸豊四年十一月の督撫の上奏(冒耳敦一家の退去方に付き広東における交渉継続の要請)、および上奏に対する上諭の写しを転送する旨の咨文(咸豊五《一八五五》、五、十)

福建等処承宣布政使司、移咨する事の為にす。

貴国王世子の咨を准けたるに(以下の如く)開せり。

査するに、咸豊三年十月初六日、亜美理堅の船三隻到来する有り。内、二隻は十月十四、十一月初三等の日に於て先後して開去するも、一隻は国に留まりて去らず。十二月二十三日、又、亜国の提督は火輪船一隻に坐駕し、属船二隻を率同して一同に国に到

る有り。通事の口称に拠るに、本月十七日、香港に在りて一齊に開洋し、直ちに貴国に到る。日後、另に属船三隻も到来する有らん、等の語あり。

続いて十二月二十六日に於て、属船二隻到来する有り。其の国に留まるの亜船は共計するに六隻なり。内、二隻は本年正月初三日、連船して開去せり。其の余の四隻は淹留して日久し。乃ち提督の啓称に拠るに、正月初六日を定めて官兵を携帯し、進みて王宮に到り、王世子暨び大臣と面会して以て新禮を賀するを要む、等の由あり。当即に官に飭して再三籲請せしめ、他の公廨に在りて大臣と相い会して礼を行わしめんとするも、該夷は応允するを肯ぜず。初六日に至り、果たして兵卒を率いて宮中に闖進す。即ち大臣に飭して該夷と相い会せしむ。既に礼を行ひ畢りて、默然として兵を引いて歸る。乃ち小官一名・水手五名を將て上岸して寄居せしめ、原留の小官一十五名を接取し、並びに啞人の啞噫吟の妻子及び通事の錢文琦・金善明等をして属船二隻に配搭せしめ、初十、十一等の日に於て先後して開去するも、一隻は旧に仍つて逗留して去らず。

十七日、又、啞人の冒耳敦は妻子を携帯し、海船一隻に坐駕して到来し、啞噫吟と交代せんとする有り。上岸して一室に同居す。該船、未だ幾ばくならずして回りに去けり。

六月初七日、又、提督は本船に坐駕し、属船一隻を率同して再来する有り。提督の啓称に拠るに、此の後、或いは亜国の船隻到